

平成30年度
国・県に対する提案・要望結果

平成31年2月

長野県町村議会議長会

目 次

I 国に対する提案・要望結果

国に対する提案・要望項目	1
長野県関係国会議員への面談要望概要	2
関係省庁への面談要望概要	5
1 総務省（議会の権能強化、議員のなり手確保、災害からの復興と 防災対策等の強化、大規模災害や複合災害に備えた公共 事業の推進）	6
2 文部科学省（教育環境の整備）	9
3 厚生労働省（地域医療・保健等の人材確保）	1 1
4 農林水産省（大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進、 野生鳥獣被害対策及び森林環境整備の推進）	1 3
5 国土交通省（大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進、 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実、 河川・砂防施設の整備促進、観光振興対策の推進）	1 5

II 県に対する提案・要望結果

県に対する提案・要望項目	1 9
県に対する面談提案・要望	2 0
1 災害からの復興と防災対策等の強化	2 2
2 大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進	2 5
3 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進	2 7
4 道州制反対	3 2
5 地域公共交通対策の推進	3 3
6 教育環境の整備	3 6
7 情報化施策の推進	4 7
8 地域医療・保健体制の充実	4 9
9 社会保障制度の充実	5 4
10 環境保全対策の推進	6 4
11 T P P 協定への適切な対応	7 3
12 農業・農村対策の推進	7 4
13 野生鳥獣被害対策の推進	8 3
14 森林・林業対策の推進	8 7

15	地域経済活性化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9 5
16	観光振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9 6
17	道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実・・・・・・・・	1 0 2
18	河川の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 3
19	砂防施設の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 4
20	住宅等の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 5
21	空き家対策に対する総合的な支援策の充実・・・・・・・・	1 1 7
22	県営住宅の適正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 9
23	冬期交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 0
24	地籍調査事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 1

Ⅲ 県議会に対する陳情結果

県議会（11月定例会）への陳情結果・・・・・・・・	1 2 3
---------------------------	-------

国に対する

重点提案・要望結果

提案・要望結果

国に対する提案・要望項目

- 1 議会の権能強化
- 2 議員のなり手確保
- 3 災害からの復興と防災対策等の強化
- 4 大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進
 - 5 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
 - 6 道州制反対、町村財政基盤の強化
 - 7 地域公共交通対策の推進
- 8 教育環境の整備
 - 9 情報化施策の推進
- 10 地域医療・保健体制の充実
- 11 社会保障制度の充実
 - 12 環境保全対策の推進
 - 13 T P P 協定への適切な対応
 - 14 農業・農村対策の推進
- 15 野生鳥獣被害対策の推進
- 16 森林・林業対策の推進
 - 17 地域経済活性化対策の推進
- 18 観光振興対策の推進
- 19 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
- 20 河川の整備促進
- 21 砂防施設の整備促進
 - 22 住宅等の耐震化の促進
 - 23 空き家対策に対する総合的な支援策の充実
 - 24 冬期交通の確保
 - 25 地籍調査事業の推進

※ ○印を付した項目は、重点提案・要望を含む項目

長野県関係国会議員への面談要望概要

- 1 日 時 平成30年11月16日（金）7時30分～9時
- 2 要望場所 東京都 全国町村会館 2階「ホール」
- 3 出席者

【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
理 事 (総務文教部会長)	木 村 英 雄	(箕輪町議会議長)
理 事 (社会文教部会長)	小 林 幸 雄	(信濃町議会議長)
理 事 (産業経済部会長)	篠 原 光 一	(南相木村議会議長)
理 事 (建設部会長)	下 出 謙 介	(王滝村議会議長)
監 事	棚 本 力	(木曽町議会議長)
常務理事	中 村 靖	

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長 (会長代行)	羽 田 健一郎	(長和町長)
副会長	平 林 明 人	(松川村長)
理 事 (総務文教部会長)	市 村 良 三	(小布施町長)
理 事 (社会環境部会長)	唐 木 一 直	(南箕輪村長)
理 事 (産業経済部会長)	茂 木 祐 司	(御代田町長)
理 事 (建設部会長)	藤 澤 泰 彦	(生坂村長)
監 事	青 木 悟	(下諏訪町長)
監 事	竹 節 義 孝	(山ノ内町長)

4 長野県関係国会議員の出席状況

【衆議院】

小選挙区	氏 名	政党	出欠
1	篠原 孝	国民民主	○
2	下条 みつ	国民民主	○
3	井出 庸生	無所属	○
4	後藤 茂之	自 民	○
5	宮下 一郎	自 民	○
比例	務台 俊介	自 民	○
	太田 昌孝	公 明	○

【参議院】

選挙区	氏 名	政党	出欠
地方区	羽田雄一郎	国民民主	○
	吉田 博美	自 民	○
	杉尾 秀哉	立憲民主	○
比例	平木 大作	公 明	○
	宮島 喜文	自 民	○
	武田 良介	共 産	○

5 要望

久保田三代町村議会議長会長（野沢温泉村議会議長）あいさつ及び要望



【国に対する提案・要望】

重点提案・要望項目のうち、以下の項目を説明

- 議会の権能強化（※）
 - 議員のなり手確保（※）
 - 観光振興対策の推進
 - 道路等交通網の整備促進及び
インフラ老朽化対策の充実
 - 河川・砂防施設の整備促進
- （※）は、議長会のみ要望項目

- ・ 本県町村議会の振興に対し、格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げます。
- ・ 町村は、少子高齢化や人口減少、自然災害への備えなど喫緊の課題を抱える中、地方創生に取り組んでいるところである。
- ・ 住民一人ひとりの声を的確に施策へ反映する中で、更なる振興発展のため、町村議会として全力で取り組んでいるので、先生方からのご支援をお願い申し上げます。

藤原忠彦町村会長（川上村長）あいさつ及び要望



【国に対する提案・要望】

重点提案・要望項目のうち、以下の項目を説明

- 災害からの復興と防災対策等の強化
- 大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進
- 教育環境の整備
- 地域医療・保健等の人材確保
- 野生鳥獣被害対策及び森林環境整備の推進

- ・ 長野県関係国会議員の先生方には、早朝よりご出席賜りお礼を申し上げます。
- ・ 定期総会において58町村長の総意により決議した提案・要望である。
- ・ 地域住民が心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざし、引き続き町村自治の確立に全力を尽くすので、各先生の深いご理解と、要望の実現に向けた格段のご高配を賜りたい。

6 意見交換（要旨）



各国会議員から、国政に関する情勢報告を受けるとともに、質疑を交えながら議員のなり手不足、議員報酬をはじめ、地方財政対策、税制改正、防災・減災対策、地域医療対策、教育環境整備など、国への要望についての意見交換を行った。

関係省庁への面談要望概要

1 日 時 平成30年11月16日（金）10時～12時

2 要望先

関係省庁：1班 ①総務省、②文部科学省、③厚生労働省

2班 ①農林水産省、②国土交通省、③観光庁、④林野庁

3 面談内容

重点提案・要望項目について、要望書を手渡ししながら面談を実施

4 要望先別班編成等

班	要望先省庁	出席者	事務局	長野県東京事務所
1	総務省 文部科学省 厚生労働省	【議長会】 ○下平副会長、木村理事、 小林理事、中村常務理事	事務局長 事務局 職員2名	秋山課長 （総務省） 浦澤課長補佐 （文部科学省） 中込課長補佐 （厚生労働省）
		【町村会】 ◎藤原会長、市村理事、竹節監事		
2	農林水産省 （林野庁） 国土交通省 （観光庁）	【議長会】 ◎久保田議長会長、篠原理事、 下出理事、棚本監事	事務局 職員2名	山宮課長 （農林水産省・ 林野庁） 堀課長補佐 （国土交通省・ 観光庁）
		【町村会】 ○平林副会長、藤澤理事、 茂木理事、青木監事		

◎班長、○副班長

- | | |
|-------------------------|------------|
| ・ 全国町村議会議長会長（事務総長）へ面談要望 | 【下平議長会副会長】 |
| ・ 全国町村会長（事務総長）へ面談要望 | 【藤原町村会長】 |

議会の権能強化

<提案・要望内容>

- 1 二代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- 2 条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めること。
- 3 議会の政策立案やチェック機能を強化するため、独立した議会事務局体制とするよう法律に規定すること。

議員のなり手確保

<提案・要望内容>

- 1 新たな地方議会のあり方や、議員のなり手不足対策の検討にあたっては、既に全国各地の地方議会において、地域の実情に合った議会改革が進められている現状を踏まえ、そうした町村議会の現場からの意見を尊重すること。
- 2 議員の兼職及び兼業禁止の緩和、議員への立候補及び議会・議員活動のための休暇・休職制度、議員退職後の復職制度の整備や議員報酬の改善、若者手当等の諸手当の導入、学校教育における地方議会の啓発など幅広い層から多様な人材を確保するための環境整備を図ること。
- 3 住民の代表者であり、団体意思の決定、執行機関の監視の役割を果たす地方議会議員の職責・職務について、法律上明確に位置付けること。
- 4 立候補者の負担を減らし、多様な人材の議会への参加を促すため、町村も市と同様に選挙運動用の自動車および選挙運動用のポスターについて、選挙公営の対象とすること。
また町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに、選挙公営の対象とすること。
- 5 国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現すること。

災害からの復興と防災対策等の強化

<提案・要望内容>

1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興

- (1) 長野県北部地震、長野県神城断層地震において被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、財政措置を講じるとともに、引き続き有効な対策を講じること。
- (2) 御嶽山の噴火災害を踏まえ、火山観測体制を強化し、登山者等の安全確保のための警戒避難体制の構築や火山安全設備の整備等に対し、更なる技術的・財政的支援及び拡充を行うこと。

2 防災・減災対策等の強化について

- (1) 平成30年7月豪雨災害では、早期の被災者支援及び復旧対策を進めるとともに、多くの犠牲者が出たことを踏まえ、住民の避難につながる防災情報のあり方について検証を行うなど、一層の防災・減災対策を推進すること。
- (2) 「災害対策基本法」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、更なる技術的・財政的支援を行うこと。
- (3) 地域に応じた防災・減災対策が柔軟かつ確実に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、十分な財政措置を講じること。
- (4) 防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機等の更新には、多額の費用と長期間の更新作業が生じることから、現状設備の延命など町村の実情に応じた対応が図られるよう十分な財政措置や技術的支援を講じること。

3 米軍機による低空飛行訓練について

米軍機の飛行訓練に伴い、低空による訓練や機体から発せられる轟音等により、住民生活に大きな不安などの影響が生じていることから、飛行訓練の実態を広く情報開示するとともに、関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう、適切に対応すること。

大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進

<提案・要望内容>

今後起こりうる地震、台風、豪雨、火山災害等の大規模災害や複合災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて、治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進すること。

また、防災・減災の観点から、道路や橋梁、利水施設等の強靱化を推進するとともに、財政措置の充実を図ること。

<面談要望>



安田事務次官と面談し、「議会の権能強化及び議員のなり手確保」、「災害からの復興と防災対策等の強化」、「大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進」について要望書を手渡しました。

安田事務次官からは、「地方の取組を確認しながら、対応していきたい」旨の発言がありました。

◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省 庁 名	職 名	氏 名
総 務 省	総務大臣	石田 真敏
	総務副大臣	鈴木 淳司
	総務大臣政務官	大西 英男
	○ 総務事務次官	安田 充
	総務審議官	若生 俊彦
	総務省官房長	武田 博之
	総務省官房総括審議官	宮地 毅
	総務省官房地域力創造審議官	佐々木 浩
	総務省自治行政局長	北崎 秀一
	総務省自治行政局官房審議官	吉川 浩民
	総務省自治行政局行政課長	森 源二
	総務省自治行政局市町村課長	望月 明雄
	総務省自治行政局地域政策課長	藤井 雅文
	総務省自治行政局地域自立応援課長	御給 健治
	総務省自治財政局長	林崎 理
	消防庁長官	黒田武一郎
	消防庁次長	横田 真二

教育環境の整備

<提案・要望内容>

1 小中学校の教員配置基準の拡充

- (1) 教員の質を向上させるとともに、義務教育における学級編制基準を引き続き見直し、正規教員を増員配置する中で、1学級あたりの児童・生徒数をOECD平均並みにすることを目指し、指導体制を充実させること。

また、小中学校は地域コミュニティの中核的役割を果たすため、機械的に教職員を減らすことなく、適切な財政措置を講じること。

- (2) 複式学級の学級編成の標準を引き下げ、教員配置基準の拡充を図ること。
- (3) 小学校の英語教育やプログラミング教育等の導入に際しては、地域の実情に応じた教員の養成と適切な配置を講じるとともに、地域の人材を有効活用できる仕組みを構築すること。
- (4) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (5) 小学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ALT等を積極的に活用できるようにするため、JETプログラムをはじめ民間委託等による配置に対し、財政支援を講じること。

2 特別支援教育等の充実

「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の推進を図ること。

3 教育施設等の充実

- (1) 学校等の公共施設のブロック塀などの調査点検及び危険個所の撤去、改修については、今般の補正予算でも対応されているが、必要とされる危険個所において確実に事業が実施できるよう財政措置を行うこと。

- (2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、十分な予算を確保すること。

また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図ること。

- (3) 子供たちが安全かつ安心して過ごすための冷房設備の設置については、今般の補正予算でも対応されているが、必要とされる教室等において確実に事業が実施できるよう財政措置を行うこと。

- (4) 老朽化したスポーツ・社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する財政措置を創設すること。

<面談要望>



藤原事務次官と面談し、「教育環境の整備」について要望書を手渡しました。

藤原事務次官からは、「教職員の定員改善に向け、しっかりと予算確保をしていきたい」「小学校英語については、しっかりと対応していきたい」「教職員だけではなく、学校をサポートしてくれる地域人材について、確保していきたい」旨の発言がありました。

◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省 庁 名	職 名	氏 名
文部科学省	文部科学大臣	柴山 昌彦
	文部科学副大臣	浮島 智子
	文部科学大臣政務官	中村 裕之
	○ 文部科学事務次官	藤原 誠
	文部科学審議官	芦立 訓
	文部科学省大臣官房長	生川 浩史
	文部科学省大臣官房総括審議官	瀧本 寛
	文部科学省初等中等教育局長	永山 賀久

地域医療・保健等の人材確保

<提案・要望内容>

1 医師の確保

- (1) 地域医療機関の医師不足が深刻であり、地域別、診療科別の医師の偏在を是正するため、中小公立病院を中心に適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分に確保される仕組みとすること。

- (2) 産婦人科医のように医師不足が深刻な診療科や地域の特性に配慮した、より適切な診療報酬上の評価を行うこと。

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。

また、復職支援や再就業対策について適切な措置を講じるとともに財政的支援を充実すること。

3 障がい児（者）の支援人材の確保

発達障がい児（者）の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障害の疑いのある児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の確保や相談支援体制の更なる充実を図ること。

4 保育人材の確保

良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善など、引き続き人材確保に取り組むこと。

5 介護人材の確保

「介護離職者ゼロ」を達成するため、介護サービスの基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、人材確保を図ること。

＜面談要望＞



迫井大臣官房審議官と面談し、「地域医療・保健等の人材確保」について要望書を手渡しました。

迫井大臣官房審議官からは、「医師等の確保については、地域偏在が解消される仕組みづくりをしっかりとしていきたい」「特定診療科の医師確保については、小児科、産婦人科についても、特に力を入れて取り組んでいきたい」旨の発言がありました。

◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省 庁 名	職 名	氏 名
厚生労働省	厚生労働大臣	根本 匠
	厚生労働副大臣	大口 善徳
	厚生労働副大臣	高階恵美子
	厚生労働大臣政務官	上野 宏史
	厚生労働大臣政務官	新谷 正義
	厚生労働事務次官	鈴木 俊彦
	厚生労働審議官	宮川 晃
	厚生労働大臣官房長	定塚由美子
	○ 厚生労働大臣官房審議官	迫井 正深
	厚生労働省医政局長	吉田 学
	厚生労働省子ども家庭局長	濱谷 浩樹
	厚生労働省社会・援護局長	谷内 繁
	厚生労働省老健局長	大島 一博

大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進

<要望内容>

今後起こりうる地震、台風、豪雨、火山災害等の大規模災害や複合災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて、治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進すること。

また、防災・減災の観点から、道路や橋梁、利水施設等の強靱化を推進するとともに、財政措置の充実を図ること。

野生鳥獣被害対策及び森林環境整備の推進

<要望内容>

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保すること。

2 広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じること。

3 駆除従事者の育成・確保

野生鳥獣被害対策の強化・充実を図るため、狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

4 森林病虫害対策の推進

松くい虫等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

5 森林環境整備の推進

森林環境譲与税（仮称）の用途については、地域の森林の実態に即した事業が推進できるように設計すること。

また、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整すること。

<面談要望>



濱村大臣政務官及び太田農村振興局次長と面談し、「大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進」、「野生鳥獣被害対策及び森林環境整備の推進」について要望書を手渡しました。

また、本郷林野庁次長と面談し、「森林環境整備の推進」について、要望書を手渡しました。

濱村大臣政務官からは、「大規模災害に備え、しっかりと対応していきたい」旨の発言がありました。



◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省 庁 名	職 名	氏 名
農林水産省	農林水産大臣	吉川 貴盛
	農林水産副大臣	小里 泰弘
	農林水産副大臣	高鳥 修一
	○ 農林水産大臣政務官	濱村 進
	農林水産大臣政務官	高野光二郎
	農林水産事務次官	末松 広行
	農林水産審議官	松島 浩道
	農林水産大臣官房長	水田 正和
	農林水産省大臣官房総括審議官	光吉 一
	農林水産省農村振興局長	室本 隆司
	○ 農林水産省農村振興局次長	太田 豊彦
	農林水産省大臣官房審議官(兼農村振興局)	木下 慎哉
林 野 庁	林野庁長官	牧元 幸司
	○ 林野庁次長	本郷 浩二
	林野庁林政部長	渡邊 毅
	林野庁森林整備部長	織田 央
	林野庁国有林野部長	小坂善太郎

大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進

<要望内容>

今後起こりうる地震、台風、豪雨、火山災害等の大規模災害や複合災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて、治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進すること。

また、防災・減災の観点から、道路や橋梁、利水施設等の強靱化を推進するとともに、財政措置の充実を図ること。

道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

<要望内容>

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国・県道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。また、安全・観光の面から歩道・信号機についても地域の要望に応じた設置を促進すること。
- (3) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (4) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金や地方創生道整備推進交付金の必要額を確保すること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備に対して必要な財源を確保すること。

2 リニア中央新幹線関連の基盤整備促進及び

工事に伴う町村への支援

- (1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図ること。
また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、ＪＲ東海への指導・監督を行うこと。
- (2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体を実施する環境評価に係る独自調査や、地元リニア対策会議等に係る人的・財政的支援措置を講じること。

3 インフラ老朽化対策の充実

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人

材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。
また、道路法改正に基づく橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じるなど町村負担の軽減を図ること。

河川・砂防施設の整備促進

<要望内容>

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図ること。
- 3 地方の意見や実績を十分踏まえ、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。
- 4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を促進すること。
- 5 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。

観光振興対策の推進

<要望内容>

- 1 地域資源を生かした観光振興
町村の特色ある地域資源を生かした観光振興を積極的に進めるため、観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図ること。
- 2 国際大会開催による地域観光・経済の振興
2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず多くの地域を訪問できるよう体制や環境を整備するとともに、町村が行う環境整備に対しても財政支援を行うこと。また、インバウンド観光による経済振興や、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。
- 3 スキー産業の振興
過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業にスキー索道業を追加するなど索道事業者の経営の安定化を図り、スキー場を抱える地域を支援すること。

<面談要望>



今井水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長に「道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実」、「河川・砂防施設の整備促進」、「観光振興対策の推進」について要望書を手渡しました。

今井課長からは、「全国から同様の要望をいただいている、しっかりと対応していきたい」旨の発言がありました。

また、濱口観光庁観光地域振興課広域連携推進室長と面談し、「観光振興対策の推進」について要望書を手渡しました。

濱口室長からは、「インバウンドについて、国としても力を入れており、しっかりと対応していきたい」旨の発言がありました。



◎要望先 ※○印は、面談を実施した者

省 庁 名	職 名	氏 名
国土交通省	国土交通大臣	石井 啓一
	国土交通副大臣	塚田 一郎
	国土交通副大臣	大塚 高司
	国土交通大臣政務官	工藤 彰三
	国土交通大臣政務官	田中 英之
	国土交通大臣政務官	阿達 雅志
	国土交通事務次官	森 昌文
	技監	菊池身智雄
	国土交通審議官	藤田 耕三
	国土交通審議官	由木 文彦
	国土交通審議官	篠原 康弘
	国土交通大臣官房長	藤井 直樹
	国土交通省総括審議官	和田 信貴
	国土交通省総括審議官	瓦林 康人
	国土交通省技術総括審議官	増田 博行
	国土交通省技術審議官	五道 仁実

	国土交通省水管理・国土保全局長	塚原 浩一
	国土交通省水管理・国土保全局次長	林 俊行
	国土交通省水管理・国土保全局砂防部長	栗原 淳一
	○ 国土交通省水管理・国土保全局砂防部 砂防計画課長	今井 一之
	国土交通省道路局長	池田 豊人
	国土交通省道路局次長	榊 真一
	国土交通省官房審議官（道路）	田尻 直人
	国土交通省鉄道局長	蒲生 篤実
	国土交通省鉄道局次長	石井 昌平
	国土交通省官房審議官（鉄道）	寺田 吉道
	国土交通省官房技術審議官（鉄道）	江口 秀二
観 光 庁	観光庁長官	田端 浩
	観光庁次長	和田 浩一
	観光庁審議官	金井 昭彦
	観光庁審議官	高科 淳
	観光庁観光地域振興部長	平岡 成哲
	○ 観光庁観光地域振興部観光地域振興課 広域連携推進室長	濱口 信彦

県に対する

重点提案・要望結果

提案・要望結果

県に対する提案・要望項目

- 1 災害からの復興と防災対策等の強化
- 2 大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進
 - 3 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進
 - 4 道州制反対
 - 5 地域公共交通対策の推進
- 6 教育環境の整備
 - 7 情報化施策の推進
- 8 地域医療・保健体制の充実
- 9 社会保障制度の充実
 - 10 環境保全対策の推進
 - 11 T P P 協定への適切な対応
 - 12 農業・農村対策の推進
- 13 野生鳥獣被害対策の推進
- 14 森林・林業対策の推進
 - 15 地域経済活性化対策の推進
- 16 観光振興対策の推進
- 17 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実
- 18 河川の整備促進
- 19 砂防施設の整備促進
 - 20 住宅等の耐震化の促進
 - 21 空き家対策に対する総合的な支援策の充実
 - 22 県営住宅の適正な管理
 - 23 冬期交通の確保
 - 24 地籍調査事業の推進

※ ○印を付した項目は、重点提案・要望項目

県に対する面談提案・要望

【県知事に対する重点提案・要望】

1 日 時：平成30年11月9日（金）16時00分～17時30分

2 場 所：長野市 ホテル犀北館 2階「ウエスト」

3 県の出席者

知 事	阿 部 守 一
副知事	太 田 寛
危機管理監兼危機管理部長	池 田 秀 幸
企画振興部長	小 岩 正 貴
総務部長	関 昇一郎
県民文化部長	角 田 道 夫
健康福祉部長	大 月 良 則
環境部長	高 田 真由美
産業政策監兼産業労働部長	内 田 雅 啓
観光部長	熊 谷 晃
農政部長	山 本 智 章
林務部長	山 崎 明
建設部長	長谷川 朋 弘
建設部リニア整備推進局長	水 間 武 樹
教育次長	轟 寛 逸
市町村課長	竹 内 善 彦

4 出席者

【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三 代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
理 事 (総務文教部会長)	木 村 英 雄	(箕輪町議会議長)
理 事 (社会環境部会長)	小 林 幸 雄	(信濃町議会議長)
理 事 (産業経済部会長)	篠 原 光 一	(南相木村議会議長)
理 事 (建 設 部 会 長)	下 出 謙 介	(王滝村議会議長)
監 事	棚 本 力	(木曽町議会議長)
常務理事	中 村 靖	

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長 (会長代行)	羽 田 健一郎	(長和町長)
副会長	平 林 明 人	(松川村長)
理 事 (社会環境部会長)	唐 木 一 直	(南箕輪村長)
理 事 (産業経済部会長)	茂 木 祐 司	(御代田町長)
理 事 (建 設 部 会 長)	藤 澤 泰 彦	(生坂村長)
監 事	青 木 悟	(下諏訪町長)
監 事	竹 節 義 孝	(山ノ内町長)



【県議会議長に対する陳情】

- 1 日 時：平成30年11月9日（金）
13時30分～14時00分
- 2 場 所：長野市 県庁議会棟
1階「議長応接室」
- 3 県議会の出席者
副議長 小林 東一郎
- 4 出席者



【長野県町村議会議長会】

会 長	久保田 三代	(野沢温泉村議会議長)
副会長	下 平 豊 久	(豊丘村議会議長)
常務理事	中 村 靖	

【長野県町村会】

会 長	藤 原 忠 彦	(川上村長)
副会長	羽 田 健一郎	(長和町長)
副会長	平 林 明 人	(松川村長)

重点項目**1 災害からの復興と防災対策等の強化****件 名**

- 1 長野県北部地震、長野県神城断層地震、御嶽山噴火災害からの復興**
- (1) 長野県北部地震、長野県神城断層地震において被災した町村の復興計画に基づく事業等が、計画的かつ円滑に推進できるよう、財政措置を講じるとともに、引き続き有効な対策を講じること。
- (2) 御嶽山の噴火災害を踏まえ、火山観測体制を強化し、登山者等の安全確保のための警戒避難体制の構築や火山安全設備の整備等に対し、更なる技術的・財政的支援及び拡充を行うよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 栄村の復興に向け、国の交付金により、住宅再建や農業施設等の基盤整備が行われ、農業生産額などは回復しつつあり、復興が進んでいる。引き続き、村と緊密に連携し、復興計画に基づく事業が計画的かつ着実に進められるよう支援を行ってまいりたい。
- ・ 長野県神城断層地震に対しては、被災した道路、農地、河川などのインフラの早期復興、二次災害防止のための地すべり対策、被災者の生活再建など、復旧・再生に向けた取組を実施してきたところ。特に、県単独として国の被災者生活再建支援法の対象とならない被災者への災害見舞金の支給や、被災者向け公営住宅建設にかかる嵩上げ補助制度の創設等、全庁を挙げて対応してきた。引き続き、市町村や関係機関と緊密に連携し、二次災害の防止対策など復興に向けて支援してまいりたい。
- ・ 御嶽山火山の防災対策については、火山災害の教訓を踏まえ、法制度や観測体制を強化が進められてきたところであるが、引き続き、国による火山観測体制の充実や技術的、財政的支援の充実を要望していく。また、昨年開設された名古屋大学研究施設や火山マイスターとの連携を図るなど、市町村に対する補助など、財政的支援に取り組んでいる。今後も、火山防災対策の推進に市町村と連携して取り組んでまいりたい。

参 考**1 長野県北部地震からの復興****(1) 復旧・復興の取組**

- ・ 復興村営住宅（18 棟）建設等による被災住宅の再建
- ・ 農地、水路等の改修、被災畜舎の再建
- ・ 被災道路の全線復旧
- ・ 農産物等の販売促進に向けた直売所の整備
- ・ 観光案内、子育て支援等の複合施設の整備 等

(2) 復興計画の推進のための財政支援

- ・ 平成 23 年度に国の特別交付税を財源とする栄村復興基金（10 億円）を設置し、村が復興計画に基づいて実施する事業に対して同基金を交付
- ・ 平成 29 年度までに基金全額（10 億 971 万 2 千 72 円）を交付

(3) 復興の状況

区 分	震災前 (H22 年度)	震災後 (H23 年度)	対 H22 比
稲作の作付面積	227ha	179ha	▲48ha
農業生産額	12.4 億円	7.8 億円	▲4.6 億円
観光客入込数	136,300 人	84,200 人	▲52,100 人



現 状	対 H23 比
201ha (H29)	22ha
9.8 億円 (H28)	2 億円
89,500 人 (H29)	5,300 人

2 長野県神城断層地震からの復興

(1) これまでの復旧・復興の取組

- インフラ（道路、農地、河川等）の早期復旧
- 二次災害防止のための地すべり対策や治山事業
- 被災者の生活再建
 - ・災害復興住宅資金融資制度による利子補給
 - ・被災者生活再建支援法の対象外の被災者に見舞金（県単）を支給
 - ・被災者向け公営住宅の建設について県単独で上乗せ助成

(2) 今後の取組

- インフラ（農地・農業用施設）の復旧（平成 30 年度完了見込み）
- 二次災害防止のための地すべり対策や治山事業（平成 34 年度頃完了見込み）

3 御嶽山噴火災害関連における県の動き

(1) 火山研究施設の配置

- ①県として、H29.7 月に開設された名古屋大学の研修施設に関わり、寄附講座の新設（寄付額 10,000 千円／年）や、設置支援（研修施設設備 1,083 千円／年）を行っている。今後は、観測データのより迅速な提供や職員への技術支援等が可能となるよう研究施設との連携を図っていく。
- ②知事から「国の施策並びに予算に関する要望」（H26.11、H27.6、H27.11、H28.5 H28.11、H29.5）として、国に対し、火山観測体制を強化するため、火山研究者の育成などを要望。

(2) 警戒避難体制構築や火山安全設備整備等に対する技術的・財政的支援及び拡充

- ①知事から「国の施策並びに予算に関する要望」（H26.11、H27.6、H27.11、H28.5、H28.11、H29.5、H30.6）として、登山者等の安全確保のため、（警戒避難体制構築や、）退避壕（シェルター）等の火山安全施設に対する技術的・財政的な支援を要望。
- ②携帯電話事業者に対し、山間部における携帯電話不感地域の解消に向けた早急な取組を要望（H26.12）
- ③「中央日本四県サミット」の構成県である長野県、新潟県、山梨県、静岡県の 4 県で、火山周辺の携帯電話不感地域において、携帯電話事業者が自ら新規に鉄塔・アンテナ等を整備した場合も携帯電話等エリア整備事業の補助対象とすること等を要望。

件 名

2 防災・減災対策等の強化について

- (1) 平成 30 年 7 月豪雨災害では、早期の被災者支援及び復旧対策を進めるとともに、多くの犠牲者が出たことを踏まえ、住民の避難につながる防災情報のあり方について検証を行うなど、一層の防災・減災対策を推進すること。
- (2) 「災害対策基本法」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、更なる技術的・財政的支援を行うよう国に対し働きかけること。
- (3) 地域に応じた防災・減災対策が柔軟かつ確実に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、十分な財政措置を講じるよう国に対し働きかけること。
- (4) 防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機等の更新には、多額の費用と長期間の更新作業が生じることから、現状設備の延命など町村の実情に応じた対応が図られるよう十分な財政措置や技術的支援を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 県と市町村で連携し、平成 30 年 7 月豪雨災害等における県内避難の実態調査や、他県での先進事例の調査を行い、自治会など地域の連携で命を守る仕組みとして、「共助」による避難体制を構築したいと考えている。また、情報の発信に際しては、簡潔で分かりやすい表現を加えることなど、市町村と一体となった危機管理体制を推進していきたいと考えているので、御協力をいただきたい。
- ・ 大規模災害の発生に備えて、引き続き町村に対しきめ細かな情報提供を行うとともに、町村の地域防災計画の見直しや、国土強靱化地域計画の策定に際して、引き続き事前相談の場を設けるなど、技術的な支援を行ってまいりたい。
- ・ 国への財政支援、技術支援、人的支援については、近年発生した大規模災害を踏まえ、新たな制度の創設や緊急防災・減災事業債等の恒久化など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図るなど、知事会を通じ引き続き要望していく。
- ・ 緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大や自由度の高い施設整備交付金の創設など、引き続き、国に対しての働きかけを継続してまいりたい。また、技術支援災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業の活用を図ってまいりたい。

参 考

1 法制度の課題・問題点

南海トラフ地震特別措置法においては津波被害が想定される沿岸県では、津波避難対策特別強化地域の指定により、避難場所、避難経路の整備について特別の財政措置があるが、津波被害が想定されない本県では、同法に基づく特別の財政的な措置はない。

火山防災協議会の運営経費等について、現時点では国の財政的な措置はない。

2 緊急防災・減災事業債

平成 23 年度から設けられた「緊急防災・減災事業債制度」は、地方債充当率 100%・交付税参入率 70%と手厚い財政措置が講じられており、これまで公共施設の耐震化や防災拠点施設の整備等に積極的に活用されている。

平成 28 年 8 月 2 日付の総務省自治財政局地方課「「未来への投資を実現する経済対策」における緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について」により、緊急防災・減災事業債の対象拡大の方針が示され、防災情報システムや災害時のオペレーションシステムの構築事業、J-ALERT の新型受信機の導入など、新たに対象事業を追加したほか、対象事業期間を平成 32 年度まで延長してきている。

しかしながら、防災拠点となる公共施設等は経年劣化も進んできており、財政計画を含めた計画的な整備が必要で、終了年度までに全ての施設等を整備することは困難であることから、同制度の恒久化や拡充について市町村から要望が寄せられている。

3 防災行政無線のデジタル化

①現況

(1) 財政支援として

- ・ 戸別受信機の配備に要する経費について、平成 32 年度まで特別交付税措置を延長。
- ・ 戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置の配備に要する経費について、平成 30 年度から新たに特別交付税措置。

(2) 技術支援として

- ・ 機能を厳選した戸別受信機の標準的なモデル等を策定し、その仕様書（例）を作成
- ・ 個別町村を対象とした災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業など戸別受信機等の整備促進に向けた施策を実施している。

なお、総務省では、防災行政無線のデジタル化を推進しているが、必須ではない。

②課題・問題点等

- ・戸別受信機の整備には、高額な費用を要する。
- ・緊急防災・減災事業債を活用して戸別受信機を整備する場合、防災行政無線（親局等）と一体での整備が必要。更に、防災行政無線の整備は、デジタル化が必要。
- ・戸別受信機等の更新には、長期間の更新作業を要するが、緊急防災・減災事業債や特別交付税措置は平成 32 年度で終了。

重点項目

2 大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進

件 名

今後起こりうる地震、台風、豪雨、火山災害等の大規模災害や複合災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて、治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進すること。

また、防災・減災の観点から、道路や橋梁、利水施設等の強靱化を推進するとともに、財政措置の充実を図ること。

県の見解

- ・ 今後は、北海道胆振東部地震や台風による風水害等の状況から見えてきた課題も踏まえて全庁的な視野から改善を行い、起こり得る様々な大規模災害に対して、部局連携のもと道路や橋梁、利水施設等の強靱化を一体的に推進してまいりたい。
- ・ 治山・砂防施設の整備や河川改修、洪水調節施設の整備を推進するとともに、森林税を活用した除・間伐等の里山整備や河畔林整備を実施し、また、河川の適切な維持管理を行うなど、流域全体の総合的な整備を推進してまいりたい。また、ハード対策と合わせて、大規模災害や複合災害に備えるソフト対策についても推進してまいりたい。
- ・ 橋梁耐震補強、法面防災及び道路改築など、防災・減災のためのハード整備についても、引き続き、優先度の高いものから順次対策を実施してまいりたい。
- ・ ため池等農業水利施設についても、耐震化や豪雨対策など防災・減災対策を緊急度に応じて順次実施し、災害に強い農村づくりを推進してまいりたい。
また、道路・河川等施設ごとに「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な点検及び修繕等を実施し、健全な状態を保つよう維持管理に努めてまいりたい。
- ・ 「長野県強靱化計画」において、全体事業費が概ね 5 億円以上と見込まれる公共事業の主な整備箇所を明示し、今後 5 年間で完成・供用や事業着手などの目標を設定した。これらの事業を着実に推進するため、必要な公共事業予算の確保を図っていく。補助公共事業予算の確保に向けては、これまでも、国土交通大臣や農林水産大臣をはじめとして、関係省庁の幹部に直接要望を行うなど、精力的に取り組んできた。
- ・ 引き続き、国に対してあらゆる機会を通じて必要な財源の確保や地方財政措置の充実について、要望・要請等を行ってまいりたい。
- ・ 一方、国でも今般の大規模災害を受けて「重要インフラの緊急点検」を実施しており、11 月末を目途に対応方策を取りまとめ、今後 3 年間で集中的に防災・減災対策を行うと聞いている。通常予算を削減することなく、防災・減災対策予算を別枠として確保するよう、県としても国に要望してまいるので、各町村においてもあらゆる機会を捉え訴えて頂きたい。

参 考

県では平成 28 年 3 月に第 1 期「長野県強靱化計画」を策定し、「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守り抜く」という総合目標のもと、計画を推進。

しかしながら、第 1 期計画期間中に平成 28 年 4 の熊本地震や翌年 7 月の九州北部豪雨など、大規模な災害が発生し、災害対応を通じて迅速な避難誘導や救援物資の円滑な受入れなどの新たな課題が出た。

こうした課題や多様化する災害に的確に対応するため、第 2 期計画では各部局連携のもとで、

- ① 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実
- ② 地震から命を守る建物の強靱化
- ③ 集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策の 3 つを重点事項に掲げ、ハード・ソフトの両面から一体的に各種施策を進めている。

《公共事業の主な整備箇所一覧》

各地の実情に合った整備を推進するため、全体事業費が概ね 5 億円以上と見込まれる箇所を掲載

○ハード対策

- ・ 道路の防災対策事業(緊急輸送路の防災対策強化の推進など)
- ・ 電柱の倒壊対策
- ・ 沿道の支障木伐採
- ・ 道路等の長寿命化修繕計画の策定による計画的な点検、維持管理等
- ・ 河川整備計画の策定と河川改修、洪水調節施設整備
- ・ 森林づくり県民税を活用した県単河畔林整備事業
- ・ 災害時要配慮者の安全対策の強化
- ・ 土砂・流出木対策の強化
- ・ 石積堰堤の緊急改修
- ・ 脆弱な地質を有する地域の重点的な整備(検討中)
- ・ 治山事業の実施
- ・ ため池や農業用水路等の耐震化・豪雨対策

○ソフト対策

- ・ 想定最大規模降雨での浸水想定区域図の作成・公表
- ・ 土砂災害警戒区域等の再指定
- ・ 大規模氾濫減災協議会を設置し、市町村、関係機関と連携した取組の推進
- ・ 危機管理型水位計の設置
- ・ 市町村ハザードマップ、タイムラインの策定、周知の支援
- ・ 県立歴史館と連携した地域住民への災害伝承の取組
- ・ 小学校、中学校での防災教育、地域防災マップ策定支援等
- ・ 土砂災害警戒情報の発表基準の見直し
- ・ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定及び避難訓練実施の支援(健康福祉部と連携)
- ・ 「通れるマップ」による情報提供
- ・ 大雪時の交通対策
- ・ 県民手帳への啓発記事(H32 版から)
- ・ エリアメールによる緊急情報提供(検討中)

3 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

件 名	
1 実効性のある地方創生への取り組み	
	県内全ての町村が、それぞれの総合戦略に掲げる目標の実現へ自主的・主体的に取り組めるよう、町村の地方創生推進交付金等の活用に向けた支援を行うこと。
県の見解	
	・ 地方創生推進交付金については、平成 30 年度は 1,000 億円が予算措置されており、県内では、19 市 41 町村 1 広域連合に対して約 19.3 億円が交付決定されているところ。 ・ 平成 31 年度は、国の概算要求で 1,150 億円が計上されており、県としては、多くの町村が交付金を活用できるよう、実施計画書策定に当たっての助言、また事業執行にあたっての助言や国との調整などを通じて、引き続き支援してまいりたい。
参 考	
1 地方創生関連予算等について	
1 地方創生推進交付金	
(1) 事業概要・目的	地方版総合戦略に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に記載された自主的・主体的で先導的な取組を支援（別添のとおり）
(2) 平成 30 年度予算額	1,000 億円（事業費ベース 2,000 億円程度） ※補助率 1/2
(3) 平成 30 年度県内市町村の交付決定額（H30. 10. 30 現在）	19 市 41 町村 1 広域連合に対して約 19.3 億円
(4) 平成 31 年度概算要求額	1,150 億円（事業費ベース 2,300 億円程度） ※補助率 1/2
2 生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金	（国における今後の予算計上の有無については不明）
(1) 事業概要・目的	地方版総合戦略に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に記載された「生産性革命」に資する自主的・主体的な地域拠点づくり支援（別添のとおり）
(2) 予算額（平成 29 年度第 2 次補正予算⇒平成 30 年度へ繰越）	384 億円（事業費ベース 769 億円程度） ※補助率 1/2
(3) 県内市町村の交付決定額（H30. 10. 30 現在）	3 市 2 町村に対して約 2.1 億円

件 名	
2 人口減少対策の推進	
	(1) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住希望が多い本県の特性を生かし、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。 また、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実するよう国に対し働きかけること。 (2) 人口減少社会の中において、地域コミュニティの維持は重要な課題であり、地域の元気を生み出すコミュニティ事業への財政支援を充実すること。
県の見解	
	・ 移住促進策を効果的、かつ効率的に実施するため、「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」を平成 18 年度に設立し、市町村や民間事業者との連携により、「オール信州」で移住者を呼び込む態勢（移住相談会の開催、住まいや生活環境の情報発信

等）に取り組んできたところ。

- ・ 平成 28 年 9 月には、移住希望者等へ特典サービスを提供していただく県内事業者を「楽園信州移住応援企業」として認定する制度を立ち上げ、本年 10 月現在で、64 事業者（金融機関、不動産業者、引っ越し業者、レンタカー会社等）を認定したところであり、今後も充実を図ってまいりたい。
- ・ 市町村の皆様にも協力をいただき、移住者等が地域に溶け込むための相談や支援を行う「移住コンシェルジュ」を設けている。また、相談体制の充実を図るために市町村担当者と対象とした研修会実施し、引き続き移住者の確実な定着につなげてまいりたい。
- ・ 移住者同士の交流深め、情報交換などが行えるよう、毎年県内 4 地域で交流会を実施している。
- ・ 高齢者の移住受入に係る財政負担については、全国知事会から「介護保険に係る特別な財政調整制度を創設すること」を、国へ要望しているところ。今後も、市町村の意見を伺いながら、本県においても、都市部の高齢者移住が移住先自治体の負担増にならないよう、必要に応じて、国へ要望してまいりたい。
- ・ コミュニティ助成等の財源は、宝くじの売り上げに左右されることから、引き続き販売額増加のため広報等に努めていく。元気づくり支援金は、地域の元気を生み出す取組を後押しするための制度として定着している。引き続き、地域の将来を見据えた地域づくりのために、支援金を活用していただきたい。

参 考

1 移住交流者の受け入れ態勢支援の充実

- ・ 総務省の「平成 29 年度の移住相談に関する調査結果」（H30. 7. 27 公表）によると、全国の都道府県と市町村が受け付けた移住相談件数は約 26 万件と、前年度から約 4 万 7 千件増加しており、全国的に移住の関心が高まっている。
- ・ また、近年は若い世代（20～40 歳）の移住の関心が増加により、移住先選択の条件として、相談者のうち約 6 割が「就労の場があること」をあげている。次いで「自然環境が良いこと」「住居があること」の順となっている（「ふるさと回帰支援センター来場者アンケート調査」（平成 29 年）より）。
- ・ 本県では、三大都市圏全てに専任の移住相談員を配置し、相談体制の充実を図るとともに、I ターン登録制度、銀座 NAGANO へのハローワーク機能の設置、「楽園信州空き家バンク」など、信州で「働くこと」「住むこと」に対する支援を実施。
- ・ 移住者が地域に溶け込めるよう市町村と連携し、移住者と地域をつなぐ窓口を紹介するとともに、移住者交流会を毎年県内 4 地域で交流会を実施。

2 高齢者の移住受け入れ

- ・ 国では、有識者会議を設け、都市部の元気な高齢者の地方移住施策「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の最終報告の取りまとめ及び公表を行った。（H27. 12）
- ・ しかし、高齢者は医療・介護の需要が大きく、都市部から地方へ移住した場合、移住先自治体の負担増となることが懸念される。

国民医療費における 65 歳以上の占める割合：59. 3%（H27 年度国民医療費の概況（厚労省））

- ・ また、地方が都市部の高齢者を受け入れ、適切な医療・介護サービスを提供するためには、人材の確保・定着も含めた、一層の体制整備が必要。
- ・ 平成 27 年 7 月、全国知事会は、高齢者移住について「地方の負担増とならない、はっきりと目で見える形での制度改革が必要である」との緊急要望を国に実施。

（参考）高齢者移住に関する課題の補足

- ・ 医療・介護では、高齢者が特養などの施設に移住した場合、移住元自治体が費用を負担する「住所地特例」ルールがあるが、施設入所を伴わない、高齢者の移住についてはルールが適用されない。
- ・ 医療・介護の地方自治体負担分については地方交付税措置されているが、高齢者が増え、医療や介護の全体額が増えると自治体の負担感が増す。

3 コミュニティ助成等の実施

- ・ サマージャンボ、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金は、都道府県を通じて市町村振興協会に交付金として交付され、市町村振興協会は、市町村へ交付金として配分するとともに一部を基金として積み立て、市町村への貸付や各種事業を行っている。近年、宝くじの販売額が減少しており、それに伴いコミュニティ助成等の財源が減少傾向にある。
- ・ 平成 19 年から、地域発 元気づくり支援金により、市町村や公共の団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、必要な経費を支援

件 名

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地等の施策に対する支援を充実させるよう国に対し働きかけること。
- (2) 働くすべての人が自らの能力を発揮し、人生を楽しむことができるための「働き方改革」を推進するとともに、長野県の特徴を生かした多種多様な働き方・暮らし方の創造・定着を図ること。特に、人口流出や移住定住促進の観点において、女性や若者の働く場の確保や環境整備を推進すること。

県の見解

- ・ 創業・立地については、県としても現行の支援策を十分に活用できるよう、町村に対するサポートを一層強化するとともに、創業・立地に係る具体的な提案等があれば、国に対し要望してまいりたい。
- ・ H22 年以来、県の年間総実労働時間は全国値を上回る状況が続いているほか、県内企業への多様な勤務制度導入についてはなかなか進まないといった状況となっている。多様な人材が能力を発揮し活躍するため、長時間労働の削減や休暇取得の促進、多様な勤務制度の導入等によりそれぞれの状況に応じた働き方ができる環境を整備していくことは重要な課題。また、長時間労働は男性の家事や育児参加を抑制し、これが少子化や女性の活躍を阻害することにもつながっているという指摘もあるところ。
- ・ 県では、積極的な企業訪問による短時間正社員制度など多様な勤務制度の導入の働きかけを実施し、こうした制度の導入・実践や非正規社員の処遇改善などに取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証するなど、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。
- ・ さらに、今年度 4 月に立ち上げた「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」では、県内の産業を担う人材の就業促進及び働き方改革の推進に向けた検討を行うとともに、10 の地域会議と 6 の産業分野別会議における、地域や産業分野の実情に合わせた課題の議論を踏まえ「推進方針」を決定する予定。この方針を基に構成団体が連携して施策を実施することとしている。また、働き方改革のための事業のひとつとして、仕事と地域活動や好きなこと・やりたいことを両立させ、人生を楽しみ生きがいを持ちながら働く「一人多役」型の働き方・暮らし方を実践している方の情報発信や、モデル地域から「一人多役」型のライフスタイルを発信し雇用につなげるセミナーの開催などを実施している。
- ・ このほか、これから結婚、子育てをしようとする、若い世代の雇用の場を確保し、長野県で就職し、暮らしていくことを支援するために、ジョブカフェ信州において、

ハローワークと連携した若者の就職支援を行っているほか、民間事業者に委託して、若者を正社員就職につなげる研修事業などを実施している。

- ・ これらの取組により、今後も、多様な働き方の普及促進、若い世代の雇用の安定や職場定着に取り組んでまいりたい。

参 考

1 現状

(1) 町村における創業・立地の取組（58 町村の状況）

- ① 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画
（策定済 31 町村 策定予定 9 町村 策定予定なし 18 町村）
国の支援策：創業促進補助金、登録免許税の軽減、信用保証枠の拡大
市町村に対し地域経済循環創造事業交付金、交付税措置等
- ② 地域未来投資促進法に基づく基本計画（策定済 10 広域）
国の支援策：法人税の軽減措置、低利融資等
誘致自治体による地方税（不動産取得税、固定資産税）の課税免除（不均一課税）
に対し、交付税による減収補てん措置
- ③ 改正地域再生法に基づく地域再生計画（策定済 46 町村 未策定 12 町村）
国の支援策：本社機能等移転企業に事業税、固定資産税軽減措置等
誘致自治体に交付税で減収補てん措置

(2) 県における創業・立地等の支援

- ① 創業サポートの強化
日本一創業しやすい県づくりを目指し、創業・起業支援強化事業、サポートオフィス事業、専門家派遣事業等を実施。創業支援資金制度を拡充
（H29 年度 創業相談件数 526 件 専門家派遣件数 544 件）
- ② 信州創業応援プラットフォームの創出（H29 新規）
産学官金によるネットワークを構築し情報の一元化と全県的な機運醸成を図るとともに新たな支援策等を検討
（構成機関 71 機関／市町村 9、支援機関等 34、コワーキング 28）
- ③ 企業立地の促進
産業立地推進役の県外事務所への配置や信州ものづくり産業応援助成金による企業立地の支援等を実施
（H29 年度 事業認定件数 17 件 助成金交付予定額 22 億 7,570 万円）

(3) 長野県のパートタイム労働者を除く年間総実労働時間は、全国値より多い。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	1976.4	2008.8	2006.4	2030.4	2018.4	2020.8	2025.6	2024.4	2025.6
長野県	1974	2010	2008.8	2030.4	2019.6	2035.2	2030.4	2031.6	2037.6

（毎月勤労統計調査）

(4) 長野県では、多様な勤務制度の企業への導入は進んでいない。

	全国	長野県	東京都
テレワーク制度	13.9%	4.8%	3.3%
短時間正社員制度	20.8%	12.1%	22.8%

（H29 通信利用動向調査（総務省）、H29 雇用均等基本調査（厚労省）、H29 景気動向調査、H29 労働環境等実態調査、H28 東京都男女雇用平等参画調査（東京都））

(5) U ターン就職率は 4 割前後。

県外に進学した学生が、卒業・就職時に県内に戻る割合は 4 割前後。

卒業（年月）	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3
U ターン就職率（%）	44.1	42.2	41.7	38.8	38.0	37.8	37.7	39.5

（労働雇用課他調）

(6) 有効求人倍率は 51 か月連続で全国値を上回る状況。

県内有効求人倍率は、近年は全国水準を上下していたが、最近は平成 26 年 7 月以降、全国を上回っている。

（有効求人倍率）平成 30 年 9 月：長野県 1.70 倍、全国 1.64 倍

2 課題・問題点

人口減少が進む中、県民誰もが生き活きと働き、信州での暮らしを楽しむ生活を実現するためには、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備の実現や、女性・若者の働く場の確保は重要な課題。

3 県の取組

県では、多様な働き方ができる環境整備や、若年層の就業支援として以下の取組を実施している。

(1) 職場環境改善促進事業

仕事と家庭の両立と雇用の安定を進めるため、アドバイザーが企業を訪問し、多様な勤務制度導入を提案。(H30.9月末 制度導入 233 社)

多様な勤務制度を導入・実践し、非正規社員の正社員化や処遇改善に取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証。(H30.9月末 104 社認証)

働きやすい職場づくりを推進するため、県内の経営者や人事担当者が参加する、先進的な企業の見学会を開催。

(2) 長野県就業促進・働き方改革戦略会議

今年度4月に、県内の産業を担う人材の就業促進及び働き方改革の推進を目的として、経済団体、労働団体、労働局、県のトップで構成された「長野県就業促進・働き方戦略会議」を立ち上げ、全体会議のほか、10の地域会議と6の産業分野別会議を設置し、地域や産業分野の実情に合わせた課題を議論、具体的な施策を検討。

(3) 「一人多役」型地域社会づくり事業

個人が、一つの仕事だけでなく、仕事と地域活動や好きなこと・やりたいことなどを両立させ、人生を楽しみ生きがいを持ちながら働く、長野県ならではの「一人多役」型ライフスタイルを進めていくため、「一人多役」型の実践者の事例を発信。

(4) ジョブカフェ信州運営事業

40歳台前半までの若者の就職を、松本(本所)、長野分室、首都圏学生向けにシュウカツ NAGANO キャリア相談室において面談、就業支援セミナー、職業紹介等ワンストップで支援。(平成29年度利用者就職率 76.8%)

(5) 信州正社員チャレンジ応援事業

概ね39歳未満の若者を対象に、座学と職場実習を組み合わせた研修を通じて、正規雇用に向けた就業支援を実施。(H22～29年度実績。正規雇用での就職者 333 人)

4 道州制反対

件 名

道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであり、むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。

道州制の導入は、町村の存亡の危機、住民自治の崩壊に繋がるとともに、地方自治の根幹を揺るがすものであることから絶対に導入しないよう断固反対の立場に立ち、真の地方分権改革に取り組むこと。

県の見解

- ・ 県では、これまでも国に対し、道州制の慎重な対応について求めてきたところ。今後も引き続き、拙速な法制化が行われないよう、注視してまいりたい。

参 考

1 道州制に関する主な経過

- H18. 2. 28 第 28 次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
- H24. 9 自民党道州制推進本部の「道州制基本法案（骨子案）」が示される。
- H24. 11 「自民党政権公約 2012」：道州制基本法制定、5 年以内の道州制導入
- H25. 7. 9 全国知事会議で「道州制の基本法案について」取りまとめ
- H25. 11. 26 自民党道州制推進本部から地方六団体に、道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を説明
- H25. 12. 13 全国知事会は、「基本法案の内容として盛り込むことを求めている道州制の根幹に係る事項が、依然として道州制国民会議に丸投げされている。本会要請の各項目を基本法案に明確に反映すること」と回答
- H26. 2. 19 自民党道州制推進本部から地方六団体に、道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を送付
- H26. 2. 25 全国知事会は、「今後の基本法案の検討に当たっては、本会の意見を明確に反映すること」と回答
- H26. 5. 8 全国知事会長及び地方行政体制特別委員長の連名で、道州制推進基本法案の理念などを明確にするよう自民党に要請
- H27. 7. 30 自民党道州制推進本部は、総会において「道州制基本法案」の国会提出を当面見送る方針を了承
- H28. 4. 26 自民党道州制推進本部は、総会において、道州制基本法案をめぐる党内議論を再開する方針を了承

2 県の取組

- H25. 4. 19 道州制に関する庁内ワーキンググループを設置
これまでに 8 回開催、必要に応じ大森県政参与からのアドバイス
- H25. 7. 8 全国知事会議で、「道州制基本法案（骨子案）への意見」を表明
 - ①「道州制ありき」の基本法案には反対 ②まず国のあり方を明確にすべき ③地方分権改革を徹底すべき ④地方分権に逆行する市町村の強制合併 ⑤道州制の姿についての国民的議論を十分にすべき
- H26. 4. 10 本県を含む 8 県知事連名で、道州制への慎重な対応を与党へ要請
- H26. 5. 27 県関係国会議員との懇談会において、県内地方六団体が共同で、道州制への慎重な対応を要請

5 地域公共交通対策の推進

件 名

1 地域広域・幹線バス路線の確保

地域交通の確保のための「地域公共交通確保維持改善事業」については、広域・幹線バス路線の補助金減額措置や、地域内バス路線の補助上限額を撤廃するなど制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じるよう国に対し働きかけること。

2 地域公共交通対策の充実

地域の創意工夫が活かされ、一体的かつ効率的な地域交通確保に取り組めるよう、中山間地域等においてその地域の実情を踏まえて柔軟な対応ができるよう制度の改善や財政支援策を充実するよう国に対し働きかけること。

3 地域交通における鉄道の利便性向上

J R各社が駅無人化を進める中で、地元町村は独自に駅員を配置する等、利活用の促進に努めているが、町村個々の対応や沿線町村の連携だけでは限界があることから、地域公共交通対策には、県としても積極的に関与するとともに、県全体としての活性化対策への取り組みや財政的支援を充実すること。

また、地域の実情を踏まえる中で、生活・観光拠点間における移動時間短縮や便数の増加、特急の停車など、鉄道の利便性向上を図るよう、連絡協議会などを通じ、更にJ R各社に働きかけること。

県の見解

- ・ 国庫補助制度である「地域公共交通確保維持改善事業」については、広域・幹線バス路線における補助金減額措置や、地域内バス路線における市町村ごとに補助上限額の設定など、各々のバス路線において必要な支援が受けられておらず、制度の改善が必要と認識。
- ・ 本年度も、国土交通省に対するさらなる制度改善の要望を5月に行っており、11月にも再度行う予定。今後とも、地域公共交通対策の推進に向けて、各団体からのご意見に耳を傾けながら、市町村の皆様方とともに国に対して働きかけてまいりたい。
- ・ なお、地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通網形成計画に基づき、その実施計画となる「地域公共交通再編実施計画」を策定することにより、地域内バス路線における国庫補助上限額の引き上げなど、有利な措置等も受けられることとなるため、各地域における計画策定についても県として支援してまいりたい。
- ・ 県内の中山間地域では、タクシー輸送や自家用車有償輸送などの活用により地域交通が確保されているが、それらに対する市町村の経費負担について、地方財政措置等が講じられていないなど課題があると認識。このため、県では、制度の改善や、地方における多様な交通確保の実態を反映した適切な財政支援措置を講じるよう、従前から国土交通省や総務省に要望してきたところ。本年度も、国に対するこれらの要望を例年5月と11月に行っている。
- ・ 今後とも、地域公共交通対策の推進に向けて、各団体からのご意見に耳を傾けながら、市町村の皆様方とともに国に対して働きかけてまいりたい。
- ・ なお、県においては、平成28年度から「地域交通ベストミックス構築事業」において、車両購入や実証運行に対する支援に加えて、交通アドバイザーの派遣も行っている。
- ・ 県内J R各線の約2割の駅において、地域のさまざまな実情を背景に、住民の利便性の確保という観点から、市町村が費用負担することで駅員の配置が行われている状況。
- ・ 県としては、沿線市町村や関係団体等と歩調を合わせて、鉄道路線の維持存続、活性化に向けた取組を進めていくと同時に、J R連絡調整会議等を通じて、ダイヤ改善や列車増発など利便性の向上をJ R各社に要望していく。
- ・ また、「元気づくり支援金」などを活用して、駅周辺の活性化やイベント列車の運行など地域における鉄道の利用促進に向けた取組に対して引き続き支援していく。

参 考

1 地域公共交通について

- 地域交通の確保に対する県内市町村の費用負担は、年々増加しており、平成 29 年度では、約 30 億 2 千万円となっている。

〈県内市町村が地域交通確保（バス運行）に要した費用〉 (単位：百万円)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
経費	2,117	2,212	2,362	2,484	2,531	2,687	2,819	2,868	3,025

※ 市町村が負担している運行経費については、80%が特別交付税措置されている。

- 地域交通の確保については、国庫補助事業である「地域公共交通確保維持改善事業」により、広域・幹線バス路線（いわゆる「地域間幹線バス路線」）と、それら幹線ネットワークと接続する路線（いわゆる「地域内フィーダーバス路線」）等の運行に対して、運行欠損費の 1/2 が補助されているが、各々、乗車密度による減額措置や上限額設定による減額措置が行われている。

【地域間幹線バス路線に対する国庫補助実績（見込）】

路線の平均利用者数を示す乗車密度が 5 人未満の場合、補助額が減額される。

(単位：百万円)

年度	補助路線数		所要額 A	補助内定額 B	補助交付率 B/A(%)
		うち、減額路線			
H27	29	15 (全体の約 52%)	163	136	83.4
H28	29	14 (全体の約 48%)	207	174	84.0
H29	29	15 (全体の約 52%)	198	162	81.8

【地域内フィーダーバス路線に対する国庫補助実績（見込）】

市町村ごとに設定されている補助上限額により、補助額が減額される。

(単位：百万円)

年度	補助市町村数		所要額 A	補助内定額 B	補助交付率 B/A(%)
		うち、上限超過市町村数			
H27	39	23 (全体の約 60%)	563	310	55.1
H28	39	29 (全体の約 74%)	550	267	48.6
H29	39	30 (全体の約 77%)	504	198	39.4

- 利用者減少にともない、民間事業者の行うバス路線の存続が困難となってきた一方、それを支えてきた市町村財政もひっ迫してきているなど、地域公共交通は、これまでの仕組みでは維持が困難となってきた。
- 県では、地域の実情に即した持続可能な地域交通システムへの再構築を図るため、平成 25～28 年度まで「地域交通システム再構築促進プロジェクト事業」を実施し、中山間地域等の市町村等に対して必要な支援を実施してきた。
- 昨年度には、県で「地域交通ベストミックス構築事業」を創設したところであり、車両購入や実証運行に対する支援に加えて、交通アドバイザーの派遣も実施している。

〈地域交通に関する県の直近の取組〉

項目	事業内容
地域交通システム再構築促進事業	・交通体系を見直す際の手法等を紹介する「ハンドブック」を作成 (H25) ・交通に係る課題解決の実践的手法等を学ぶために「セミナー」を開催 (H25)
地域交通システム再構築促進モデル事業	・市町村等と協働して効率的で利便性の高い交通ネットワークの構築に向けたモデル事業を実施 (H25～H28) 取組実績：木曾町、喬木村、阿南町など 7 団体
地域交通ベストミックス構築事業	・地域交通の最適化に向けた取組を進める市町村に対する補助や、地域交通に知見のある交通アドバイザーの派遣を実施 (H28～H30)

2 JR各社への取組

平成24～25年にかけて、JR東海では中央西線と飯田線の一部の駅を無人化

平成26年には、JR東日本が駅舎改修に合わせて上今井駅を無人化

(上今井駅：S57～市町村簡易委託駅として運営されてきたが、H26.8～無人駅となった)

路線名 (無人化時期)	JRが職員を引き上げた駅 (H24～のみ記載)	
	市町村が簡易委託駅とした駅	無人になった駅
中央西線 (H24.10実施)	上松(上松町) 南木曾(南木曾町)	—
飯田線 (H25.4実施)	市田(高森町) 伊那大島(松川町) 飯島(飯島町) 駒ヶ根(駒ヶ根市) 伊那松島(箕輪町)	平岡(天龍村)(H24.4) 鼎(飯田市) 元善光寺(飯田市) 沢渡(伊那市) 伊那北(伊那市)
飯山線 (H26.8実施)		上今井(中野市)

※無人化：JR、または業務委託を受けた子会社等の職員がいなくなること

※簡易委託：自治体等が雇用した職員が駅業務を行う営業形態

○県としての取り組み

◇県内の各鉄道路線(JRは計7路線)には、県や沿線市町村等からなる同盟会・協議会が組織^{*1}されており、JRへの要望活動や利用促進に向けた取組を行っている。(※1：信越本線については大部分が三セク化されたため協議会解散)

◇元気づくり支援金の活用状況

(単位：千円)

年度	路線名と活用例	事業費	補助額
H26	小海線・篠ノ井線・信越本線・飯田線・しなの鉄道・長野電鉄 (周年記念事業、イベント列車の運行、ラッピング電車 等)	40,306	26,644
H27	小海線・篠ノ井線・飯田線・しなの鉄道 (周年記念事業、HP運営や利用実態調査、イベント列車 等)	23,046	15,293
H28	小海線・篠ノ井線・飯田線・大糸線・上田電鉄 (周年記念事業、イベント列車の運行、HP作成 等)	17,963	10,200
H29	小海線・飯田線・大糸線・上田電鉄 (イベント列車の運行、ウォーキングイベント実施 等)	19,587	11,097
H30	小海線・飯田線・大糸線・上田電鉄 (沿線観光モデルコースの造成、イベント列車の運行 等)	14,518	7,825

重点項目**6 教育環境の整備****件 名****1 小中学校の教員配置基準の拡充**

- (1) 県独自の複式学級に対する加配を堅持するとともに、専科の教員配置基準を見直すこと。
- (2) 小学校の英語教育やプログラミング教育等の導入に際しては、地域の実情に応じた教員の養成と適切な配置を講じるとともに、地域の人材を有効活用できる仕組みを構築すること。
- (3) 特別支援が必要な児童生徒、少人数学級や配置基準数以上の学級規模の場合における町村費負担の教職員や支援員について、地域環境等を勘案し、県費による加配の拡充や、財政措置を講じるとともに、教職員の定数改善を国に対して働きかけること。
- (4) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (5) ICT教育について、ICT活用指導力向上のための研修の充実等により教員の育成を図るとともに、ICT活用指導力を有する教員の配置は、地域バランスを考慮して行うこと。併せて、ICT利用の急速化に伴い、青少年に対する情報モラルの教育・指導を更に促進すること。

県の見解

- ・ 複式学級については、県基準の運用により解消に努めているところ。引き続き、この複式学級を解消するための加配により小規模校の支援を行うよう努めてまいりたい。また、専科教員の配置については、小学校、中学校ともに標準法に準拠した教職員数を配置しており、これ以上の増員は現状困難であるため、国に定数改善について要望しているところである。引き続き、国に対して要望してまいりたい。
- ・ プログラミング教育に関しては、今後も研修会を充実させるとともに、市町村教育委員会や各学校に情報提供を行っていく。また、英語教育に関しては、全小学校訪問は平成 31 年度の継続予定。また、英語専科教員及び高学年担任の研修を充実させるとともに、評価に関する研修を行っていく予定。
- ・ 県では、国からの加配を活用し、発達障害・重度障害支援、問題行動・不適応支援等の加配を行い、各学校を支援しているところである。
- ・ これらの加配は国の加配定数によって実施している。現状以上の拡充には国の定数改善が必要であり、国に定数改善について要望しているところである。
- ・ 特別教育支援員に係る地方財政措置の拡充について、本年 7 月に要望しているところ。引き続き国に呼び掛けてまいりたい。
- ・ スクールカウンセラーについては、その役割は重要と考え、配置時間の拡充、生徒指導上の課題に応じた傾斜配当等を通じ相談支援体制の充実に努めている。
- ・ 特別支援教育支援員の配置については、各市町村でご対応いただいているところであり、この配置に係る地方財政措置の拡充について、本年 7 月に要望しているところ。引き続き国に呼び掛けてまいりたい。
- ・ なお、本県では発達障害、重度障害支援並びに問題行動や不適応支援などの課題に対応するため、国の制度を活用して教員の加配を行っているところである。
- ・ 信州大学と連携し教員研修プログラムの実践・検証を行い、教員の ICT 活用指導力と情報モラル教育の指導力の向上を図りたい。
- ・ 「中山間地域新たな学び開発チーム会議」において、ICT を活用した遠隔授業を模索し、校内研修のプログラム等を実施しながら、小中学校における ICT 機器を活

用した授業改善の推進を図りたい。

- ・ 教員育成指標の実務指標を支える 14 のスキルの中に「ICT活用」がある。キャリアステージに応じた指定研修の中に、ICT活用能力に関する研修を入れていくことも検討していく。
- ・ 県では28年度より市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業を実施しているが、30年度にも5市町村よりICT機器を活用した授業に精通した教職員について公募いただいた。市町村にこのような制度を利用いただくことで、今後もICT機器を活用した授業に精通した教職員の配置に努めてまいりたい。
- ・ 委員会では、ICT利用の急速化や被害児童生徒の低年齢化に対応するため、中学校向けの「性被害防止教育キャラバン隊」を本年度はさらに拡充し、拠点校方式（県内15地区の40校に派遣し、その講演を同地区内の各校担当者が聴講して自校の指導に生かす）によって情報モラル教育を推進している。さらに、情報モラル教育及び人権教育について教職員の指導力向上を図り、必要な時に各校での指導を主体的にできるように、県内4地区で指導方法等研修会を実施した。今後もより効果的に情報モラル教育が深められるよう研究を進めてまいりたい。

参 考

1 複式学級、教員配置基準の現況

- (1) (学級編制の標準) 標準法第3条第2項
(2) 複式学級編制規準〔連級〕

	標準法	県基準
小学校	・ 1年生を含む場合 8人以下 ・ その他 16人以下	・ 全学年 8人以下
中学校	・ 全学年 8人以下	・ 標準法に同じ

〔飛び複式学級〕

	標準法	県基準
小学校	・ 一方の学年の人数が 1年生を含む場合 4人以下 ・ その他 8人以下	・ 全学年 4人以下
中学校	・ 全学年 4人以下	・ 標準法に同じ

※ H30年度の複式学級緩和状況 全県 46校 65学級

(3) 教員配当基準 (H9.4.1 県が基準を定める)

学級数 ※1	小学校					中学校					
	校長	教頭	担任	専科	合計	校長	教頭	担任	専科	生指	合計
1	1	1	1		3	1	1	1			3
2	1	1	2		4	1	1	2	2		6
3	1	1	3		5	1	1	3	4		9
4	1	1	4		6	1	1	4	3		9
5	1	1	5		7	1	1	5	3		10
6	1	1	6	1	9	1	1	6	3		11
7	1	1	7	1	10	1	1	7	4		13
8	1	1	8	1	11	1	1	8	5		15
9	1	1	9	1	12	1	1	9	5		16
10	1	1	10	1	13	1	1	10	6		18
11	1	1	11	1	14	1	1	11	6		19
12	1	1	12	1	15	1	1	12	6		20
13	1	1	13	1	16	1	1	13	6	※2	21

※1 学級数は、通常の学級 + 特別支援学級数

※2 中学校生徒指導は、実学級数（県基準）により 16 学級以上校に 1 配置

(4) 学級編制基準と専科教員の配置

- ①小学校 全学年 35 人（1 学年は国基準、2～6 年は県基準）
専科教員は、40 人基準の学級数に対応して配置する。
- ②中学校 全学年 35 人、専科教員は、実学級数に対応して配置する。

2 プログラミング教育における教員の研修について

- (1) 「プログラミング」「ものづくり」を融合した「信州ものづくり教室」「信州 Makers キャンプ」の実施
 - ① 参加者：公募で集まった県内の小学校 5・6 年生、中学生 1・2 年生 99 人
 - ② 教 員：小中学校の先生方 10 人弱
 - ③ 様子の紹介：教育指導時報（10 月号）に特集で「信州 Makers キャンプとプログラミング」を掲載
- (2) 信州教育の学びの基盤づくり推進事業において作成する実践事例集に、プログラミング教育の事例を収集し、具体的な指導方法について周知
- (3) 総合教育センターの講座
 - ① 「プログラミング教育や指導法に関する研修講座」 7 月 19 日（木）
 - ② 講演：小学校におけるプログラミング教育の理念と実践例
 - ③ 実習：プログラミング体験（ビジュアルプログラミング言語）
 - ④ 演習：各教科等におけるプログラミング教育
 - ⑤ 参加者：小学校の先生を中心に 43 名
- (4) 「中山間地域の新たな学び創造事業」によるプログラミングとものづくりを融合した授業の実施（予定）
 - ① 日にち：平成 30 年 12 月 10 日
 - ② 場 所：三岳小学校
 - ③ 参加児童：三岳小と王滝小学校と合同で 4～6 年生
 - ④ 実践者：デザインフェロー養成プログラムに参加した教諭

3 英語教育における教員の研修について

- (1) 指導主事の全小学校訪問
 - ・指導主事が全小学校を訪問し、担任や英語専科教員と TT をしながら英語の授業づくりを行った。来年度も実施予定
- (2) 小学校中核教員養成研修
 - ・平成 27 年度から 31 年度の間、各校 1 名の中核教員が 2 日間研修を受講
 - ・受講した中核教員は年度内に各校で伝達講習を実施
 - ・平成 29 年度末までに 75%の学校で伝達講習が終了しており、本年度 95%の学校が終了予定
- (3) 小学校英語専科教員研修
 - ① 月 日：平成 30 年 5 月 11 日（金）
 - ② 場 所：総合教育センター
 - ③ 内 容：小学校外国語の授業の現状共有と指導法の研修
- (4) 総合教育センターでの小学校外国語に関する研修（H30）
 - ① 講座数：3
 - ② 参加者数：76 名
 - ③ 内容：小学校外国語活動及び外国語のねらいや指導のあり方
児童が安心して楽しむことのできる授業の進め方・活動方法
デジタルテキストの操作と活用の仕方 等

4 小学校英語専科の教員配置について

- (1) 概要

平成 32 年度の新学習指導要領全面実施に伴い、小学校 3・4 年生では週 1 時間、5・6 年生では週 2 時間の英語が増加する。このうち、比較的高度な英語力を要する 5・6 年生の授業について、26 学級以上の小学校は、週 20 時間以上（教員 1 人程度）の教員が必要となる。
- (2) 配置状況
 - ・英語専科教員に対する加配定数は、H30 年度 20 人を受け、大規模校等から配置している。（英語授業時数の実績に応じて、週 24 時間で 1 人が加配決定される。）
 - ・専科教員は、5・6 学年を担当することとし、平成 32 年度には 155 校へ配置を予定。

5 市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業

(1) 事業目的

市町村（学校組合）教育委員会が、その重点施策を提示し、意欲ある教職員を公募することによって、市町村教育委員会が地域に根差した特色ある教育課活動を実現し、教職員の意識改革と自己啓発、長野県教育の一層の充実を図ることを目的とする。

(2) 事業方法

○長野県教育委員会は、この事業の実施を希望する市町村教育委員会を募集する。市町村教育委員会から提案されたテーマを公表し、公募を行う。

○希望する教員は所属長を通して応募する。ただし、次に該当する場合は応募できない。

- ・採用後 5 年以上の勤務経験がない
- ・現任校における勤務が 3 年に満たない

(3) これまでの「ICT教育」分野での教員の募集配置状況

平成 27 年度募集（28 年度配置）	4 市町村から募集、2 名配置
平成 28 年度募集（29 年度配置）	8 市町村から募集、6 名配置
平成 29 年度募集（30 年度配置）	5 市町村から募集、2 名配置
平成 30 年度募集（31 年度配置）	5 市町村から募集

6 特別支援教育支援員、児童生徒支援加配の現況等

(1) 「特別支援教育支援員」に係る措置

- ・小・中学校の学校数を測定単位として、平成 29 年度は小学校 1 校当たり約 181 万円、中学校 1 校当たり約 103 万円が基準財政需要額に算入されている。

1 校当たり単位費用	平成 26 年度	小学校 1,701 千円	中学校 1,203 千円
	平成 27 年度	小学校 1,795 千円	中学校 1,152 千円
	平成 28 年度	小学校 1,986 千円	中学校 1,157 千円
	平成 29 年度	小学校 1,813 千円	中学校 1,028 千円

平成 28 年度は、66 市町村 3 学校組合で、978 人配置。

(2) 児童生徒支援加配

①制度の根拠法

義務標準法及び同法施行令で、文部科学大臣が定める「指導方法の工夫改善」の加配を活用して配置

②地域事情を考慮した特別加配

ア 児童生徒支援

・外国籍児童生徒支援	11 校	・発達障害・重度障害支援	23 校
・問題行動支援	21 校	・不適応支援	33 校

イ 不登校等児童生徒支援 非常勤 56 校

ウ 日本語指導教室 28 校

(4) LD等通級指導教室 40 校、50 学級

(5) 複式学級解消 65 学級

7 スクールカウンセラー制度

○「スクールカウンセラー事業」は、国の「スクールカウンセラー活用事業」の補助（補助率 3 分の 1）を受けて実施。

○心理の専門家として、学校において、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助を行う。また、関係機関との連携支援及び連携に関わる助言・援助を行う。

○スクールカウンセラーの配置（H30 年度）

県内全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置。

また、4 教育事務所に配置したスクールカウンセラーは、要請に応じて全ての県立高等学校・特別支援学校に派遣している。

○総配置時間、スクールカウンセラーの拡充を図り、学校での相談体制の整備を推進

・総配置時間：H28 年度 32,920H → H29 年度 33,286H → H30 年度 37,380H

・ S C 人数 : H28 年度 76 人 → H29 年度 83 人 → H30 年度 87 人

8 「特別支援教育支援員」の配置について

小・中学校において、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置ができるよう、平成 19 年度から必要な経費が国から市町村に対して地方財政措置されている。

具体的には、小・中学校の学校数を測定単位として、平成 29 年度は小学校 1 校当たり約 181 万円、中学校 1 校当たり約 103 万円が基準財政需要額に算入されている。

1 校当たり単位費用	平成 26 年度	小学校 1,701 千円	中学校 1,203 千円
	平成 27 年度	小学校 1,795 千円	中学校 1,152 千円
	平成 28 年度	小学校 1,986 千円	中学校 1,157 千円
	平成 29 年度	小学校 1,813 千円	中学校 1,028 千円

平成 30 年度は、69 市町村 3 学校組合で、1,084 人配置

9 ICT 活用指導力及び情報モラル向上について

1 教員への研修

(1) 総合教育センターでの I C Tに関する研修 (H30)

① 設置講座数 23 講座 ② 参加者数 280 名 (義務関係受講者)

(2) 総合教育センターでの教科等教育研修における I C Tに関する研修 (H30)

① 設置講座数 16 講座 ② 参加者数 180 名 (義務関係受講者)

(3) I C T活用指導力に資する冊子

① 平成 28 年度 I C Tハンドブック ② 平成 29 年度 I C Tハンドブック活用編
(いずれも全小中学校に配付)

2 平成 29 年度文科省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」から「教員の I C T活用指導力」の現状

3 市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業

(1) 事業目的

市町村 (学校組合) 教育委員会が、その重点施策を提示し、意欲ある教職員を公募することによって、市町村教育委員会が地域に根差した特色ある教育課活動を実現し、教職員の意識改革と自己啓発、長野県教育の一層の充実を図ることを目的とする。

(2) 事業方法

○長野県教育委員会は、この事業の実施を希望する市町村教育委員会を募集する。市町村教育委員会から提案されたテーマを公表し、公募を行う。

○希望する教員は、所属長を通して応募。ただし、次に該当する場合は応募できない。

- ・採用後 5 年以上の勤務経験がない
- ・現任校における勤務が 3 年に満たない

(3) これまでの「I C T教育」分野での教員の募集配置状況

平成 27 年度募集 (28 年度配置)	4 市町村から募集、2 名配置
平成 28 年度募集 (29 年度配置)	8 市町村から募集、6 名配置
平成 29 年度募集 (30 年度配置)	5 市町村から募集、2 名配置
平成 30 年度募集 (31 年度配置)	5 市町村から募集

10 青少年に対する情報モラル教育

「性被害防止教育キャラバン隊」の派遣

○性被害の状況、性被害防止に関連する情報モラル教育の指導実績がある専門家等で構成した「性被害防止教育キャラバン隊」を希望する中学校に派遣し、併せて、インターネットの適正な利用方法と呼びかけるリーフレットを作成し、中学 1 年生全員に配布した。

○「性被害防止教育キャラバン隊」の公立中学校への派遣実績

平成 27 年度：2 回、平成 28 年度：9 回、平成 29 年度：20 回

平成 30 年度：35 回 (平成 30 年 10 月末現在の数、11 月にあと 5 回実施する予定)

件 名**2 特別支援教育等の充実**

「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の推進を図ること。

県の見解

- ・ 障害者差別解消法が H28 年 4 月施行され、文科省から「差別の解消に関する対応指針」が示された。県においても「障がい理由とする差別解消のための職員対応要領」を作成し、教育委員会事務局関係職員も対象に含め対応することとした。また、校長・教頭を対象とした研修会をはじめ、特別支援教育に関する研修会において理解を促しているところ。今年 3 月には、合理的配慮への対応の具体事例を掲載した「合理的配慮ハンドブック」を作成して、全小中高校及び市町村教育委員会へ配布し、各種研修においても活用している。
- ・ 文部科学省では、小中学校における医療的ケアの充実に向け、平成 28 年度に、小中学校への看護師配置に対する補助制度を創設し、本県においても希望する市町村が制度を活用している。（平成 30 年度 11 市町村が利用）
県で実施している医療的ケア基礎研修への参加を、市町村にも呼びかけている。（実績：H29 年 1 名、H30 年 3 名参加）
- ・ 特別支援学級の県基準は、友と共に学ぶことを大事に考え 3 名以上になっているが、各学校の実態によって弾力的に運用しているところである。学級定員（8 名）の引き下げには国の定数改善が必要であり、引き続き国に要望してまいりたい。

参 考

1 特別支援学級の教員配置基準について

（1）制度の根拠法 学校教育法第 8 1 条、義務標準法第 3 条、4 条、5 条

（2）概要、現況

（参考）＜平成 30 年度特別支援学級の状況＞（平成 30 年 5 月 1 日）（単位：学級）

区分	知的障害	自覚障害	難聴	弱視	肢体不自由	病弱	合計
小学校	365	551	6	0	4	5	931
中学校	178	279	3	0	1	6	467
合計	543	830	9	0	5	11	1,398

＜増減状況＞ 8 年間で 379 学級の増加

年度	閉級			新增設		
	知的障害	自覚障害	院内他	知的障害	自覚障害	院内他
H23	20	5	1	15	49	2
H24	19	8	2	21	57	2
H25	17	14	1	18	46	1
H26	19	15	2	21	58	1
H27	13	18	0	33	53	10
H28	25	17	3	20	66	2
H29	32	23	1	27	77	3
H30	18	26	1	31	62	4
計	163	126	11	186	468	25
			差	23	342	14

特別支援学級の県設置基準は、原則、当該特別支援学級の対象となる児童・生徒数を教育上の効果を考慮し、小・中学校とも 1 学級 3 人以上 8 人以下としている。しかし、2 人以下であっても、状況を考慮し弾力的な運営に努めている。

2 小中学校における医療的ケアの実施について

（1）制度の根拠法

- 社会福祉士及び介護福祉法の一部改正（H23.9 改正）
 - ・ 一定の研修を受けた職員が、看護師の指導の下、痰の吸引等の医療的ケアができる。
- 「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（H23. 12. 20）
 - ・ 小中学校においては、その体制上、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいこと。
- (2) 小中学校における医療的ケアの充実について
 - 「特別支援教育専門家（看護師）配置事業」（文部科学省 H28 年度～）
 - ・ 小中学校における医療的ケアの実施のための看護師配置などに要する経費に対する補助事業（国 1/3、市町村 2/3…2/3 は地方交付税により措置）

件 名

3 教育施設等の充実

- (1) 学校等の公共施設のブロック塀などの調査点検及び危険個所の撤去、改修が迅速かつ円滑に実施できるよう、技術的支援や国庫補助制度等の財政支援の拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、十分な予算を確保すること。
 また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- (3) 今般の酷暑に対応する、子供たちが安全かつ安心して過ごすための冷房設備の設置などの環境整備に対して、十分な財政措置を講ずるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 児童生徒の安全確保等を図るため、学校施設の整備が迅速かつ円滑に実施できるよう、学校施設環境改善交付金に係る必要な財源の確保、補助単価の引上げ等について、都道府県教育長協議会、全国施設主管課長協議会、全国公立学校施設整備期成会等の関連団体を通して、文部科学省や関係省庁等へ要望を行っているところであり、今後も引き続き要望してまいりたい。
- ・ ブロック塀・冷房設備の整備については、今年度の第 1 次補正予算の中で、文部科学省が新たに「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を創設して支援することとし、平成 30 年 10 月 17 日付で通知が発出されたところ。（「平成 30 年度第 1 次補正予算案への対応について」）
- ・ 同省では、本特例交付金を活用して整備を行う予定の事業を把握するために調査として、各学校設置者に事業計画書を平成 30 年 10 月末までに提出させることとしている。
- ・ また、同省はこの調査要領の中で、本特例交付金への積極的な事業計上（前倒し計上）を要請しており、これまで建築計画に計上していない事業についても追加計上を可能としている。
- ・ 県では、学校設置者から提出される調査票を取りまとめて国へ提出するとともに、12 月下旬に予定されている交付決定に向けて、今後も国の動向を注視しつつ、引き続き迅速な情報提供に努めてまいりたい。

参 考

1 現状

- 全国的に学校施設全体の約 3/4 が築 25 年を経過しており、大規模改修が必要となっている。また、今後は昭和 40 年代後半から 50 年代にかけての児童生徒急増期に合わせて建築された建物が更新時期を迎えることから県内においても一層の老朽化対策が求められている。
- 平成 29、30 年度の学校施設環境改善交付金は、国の当初予算に対して全国の事業規模が大幅に上回っており、県内市町村で計画した大規模改造などの事業は当初予算において一部採択が見送られており、平成 30 年度当初予算においては、不採択件数が採択件数を大幅に上回っている。

＜学校施設環境改善交付金の採択状況＞

(単位：件数)

	要望	採択	不採択	備考
H29	39	29 (74.4%)	10 (25.6%)	6 事業は H30 も不採択
H30	91	24 (26.4%)	67 (73.6%)	

- 学校施設環境改善交付金の補助率は新增築で 2 分の 1、改築・改修で 3 分の 1 とはなっているが、補助額の算定の基となる基準事業費は、文科省の定める基準単価に、児童・生徒数等に応じた基準面積を乗じて算定するため、このところの建設費の高騰もあり実事業費を下回っているのが現状である。
- 文部科学省の調査（平成 29 年 4 月 1 日時点）では、公立学校の冷房設備設置率は、幼稚園 14.7 パーセント、小中学校 8.6 パーセントと全国的にも低い設置率となっている。（公立保育園の設置率は未把握）

＜県内公立学校における冷房設備の設置状況＞

幼稚園	保 育 室			保育室以外の諸室			合 計		
	保有 室数	設置 室数	設置率	保有 室数	設置 室数	設置率	保有 室数	設置 室数	設置率
長野県	55	10	18.2%	13	0	0.0%	68	10	14.7%
全 国	15,424	9,239	59.9%	8,262	4,577	55.4%	23,686	13,816	58.3%

小中学校	普 通 教 室			特 別 教 室			合 計		
	保有 室数	設置 室数	設置率	保有 室数	設置 室数	設置率	保有 室数	設置 室数	設置率
長野県	7,513	275	3.7%	9,137	1,156	12.7%	16,650	1,431	8.6%
全 国	388,776	193,003	49.6%	431,756	149,264	34.6%	820,532	342,267	41.7%

- 今年度は、学校施設環境改善交付金（大規模改造事業）空調（冷房）設備設置事業に 11 件（4 市町村 1 組合）事業計画を計上したものの、すべてが採択されていない状況。
- 県では、公立学校の施設整備について、5 月に「平成 31 年度国の施策並びに予算に対する要望」のなかで学校施設整備の円滑な実施について、県の 6 団体が文部科学省、財務省、総務省へ要望したほか、特に、空調設備の設置については、8 月に知事、県市長会、県町村会の 3 者により国へ緊急要望をしたところである。
- また、必要な予算の確保、補助要件の緩和や補助単価の引上げ、内定・交付決定の早期化などについては、都道府県教育長協議会、全国施設主管課長協議会及び全国公立学校施設整備期成会等関連団体を通して文部科学省及び関係各省へ要望している。

2 国の対応

- 平成 25 年度から長寿命化改良事業を創設し、改築から、構造体の工事が少ないためよりコストを抑えながら建替えと同等の教育環境を確保する長寿命化改修への移行を推進。
- 個別施設計画に沿った効率的な整備が進められるよう、解説書等の作成や説明会の実施など、計画策定に向けた支援を行っている。
- 例年、当初予算で採択しきれない部分については、補正予算を確保することで対応。

件 名**4 地域に根ざした特色ある高等学校教育への支援**

- (1) 地域高校の存続・魅力づくりには地元町村が深く関わっている現状を踏まえ、支援の充実を図ること。また、時代のニーズに即応した特色ある実践的教育等により、地域が真に必要と求めている人材を育成できる学校づくりを進めること。
- (2) 今後の高校再編等を含めた新たな高校改革では、旧通学区ごとの地域協議会をはじめ、地元関係自治体と十分協議するとともに、各地域における当該学校の位置づけを踏まえ、必ず地元の意見を聞き理解を得たうえで実施すること。
- (3) 県立高校において、学習に適した環境整備に対する財政措置の拡充を図ること。特に生活様式の変化等に対応した冷暖房環境の整備や、老朽化している設備等の修復を推進すること。

県の見解

- ・ 地域高校は、地域で重要な役割を果たしているとの認識をしており、町村が地域高校の魅力づくりに深く関わっていただいていることについて感謝しているところ。地域高校については、今後も地域、学校の声をお聞きし、地域と協力して必要な支援をしてまいりたい。
- ・ 本年9月に策定した「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」においては、「新たな学びの推進」と「再編・整備計画」を一体的に取り組んでいく。「再編・整備計画」の策定にあたっては、再編を個々の学校の問題として捉えるのではなく、地域全体及び県全体の高校の将来像を総合的に検討することとし、「高校の将来像を考える地域の協議会」を設置し、地域の高校の将来像について検討を進めていく。
- ・ 生徒や保護者・地域住民等、広く県民の声や市町村等の意見を聞きながら、問題点や課題を把握し、高校改革を進めてまいりたい。
- ・ 県立高校の施設については、生徒の学習活動、生活の場であることを念頭に、緊急度や危険度の高い箇所から改修していく。
- ・ 第2期高校再編計画の進捗状況を注視し、「大規模改修」「改築」を計画的に実施できるよう努力していく。
- ・ 冷暖房環境の整備については、緊急的に2020年夏までに県立高校の全ての普通教室及び一部の特別教室、管理諸室に空調設備を整備する。
- ・ 耐震化については、第2期県有施設耐震化整備プログラムに基づき、取り組んでいく。

参 考**1 高等学校教育への支援について****(1) 立地の特性を活かした高校づくりについて**

- 中山間地が多く県土が広い本県の地理的特性を踏まえると、市街地にも中山間地にも高校が存立することが望ましい姿と考え、立地の特性を活かした高校づくりを進めるため、「都市部存立校」と「中山間地存立校」という考え方を導入し、異なる基準を設けた。学びの場の保障が必要な中山間地においては、魅力的な学びの場の創造に向けて、地域と協力した最大限の努力を行っていく。

(2) 地域高校に関する取組等について

- 地域高校が、地域の人材を育成する場として重要な役割を果たしているとの認識で、広く県民の皆様の意見をお聞きしながら、再編を進めてきた。
 - ・ 白馬高校は、地元白馬・小谷両村からの全面的な協力・支援による地方創生のモデルとなる新しい高校づくりとして、従来の地域高校としての役割を担う普通科と、観光振興を通じて地方創生に貢献できる人材等の育成や地域の活性化を目指して、全国から生徒を募集する国際観光科を平成28年度に開科した。県外から1期生13名、2期生18名、3期生15名が入学している。
 - ・ 平成29年度に望月高校が第1期高校再編の基準に該当し、平成30年8月の県教育委

員会定例会において、2021 年 3 月 31 日をもって望月高校を廃止することが決定された。また、長野県議会 9 月定例会において、望月高校の廃止について全会一致で同意された。望月高校の校地を活用し、長野西高校通信制サテライト校を設置する方向で、「あり方検討準備委員会」と「校内準備委員会」を組織し、サテライト校の具体像について、地域とともに検討している。

2 地域高校への支援について

- 県教育委員会として、地域高校を支援するために、地域高校の現状に応じて教員の加配を行っている。また、地域高校と P T A 等が中心となって組織している「地域高等学校協会」の活動を支援し、課題の把握や解決策の検討に努めている。さらに、生徒の募集が定員を大きく下回った場合には、学校とともに地域に入り、生徒募集の改善が図れるよう支援を行っている。

3 今後の高校再編の計画策定について

- 「高校改革 ～夢に挑戦する学び～」推進スケジュール（概要）

2015年度 (H27)	・産業教育審議会から「審議のまとめ（答申）」提出（10月） ・将来像検討委員会から「審議のまとめ」提出（3月） ・関係団体との懇談会、県民アンケート、高校生による熟議等
2016年度 (H28)	・高校長会との協議 ・パブリックコメント、若手教員・高校生との意見交換 ・「学びの改革 基本構想」策定（3月）
2017年度 (H29)	・地域懇談会、産業界・大学・中学生・中学校長会等との意見交換 ・『「学びの改革 実施方針」策定に向けて」公表（11月） ・地域懇談会、産業界・大学等との意見交換 ・「高校改革 ～夢に挑戦する学び～」実施方針（案）公表（3月）
2018年度 (H30)	・パブリックコメント（4～5月の40日間） ・「高校改革 ～夢に挑戦する学び～」実施方針」策定（9月） ・2019年9月までに、旧12通学区ごとに「地域の協議会」を設置し、将来を見据えた高校の学びのあり方と具体的な高校の配置について「実施方針」に基づいて検討を行い、県教委に対して意見・提案
2019年度	・「再編・整備計画（一次分）」策定（3月予定）
2020年度	・「再編・整備計画」策定（3月予定）

2 県立高校の環境整備について

1 現況

高校再編による校舎整備や校舎の耐震化を最優先に進めてきたため、「大規模改修」「改築」が実施できず、県立高校の施設は建築から年数の経過した校舎等の劣化が進んでおり、緊急に修繕が必要な箇所が年々増加し、学校からの修繕要望も増えている。

2 県の対応

- ・施設の劣化による雨漏りや外壁の剥離落下等重大かつ危険な事例が発生し、増え続ける修繕要望に対して、維持補修費を 27 年度比約 3 倍の予算措置をして、緊急度や危険度を考慮した優先度評価を行い、優先度の高い箇所から 3 年間（H28～H30 年度）で集中的に改修している。
- ・校舎の耐震化については 28 年度で完了し、現在は第 2 期県有施設耐震化整備プログラムに基づき、中規模施設の耐震化に取り組んでいる。
- ・第 2 期高校再編計画の進捗状況を注視し、「大規模改修」「改築」を計画的に実施できるよう努力したい。
- ・冷暖房環境の整備については、今夏の災害的猛暑を受け、緊急的に 2020 年夏までに県立高校の全ての普通教室及び一部の特別教室、管理諸室に空調設備を整備する。

件 名**5 学校における執務環境の整備**

教職員の働き方改革に資する取組として進められる学校現場での校務支援システム等の導入については、地域の実情に応じたシステムとなるよう検討するとともに、町村に対する財政的支援を充実すること。

県の見解

- ・ 文部科学省は、都道府県単位での統一的な小中学校向けの統合型校務支援システムの共同調達・共同運用を主導しているところであり、県教育委員会はその実現のため、長野県自治振興組合の協力を得て、県統一仕様の統合型校務支援システムを検討し、平成 31 年度（2019 年）からの、モデル団体である大町市、喬木村、信州大学附属小中学校における導入に向け取り組んでいるところ。今後、このモデルシステムを県統一統合型校務支援システムとして、平成 32 年度（2020 年）の本格運用に向け、県内市町村の幅広い参加を求めてまいりたい。
- ・ 平成 32 年度（2020 年）の本格運用に向けて、本年度モデル団体において、市町村の事務処理負担の軽減やニーズを反映した利便性の高いシステムの構築を支援し、市町村の参加を促したい。
- ・ また、モデル団体でのシステムの構築に伴い、標準的な様式（帳票）についても検討し、既にシステムを導入している市町村が移行しやすい県統一仕様のシステムとなるよう努めてまいりたい。
- ・ 財政支援については、地方交付税において措置されていることから、（移行に係る経費を含め）県で支援することは困難だが、国において、教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画の策定を機に、地方財政措置を増額し、平成 30 年度～34 年度に市町村に対し、地方交付税措置（全国で）単年度総額 1,805 億円が計上されており、今後さらに、地方自治体の実情にあった財政支援の充実を国に対して要望してまいりたい。

参 考**1 県の対応**

- 平成 29 年度に、県と市町村が共同し、小・中・高等学校が一貫して ICT を活用した質の高い学びを実現する「ICT を活用した質の高い学びの実現」検討プロジェクトチームを設置し、ICT 機器の共同調達や統合型校務支援システムの県統一システムの導入について検討。
- システム導入については、長野県自治振興組合が県内市町村の委託を受け、統合型校務支援システムを構築することとし、県はシステム構築への助言や市町村の参加に向けた理解の促進、統一様式（帳票）の策定に取り組んでいるところ。
- 統合型校務支援システムについては、モデル団体（大町市、喬木村、信州大学附属）において、平成 31 年（2019 年）4 月の運用開始に向けたシステムの構築を行い、県統一仕様のシステムの平成 32 年度（2020 年）からの本格運用を目指しているところ。
- ・ 平成 30 年 7 月
県統一の統合型校務支援システムについて、市町村委託事業として、長野県自治振興組合とキッセイコムテック（株）において、契約を締結。
【経常経費及び構築経費】1 校月額 38,850 円 1 校年額 466,200 円
※小諸市の年間経費 466,200 円×8 校＝3,729,600 円

2 国の対応

- 教育の IT 化に向けた環境整備 4 か年計画を策定（2014～2017 年度）
地方財政措置として年間 1,678 億円 4 年間総額 6,712 億円
- 教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画を策定（2018～2022 年度）
地方財政措置として年間 1,805 億円 5 年間総額 9,025 億円

7 情報化施策の推進

件 名

1 市町村の情報システムの共同化支援

町村が行う情報システムの共同化（基幹系・内部情報系等）にあたっての共通運用経費に対し、財政支援の拡充を図るよう国に対し働きかけるとともに、人材派遣及び関連する財源措置を継続的に講じること。

県の見解

- ・ 情報システムの共同化による自治体クラウドの導入は、市町村における経費削減・業務効率化・セキュリティ向上・災害対応の強化につながるもの。県としては、今後も必要に応じて財政支援について国に要望するとともに、長野県市町村自治振興組合の取組に対しても、引き続き支援してまいりたい。

参 考

1 県市町村自治振興組合（以下「振興組合」）における市町村情報システム共同化の取組

共同化システム	参加団体	現 状
基幹系システム （住民記録システムなど基幹系 39 業務）	14 町村 （佐久穂町・川上村・立科町・長和町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・泰阜村・豊丘村・生坂村・木島平村・飯綱町・小川村）	平成 27 年度の飯綱町に始まり、各団体の現行システムの更新に合わせて、随時、共同システムに移行中（平成 31 年度まで）
内部情報系システム （財務会計システムなど 2 業務）	3 町村 （軽井沢町・長和町・生坂村）	長和町・生坂村が平成 29 年 4 月から財務会計システムを稼働、同 30 年 1 月から人事給与システムを稼働予定。軽井沢町は平成 31 年 1 月以降に両システムを稼働予定。

※上記のほかに県内 12 市が参加する「電算システム共同化検討会」を設置（H29. 10～）し、共同化に向けた具体的な検討を行っている。

2 国による情報システム共同化への財政支援措置

（1）特別交付税対象経費

共同化計画策定に要する経費、導入コンサルタントに要する経費、データ移行経費、導入後の実務処理研修に要する経費

（2）普通交付税対象経費

自治体クラウドの推進関係経費（整備経費）及び基幹系システム保守運用委託料

（3）国への要望

自治体クラウドの推進に要する経費について適切な財政措置を講ずるよう、全国知事会を通じ要望（平成 30 年 8 月）

3 県による市町村情報システム共同化に取り組む振興組合への支援

（1）人的支援

・ H20 年度～27 年度：振興組合駐在県職員（1 名）

・ 平成 26 年度～ ：地方自治法派遣職員（1 名）

※平成 28 年度における振興組合（電子自治体部門）の職員体制

事務局長以下職員 6 名（うち県派遣職員 1 名）

（2）財政支援

・ 平成 28 年度～ ：電子自治体推進業務に係る財源措置

件 名

2 情報セキュリティ対策の推進

町村が維持管理、運用する情報システム及び付随のネットワーク等に対するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴い、更に高度化しているが、町村は膨大な住民情報を保有しているため、その機密性を堅持するための更なる技術的・財政的支援を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 県としても、セキュリティ対策に必要な財源措置を確実に講じること、多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に係る技術的・物理的・人的対策等に要する経費に対する支援措置等について、全国知事会を通じて国に要望したところ（H30.8）。今後も必要に応じて働き掛けてまいりたい。

参 考

1 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化

H27.5 に発生した日本年金機構の個人情報流出事案を受け、マイナンバー制度の情報連携開始（H29.7）に向け、国から新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化が要請された。

2 対策の要件（三層からなる対策）

- （1）個人番号利用事務系では、住民情報の流出を徹底して防止すること（個人番号利用事務系と他のネットワークの分離、2要素認証の導入、媒体等による情報持出不可設定）。
- （2）L G W A N接続系とインターネット接続系を分割すること。
- （3）都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じること（インターネット接続口を集約し、各種セキュリティ機器等を共同利用するとともに、24時間365日の集中監視を実施）。

3 国の財政支援措置

（1）地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金（H27年度補正→H28年度繰越）

三層対策	事業名	補助対象	補助率等
2(1)(2)	自治体情報システム強靱性向上事業	市町村	1/2（残余1/2は起債対象）
2(3)	自治体情報セキュリティクラウド構築事業	県	

（2）平成30年度地方財政対策【普通交付税】

- ・「自治体情報システム構造改革推進事業」として、平成28年度から3年連続で、1,500億円を地方財政計画の歳出に計上
- ・この中で、情報セキュリティ対策に要する経費を計上。

重点項目**8 地域医療・保健体制の充実****件 名****1 医師の確保**

- (1) 地域別、診療科別の医師の偏在を是正し、地域に根差した医師の育成を図るため、信州型総合医の養成を強力に推進するとともに、奨学金制度の拡充など医師を目指す次世代を担う若者への支援体制の強化を図ること。
また、医師等の適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けるなど、抜本的な対策を講じるよう国に対し働きかけること。
- (2) 産婦人科医の不足や地域偏在が深刻で、分娩を取り扱う施設が減少していることから、産婦人科医の勤務環境の改善に向けた支援をより一層充実させること。

県の見解

- ・ 平成 30 年度から開始された新たな専門医制度による総合診療医の養成について、引き続き基幹施設等と連携・協力し、1 人でも多くの専攻医を県内に確保できるよう取り組むとともに、指導医研修会の開催やメーリングリストを活用した指導医等のネットワークの構築などにより、養成上の課題の共有やその解決に向けて支援してまいりたい。
- ・ 医師の適正配置が実現される制度の構築については、今般成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」による効果を注視しながら、引き続き国に対して必要な要望をしてまいりたい。また、県においても、年々勤務に入る医学生修学資金貸与医師が増加する見込であることから、医師不足の解消に効率的・効果的な配置となるよう努めるとともに、平成 31 年度に策定する「医師確保計画」に基づき、限られた医療資源を有効に活用し、医師不足地域に対する集中的な医師確保対策を主体的に行ってまいりたい。
- ・ 将来を担う若者の結婚や子育ての希望の実現に向け、産科医の確保による出産環境を整備するため、平成 28 年度から産科研修医研修資金貸与事業による産科医の緊急的な確保に取り組むとともに、女性医師を含む育児中の医療従事者が、子の急病時においても勤務を継続できるよう、ベビーシッター等による保育や病児送迎支援に取り組む医療機関を支援しており、引き続き働きやすい勤務環境の確保に向けて取り組んでまいりたい。

参 考

- 本県の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数（H28 年末現在）は、226.2 人（全国 30 位）で、全国平均の 240.1 人を 13.9 人下回っている。
- 「信州医師確保総合支援センター」（H23.10.26 設置）において、ドクターバンク事業による即戦力医師の確保、医学生修学資金貸与事業による医師の養成等、医師確保対策を総合的に実施。
- 平成 25 年度から、県でプログラム認定した病院と連携して「信州型総合医」の養成・確保に取り組み、計 31 人が受講。平成 29 年までに 18 人が修了。
- 「医師の適正配置が実現される制度の構築」等については、これまで県独自に、また全国知事会等を通じて国に働きかけてきたが、本年 7 月の「医療法及び医師法の一部を改正する法律」により、医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設などが実施されることとなった。（H30：5/22 実施、11/15 予定）
- 県内の医療施設で従事する産科医数：H28：160 人。人口 10 万人対 7.6 人（全国 9.0 人）
- 県内の分娩取扱い医療機関 H13：68 ⇒ H30：40（9/1 現在）
- 産科医確保に向け、臨床研修医研修資金（産科プログラム選択研修医に月 20 万円貸与）や医師研究資金貸与事業（県外から転入の産科医に 300 万円貸与）等を実施
平成 28 年度から、産科研修医研修資金貸与制度（産科プログラム以外の臨床研修医及び産科の専門研修を受講する研修医に月 20 万円貸与）を創設。（～H30：延 14 名に貸与）

- 医師国家試験合格者の約3割は女性と、年々女性比率は高まっている。
(産婦人科医の女性比率：全国29歳以下で、66.1%)
- 県では女性医師総合支援事業(H26～復職支援研修、H28～ベビーシッターによる保育や病児送迎サービスを実施する医療機関への支援等)を実施。

件 名

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進することによる職場への定着化や、復職しやすい環境等の整備を図ること。

また、市町村と連携して、人材の確保を促進すること。

県の見解

- ・ 新規養成対策としては、看護職員の確保が困難な中小規模の医療機関などに就業する学生を対象とした修学資金の貸与や長野県看護大学、須坂看護専門学校の運営、民間看護師養成所の運営費補助等を実施。
- ・ また、離職防止・再就業促進対策としては、医療勤務環境改善支援センターによる相談窓口の設置や医療機関へのアドバイザー派遣を行うとともに、病院内保育所の整備・運営に対する補助などにより、医療機関が行う勤務環境の改善を支援している。
- ・ 現在、県内の看護職員は毎年500人程度増加しており需給状況は全体的には充足しつつあるが、地域や施設間の偏在、夜勤対応可能者の不足等の課題はあるため、引き続き看護職員の確保・定着に取り組んでまいりたい。
- ・ 現在取り組んでいる県ホームページ上での保健師の採用を計画している全ての市町村の採用情報の発信や市町村が参加する就業ガイダンスの開催、ナースバンクの活用など、引き続き市町村と連携し、県内の保健師確保に努めてまいりたい。

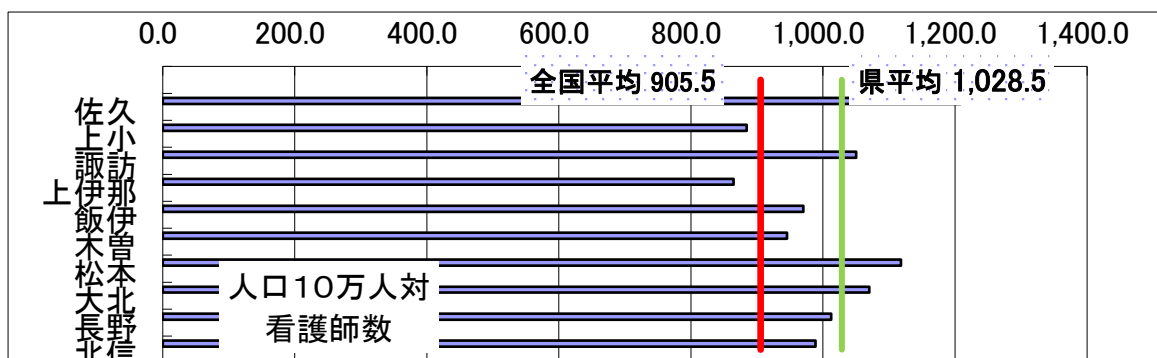
参 考

1 保健師、助産師、看護師等の養成・確保

(1) 看護職員の年次別就業状況

		(単位:人)					
年 職種	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	全国順位
保健師	1,215	1,271	1,333	1,482	1,466	1,600	1位
助産師	575	628	666	772	797	839	2位
看護師	15,896	17,047	18,060	19,176	20,439	21,476	24位
准看護師	5,568	5,596	5,489	5,472	5,339	5,103	36位
計	23,254	24,542	25,548	26,902	28,041	29,018	25位

(2) 就業看護師・准看護師率(人口10万対)(広域別)



(3) 看護職員養成・確保

① 新規養成数確保への取組

中小医療機関等への就業を促進するための修学資金貸与事業、看護大学・須坂看護専門学校等の運営、民間看護師等養成所への運営費補助 等

② 職場定着への取組

- ・県医療勤務環境改善支援センター設置 (H28 年 2 月)
医療機関に対するアドバイザー派遣：開設以来 20 病院に訪問
医療勤務環境改善セミナー開催：H29 年度実績 3 か所 65 名参加
- ・院内保育所運営への支援：29 年度実績 42 施設
- ・病院が行う新人看護師卒後研修への支援：29 年度実績 48 施設

③ 復職や再就業支援への取組

- ・県ナースセンターの運営
ナースバンクによる再就業のマッチング：29 年度実績 延 264 名
再就業支援研修の実施：113 名（うち 42 名が再就業）
離職看護職員届出制度の登録者：1244 名 (H27. 10. 1～H30. 8. 31)

2 市町村と連携した人材の確保

(1) 市町村保健師の充足状況（平成 30 年 1 月 1 日現在 医療推進課調査）

平成 30 年度採用募集市町村 34 市町村

採用できた市町村	25 市町村 (11 市 9 町 5 村)
採用できなかった市町村	9 町村 (2 町 7 村)

(2) 保健師確保の取組

平成 27 年 12 月 25 日から「市町村における医療・保健・福祉人材確保ワーキンググループ」を設置し、県と市町村が連携した市町村保健師の確保について検討

【平成 30 年度の取組】

① 情報発信等

- ・県ホームページにおいて保健師の採用を予定している市町村の採用情報発信
- ・フェイスブック等への掲載

② 就職ガイダンス

- ・県内や首都圏の大学の就職ガイダンス等への参加
9 月 8 日長野県看護大学 (3 町 6 村参加)
- ・ナースセンター「看護学生向け U・I ターン促進事業」における保健師採用ガイダンスの実施 (平成 31 年 3 月 19 日予定)

③ 市町村と県内養成校との情報交換会

- ・保健師確保を目的にした市町村担当者と県内養成校担当者との情報共有

④ ナースバンクの周知によるナースバンクを活用した保健師確保の取組

⑤ 研修

- ・市町村保健師等を対象とした新任期保健師研修の実施
- ・保健師の人材育成担当者を対象とした教育担当者研修会の実施
- ・中堅期保健師研修会の実施
- ・管理期保健師研修会の実施

件 名

3 公立・公的病院等への支援

地域に必要な医療が継続して確保されるよう、基幹的役割を果たす医療機関に対し、財政的支援を拡充するよう国へ働きかけること。

県の見解

- ・地域の基幹的な役割を果たす公立・公的病院等への支援については、毎年度医療機関の要望をお聞きしながら、地域医療介護総合確保基金事業や施設・設備整備補

助事業等により実施しているところであり、引き続き必要な財政的支援を行ってまいりたい。

- ・ 公立病院に対する特別交付税措置については、公立病院に対する地方公共団体の設置者としての責務を明確にするとともに、支出実態に即して措置の重点化を図る観点から、平成 28 年度に繰出額を基礎として算定する方式へ見直しが行われたところ。公的病院等への助成に対する特別交付税措置についても、これに準じた見直しが行われている。
- ・ 措置率の 8 割については、地域医療を確保する観点から、災害並みの手厚いものとされている。こうした事情を考慮すると、現行の算定方法の見直しは難しいものと考えている。

参 考

○ 公立・公的病院等への支援策については、以下の通り、地域医療介護総合確保基金事業や医療施設耐震化臨時特例基金事業、施設・設備整備補助事業等により実施しているほか、特別交付税措置がある。

【平成 30 年度の主な公立・公的病院への補助】

- (1) 地域医療介護総合確保基金事業
 - ・ 地域医療ネットワーク活用推進事業（飯田市立、県立信州医療センター）
 - ・ 病床機能分化・連携基盤整備事業（飯田市立）
 - ・ 脆弱二次医療圏・三次医療圏体制強化事業（長野日赤）
 - ・ がん診療施設設備整備事業（北信総合、県立木曽等）
 - ・ 救急診療体制維持のための医師派遣委託事業（北アルプス医療センター等）等
- (2) 医療施設耐震化臨時特例基金事業（佐久総合）
- (3) 施設・設備整備補助事業
 - ・ へき地診療所設備整備事業（木曽町、大鹿村、小谷村）
 - ・ 病院群輪番制病院設備整備事業（長野日赤、篠ノ井総合等）
- (4) 運営費補助
 - ・ 救命救急センター運営事業（長野日赤、諏訪日赤、佐久医療センター）
 - ・ 周産期母子医療センター運営事業（長野日赤、諏訪日赤、佐久医療センター、北信総合、篠ノ井総合、飯田市立、伊那中央等）
 - ・ へき地医療拠点病院運営事業（飯山日赤、佐久総合、新町、国保浅間）

【公立病院等の運営経費に対する特別交付税措置】

- (1) 公立病院の運営経費に対する特別交付税措置

◇対象医療機関 不採算地区病院、結核医療、精神医療、リハビリテーション専門病院、小児救急医療、救命救急センター、周産期医療、小児医療、感染症医療

◇特別交付税算定額

～H27 年度	H28 年度～
病床数、単価等に基づく算定式で得た額	病床数、単価等に基づく算定式で得た額と、 <u>一般会計繰出金の 8 割のいずれか少ない方に、財政力補正を適用</u> して得た額

- (2) 公的病院等への助成に対する特別交付税措置

◇対象病院 公的病院等（日本赤十字社、厚生連等が設置運営する病院）

◇対象医療機関 不採算地区病院、リハビリテーション専門病院、救急告示病院、小児救急医療、救命救命センター、周産期医療、小児医療

◇対象経費 公的病院等に対する運営費助成（建設費に対する助成、国庫補助金の義務的負担、市町村から地元医師会に対して支出される助成、委託費は対象外）

◇特別交付税算定額

～H27 年度	H28 年度～
市町村が公的病院等に助成した額と、病床数、単価等に基づく算定式で得た額のいずれか少ない額	市町村が公的病院等に助成した額の <u>8 割</u> と、病床数、単価等に基づく算定式で得た額のいずれか少ない方に、 <u>財政力補正を適用</u> して得た額

件 名**4 予防接種の推進**

おたふくかぜ等有効性・安全性が確認されているワクチンについては、財政措置を講じた上で、予防接種法における定期接種の対象とするとともに、町村負担の実態に即した適切な財政措置を講じるよう国に対し働きかけること。

また、予防接種制度において、医療現場はもとより、国民の混乱を招かぬよう適切な措置を講じること。

県の見解

- ・ 県としては、引き続きロタウイルス及び流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の定期予防接種化に向けた国の動向を注視していくとともに、町村の財政負担に影響が出ないよう十分な財源の確保について国へ要望してまいりたい。
- ・ 予防接種を希望する者が確実に接種できるよう、ワクチンの安定供給について国に要望するとともに、ワクチンの供給等に係る情報について市町村等に適切に提供できるようにしてまいりたい。

参 考**1 定期予防接種化に係る国の動き**

予防接種基本計画（平成 26 年 3 月厚生労働省告示第 121 号）では、ワクチンギャップの解消、接種率の向上、新たなワクチンの開発、普及啓発等を目標とし、おたふくかぜ、B 型肝炎及びロタウイルス感染症については、課題等を検討したうえで必要な措置を講じるとされ、このうち B 型肝炎については、平成 28 年 10 月から定期接種化されたが、残りのおたふくかぜ、ロタウイルスについては、定期予防接種化に向けて、技術的課題等の整理・検討が続いている。

2 市町村の財政負担の軽減に係る国の動き

上記第二次提言においても定期予防接種化の条件として財源の確保を図った上で、定期予防接種化するよう提言され、国では地方公共団体の意見を聴きながら、財源確保に努めるとした。平成 25 年 1 月 27 日の財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣の合意により、A 類疾病では 9 割、B 類疾病では 3 割程度の地方交付税が措置されている。

＊ A 類疾病：定期 13 疾病、臨時 1 疾病 集団予防に重点〈被接種者に努力義務あり〉

定期 { ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎症、麻しん、風しん、日本脳炎、
結核、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、
B 型肝炎

臨時 痘そう（政令指定）

＊ B 類疾病：定期 2 疾病 個人の重症化予防に重点〈被接種者に努力義務なし〉

インフルエンザ（高齢者）・高齢者用肺炎球菌

重点項目**9 社会保障制度の充実****件 名****1 不妊治療支援の充実**

不妊治療の経済的負担軽減を図るため、「特定不妊治療費助成事業」について、不妊や不育症に関する総合的支援体制の推進及び財政措置の更なる拡充を図ること。

県の見解

- ・ 不妊や不育については、長野県不妊専門相談センターや保健福祉事務所等において相談等の支援を行っているところ。
- ・ 妊娠・出産に関する正しい知識（高年齢化による妊娠率の低下や出産のリスクの上昇）の普及啓発のため、保健所保健師や助産師等が高校・大学等に出向き、生殖に関する身体の仕組みや妊娠・出産適齢期に関する健康教育（ライフデザインセミナー）を行っている。また、思春期健康教育関係者を参集した研修会を県下 10 圏域で実施している。
- ・ 不妊や不育に関する財政的な支援については、平成 27 年度から、不育症の治療及び検査に対する助成を行っている（最大 5 万円の助成）。
平成 28 年度から、特定不妊治療費助成が拡充され、男性不妊治療（精子採取術）については 1 回あたり最大 15 万円まで助成（国 1/2、県 1/2）している。
- ・ 現在国において、特定不妊治療費助成の拡充（不妊治療を受ける男性への助成額を初回に限り 15 万円から 30 万円へ引き上げ）を検討しているが、これら国の動向を見据え、県の支援策について検討するとともに、特定不妊治療支援事業及び不育症治療支援事業による治療費助成の活用を促進し、子どもを持ちたいという夫婦の希望の実現に努めてまいりたい。

参 考

- ・ 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成実績等は別紙のとおりである。
- ・ 不妊・不育症に関する相談支援については、長野県不妊専門相談センターにおいて、不妊相談コーディネーターによる電話・面接相談を毎週火・木曜日（産婦人科医師による面談は毎月第 4 木曜日）に実施している。
また、保健福祉事務所では健康不安のある女性や思春期から更年期にある女性の健康相談を行う「女性生き生き健康相談」を行うとともに、性に関する健康教育として生徒や学生に対して妊娠に関する正しい知識の普及啓発を行っている。

件 名**2 障がい児（者）の支援体制の強化**

- (1) 発達障がい児（者）の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障害の疑いのある児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の確保や相談支援体制の更なる充実を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 障がい者を地域社会に円滑に受け入れるため、社会福祉施設整備事業に係る予算の増額及び拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- (3) 地域生活支援事業に係る予算の増額を図り、補助率を固定化するよう国に対し働きかけること。
- (4) 精神障がい者・発達障がい者数の増加等による、相談内容の多様化に対応する

ため、夜間・休日を含めた専門的な相談支援体制等の充実を図ること。

また、安心して在宅生活を送るために、家庭での対応が困難な緊急時や必要時に受け入れられる医療体制や支援体制の充実を図ること。

県の見解

- ・ 平成 24 年 1 月の「発達障害者支援のあり方検討会報告書」における中長期的な対応の方向性を踏まえ、総合的な支援施策に取り組んできた結果、思春期以降の発達障がい者に対するフォロー体制、診療体制の更なる充実など、新たな課題が明らかになってきたところである。
- ・ これら新たな課題に対応するため、昨年度末にとりまとめた「発達障がい者支援施策の実施方針」に基づき、高校卒業年代以降の自立・就労支援や発達障がい専門医等の育成などに取り組むとともに、サポート・マネージャー等の専門的知識を有する人材の確保、人材育成、相談支援の実施など、支援の充実に努めてまいりたい。また、国に対しては、必要な予算措置が講じられるよう、引き続き要望していく。
- ・ 社会福祉施設の整備に係る予算の確保については、これまでも国に対し、障がいの地域生活を支える日中活動の場や住まいの場など、必要な施設整備に支障が生じないよう所要額の確保を要望してきたところだが、引き続き国に対し、予算の増額や拡充を要望してまいりたい。
- ・ 市町村の財政負担の軽減を図るため、これまでも国に地域生活支援事業等の予算確保を、県単独又は各都道府県と連携するなど機会を捉えて要望をしてきたところであり、引き続き十分予算確保に向けた要望を行ってまいりたい。
- ・ 精神障がい者や発達障がい者及びその家族等からの相談の背景には、障がいの特性、家族の状況、地域との関わりなど様々な要因が存在。
- ・ このため、精神障がいや発達障がいに係る相談や支援には、市町村や関係機関と密接に連携・協働し、支援会議等において情報を共有の上、夜間・休日の対応を含めた支援体制を構築するとともに、それぞれの役割を活かした取組が重要。
- ・ 県としては、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおける相談支援機能の向上に努めるとともに、引き続き市町村や関係機関の支援に取り組んでまいりたい。
- ・ なお、業務に影響するほどの執拗な電話相談や対応の強要、暴力行為、自殺願望などに対しては、ケースによっては法律の専門家や警察に相談することも必要と考える。
- ・ 強度行動障がいのある人等については、医療的側面からの支援として、緊急時に適切な医療を受けられることができるよう精神医療体制の充実に努めてまいりたい。
- ・ 県としては、地域生活支援拠点等の整備に向け、県自立支援協議会に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、情報交換や先進事例の紹介など、各圏域の取組に対する支援を行ってきた。
- ・ 引き続き、障がい者相談支援体制機能強化会議等を活用し、実際に運用してわかった問題点や様々な実例を持ち寄って情報交換や意見交換を行うことにより、地域生活支援拠点等の機能強化に向けた各圏域（市町村）の取組の後方支援に努めていく。

参 考

○専門的知識を有する人材の確保

- ・ 発達障がいサポート・マネージャー

発達障がい者に直接関わる支援者に対し、分野・年代を越えて一貫した総合的な支援や助言を行うサポート・マネージャーを平成 27 年度から 10 圏域すべてに配置している。

- ・ 市町村サポート・コーチ

圏域単位で市町村サポート・コーチを配置し、市町村の保健師、保育士等への助言（平成 29 年度 462 回）、事例検討会や研修会の開催（同 177 回）など、市町村の支援関係者の個別支援への対応力向上を図っている。

・人材育成

家族支援研修会、就労支援研修会等（発達障がい者支援センター主催）

保育士の対応力向上研修（平成 29 年度 8 保育所）

・長野県発達障がい専門医・診療医の育成（平成 30 年度～）

信州大学医学部に委託して、発達障がいの診療と助言のできる医師を育成

○相談支援体制

・発達障がい者支援センターの取組（平成 29 年度実績）

精神保健福祉相談 1,026 件（面接 433 件、電話 593 件）

技術指導援助（市町村、学校等でケース検討会における助言） 1,078 件

教育研修（支援体制充実、人材育成の研修会） 主催 11 回、講師派遣 11 回

組織育成（親の会へ職員を派遣し活動を支援） 14 団体

・保健福祉事務所

精神保健福祉相談、こどもの発達相談、家庭訪問等の実施

発達障がい診療地域連絡会（医療、保健、福祉、教育等支援関係者による支援技術の向上・連携強化。29 年度実績・10 圏域・868 人）

・障がい者総合支援センター

専門性の高い相談支援を行うコーディネーターを配置し、市町村が実施する相談支援事業と連携し、相談支援を実施している。

○ 社会福祉施設等整備事業補助金について

社会福祉法人等による創設、改築、大規模修繕等の施設整備に要する経費を助成（負担割合：国 1/2、県（又は中核市）1/4、事業者 1/4）

○ 国予算額の推移 （単位：億円）

年 度	H28		H29		H30
	当初	補正	当初	補正	当初
予算額	70	118※ ¹	71※ ²	80	72

※ 1 H28 補正予算には防犯対策に係る施設整備を含む。（国の方針では防犯対策を優先）

※ 2 H29 当初予算は、国の方針では防犯対策及びスプリンクラー整備を優先

○ 長野県への予算配分状況（国負担分）

年 度	H28		H29		H30
	当初	補正	当初	補正	当初
県要望額(A)	174,794 千円	209,472 千円	186,238 千円	167,982 千円	159,975 千円
国配分額(B)	106,600 千円	135,572 千円	47,059 千円	126,234 千円	78,493 千円
配分率(B/A)	61%	65%	25%	75%	49.1%
国予算額割合	1.5%	1.1%	0.7%	1.75%	1.1%

○ 補助実績 （単位：件、千円）

年 度		H28		H29		H30
		当初	補正	当初	補正	当初
障がい児者施設	箇 所	2	2	0	5	0
	補助額	70,495	133,505	0	181,586	0
グループホーム	箇 所	4	3	8	2	3
	補助額	89,408	30,270	49,455	7,768	117,740
防犯対策	箇 所	0	58	12	0	0
	補助額	0	37,856	19,341	0	0
計	箇 所	6	63	20	7	3
	補助額	159,903	201,631	68,796	189,354	117,740

○ 地域生活支援事業

市町村地域生活支援事業の負担割合については、国 50%、県 25%、市町村 25%を基本と

しているが、国の予算措置が十分でなく、国費補助が 50%以下で推移し、県の補助が制度上、国の補助の 2 分の 1 となっており、市町村に超過負担が生じている。

国では、平成 29 年度から従来の地域生活支援事業に加え、国として促進すべき事業を「地域生活支援促進事業」として 50%の補助率を確保するとともに、地域生活支援事業の中の必須事業の重点化を図る意向を示している。

障がい者のニーズの多様化などから全国的に地域生活支援事業は増加傾向にあり、国費が十分確保される状況に改善しない限り、市町村の財政負担は拡大することになる。

(参考：平成 29 年度の負担率 国 (33.8%) 県 (16.9%) 市町村 (49.3%))

(単位：千円)

年 度	26	27	28	29
A. 市町村事業実績額	1,878,645	1,892,026	1,837,749	1,855,838
B. 国補助額	679,021	672,382	640,793	627,210
C. 県補助額 (B/2)	339,531	335,889	320,379	313,605
D. 市町村負担額 (A-B-C)	860,093	883,755	876,577	915,023
E. 市町村負担率 (D/A)	45.8%	46.7%	47.7%	49.3%
F. 市町村超過負担額 (D-A/4)	390,432	410,748	417,140	451,064

(実績額は市町村報告)

○県の相談支援体制

◆保健福祉事務所

- ・精神保健福祉相談や発達相談、家庭訪問指導、普及啓発活動などを実施
- ・相談や訪問指導においては、必要に応じ市町村と連携することにより効果的な実施に努めている。

◆精神保健福祉センター（発達障がい者支援センター）

- ・市町村、学校等の関係機関に対して、専門的立場から情報提供や助言などの技術指導援助を実施
- ・精神保健福祉業務に従事する関係機関の職員等を対象とした専門研修、当事者・家族団体等の育成支援、普及啓発活動を実施
- ・発達障がい者支援センターを併設し、関係機関に対する技術指導援助、教育研修による人材育成、本人やその家族等への相談支援、児童相談所等との共催による巡回相談等を実施

○精神障がい者アセスメントセンター

精神障がい者やその家族等からの電話による緊急的な相談に応じ、精神障がい者の地域生活の安定と症状の重篤化の軽減を図るとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行っている。

(委託先：長野県立こころの医療センター駒ヶ根、夜間 (17:30～翌日 8:30) 開設)

○障がい者総合支援センターへの相談員配置

各圏域の障がい者総合支援センターに療育、就業・生活など専門性の高い相談支援を行うコーディネーターや発達障がいサポート・マネージャーを配置し、市町村が実施する相談支援事業と連携し、相談支援を実施している。

○地域生活支援拠点等の整備・運用について

- ・「地域生活支援拠点等」とは

障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み。必要な機能として、①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくりの 5 つを備えることとされているが、地域の実情を踏まえ、必要な機能やその整備手法については市町村（圏域）が判断する。

- ・長野県内の整備状況

県及び市町村の第4期障害福祉計画（H27～29）において、平成29年度末までに圏域単位で整備することを目標として取組が進められ、「緊急時の受入・対応」を主な機能として、本年4月から一部の圏域等を除き運用が開始されている。

H29.4 開始：北信圏域、上小圏域、長野市

H30.4 開始：佐久圏域、諏訪圏域、上伊那圏域、飯伊圏域、木曽圏域、大北圏域

※上記以外の圏域・地域（松本圏域、千曲・坂城地域、須高地域、北部地域、小川村）においても運用開始を目指して体制整備が進められている。

・運用上の課題

福祉・医療・行政等関係機関の連携の強化、運営経費の負担、強度行動障がいや医療的ケア児等のより高度・専門的な支援を要する人にも対応できる機能強化等が課題となっている。

件 名

3 保育制度の充実

- (1) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善など、引き続き人材確保に取り組むよう国に対し働きかけること。
- (2) 小規模町村においても病児・病後児保育を実施できるよう、広域連携による実施を含め、病児・病後児保育に係る支援事業の推進と拡充を図ること。
- (3) 多子世帯の子育てに係る負担を減らすとともに、理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、多子世帯保育料減免の更なる拡大を図ること。

県の見解

- ・ 県内保育士の養成・定着に有効な保育士修学資金貸付事業の継続を引き続き国に要望していく。
- ・ 施設型給付の公定価格の設定に当たっては、給与等の更なる処遇改善を図るよう引き続き国に要望していく。
- ・ 実態に即した職員配置ができるよう、職員の配置基準を見直すとともに必要な財源措置を行うことを引き続き国に要望していく。
- ・ 子育て世帯のニーズが高く、その普及拡大を図る必要がある。
- ・ 施設の整備については、「子ども・子育て支援整備交付金」を活用されたい。
- ・ 運営費については、「子ども・子育て支援交付金」を活用されたい。
- ・ なお、平成30年度において、運営費の基本単価が2,423千円以内から4,894千円以内に増額され、拡充が図られた。
- ・ 平成31年度は、県・市町村ともに「子ども・子育て支援事業支援計画」改定の時期に当たり、新しい計画を策定する際に、広域連携の必要性等について、市町村の考えを伺い、必要な助言や調整を行っていききたい。
- ・ 2019年10月から幼児教育の無償化が実施される予定であるが、経済的な理由や子育ての負担感から、理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、無償化の動向を見ながら、引き続き国に要望していく。

参 考

1 保育士の現状・課題

県内保育士養成校への入学者は、定員を下回る状況であり、卒業生は約6割が保育所保育士として就職しているが、そのうち2割は県外事業所に就職している。

- 保育所職員の配置については、保育の質の向上及び発達障がい疑われるいわゆる「気になる子」、食物アレルギーを持つ子ども等に対応するため、国で定める配置基準以上に保育士や調理員等を加配している現状がある。

また、3歳未満児の保育ニーズも増加しており、保育士確保が喫緊の課題となっている。

- 保育士の給与は未だ低い水準にあり、保育士が安定的・継続的に働き、保育の質を確保するためには更なる処遇改善が必要。
- 2 病児・病後児保育について

平成 30 年 4 月現在、病児・病後児保育の実施市町村は 24 市町村 37 か所であり、近隣市町村との利用協定や、ファミリーサポートセンターでの取組を含めると、63 の市町村で病児保育等の利用が可能となっている。
- 病児・病後児保育の施設の整備については、平成 28 年度から「子ども・子育て支援整備交付金」に病児・病後児保育事業に係る整備費が追加され、同交付金の活用が可能。(国 1/3、県 1/3)
- 運営費については、「子ども・子育て支援交付金」の活用が可能。((国 1/3、県 1/3)
- 3 多子世帯支援について
 - 多子世帯の保育料は、年収約 360 万円未満相当の低所得世帯の場合、第 2 子以降の子に軽減措置が設けられている。しかし、年収がそれ以上の世帯は、多子世帯であっても同時入所していないと軽減措置の対象とならない。
 - 市町村においては、独自に国基準を上回る負担軽減を行っている。
 - 県では、27 年度から市町村が複数の子どもの同時入所を要件とせずに第 3 子以降の保育料を軽減する場合に、その経費の一部を助成している。
 - ・実施主体 市町村
 - ・対象施設 保育所、幼稚園、認定こども園等
 - ・補助率等 市町村が軽減する額のうち月額 6 千円を上限として、その 1/2 を補助

件 名

4 福祉医療費給付事業の充実

- (1) 義務教育終了までの医療費窓口無料化(現物給付化)の実施に伴う町村の財政負担の軽減を図るとともに、福祉医療費給付事業における未就学児等の外来助成を義務教育終了までとすること。
- (2) 義務教育終了までの医療費窓口無料化(現物給付化)を実施することによる国民健康保険国庫負担金の減額措置廃止と、その条件に所得制限を含めないよう、国へ働きかけること。

県の見解

- ・ 中学生までの子どもの医療費について、現物給付方式を導入した場合に生じる国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置額の 2 分の 1 を県が負担することにより、町村財政負担を軽減しているところ。
- ・ 補助対象範囲の拡大について、要望が多いことは承知しているところであるが、まずは今回の現物給付化による受給者の受診動向や、事務処理の変更に伴う事務的経費の影響など、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置額を含めた事業全体の推移を注視してまいりたい。
- ・ 現時点では、補助対象範囲の拡大は難しい状況であり理解を賜りたい。
- ・ また県では、子どもの医療費助成については国の社会保障制度の中で位置づけるべきものと考えており、全国共通の助成制度を創設するよう全国知事会や全国部長会等の機会を通じて国へ要望してきたところ。
- ・ 併せて国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の廃止について、全ての受給者を対象とするよう国へ要望してきており、引き続き取り組んでまいりたい。

参 考

1 福祉医療費給付事業の対象者（県費補助の対象者）

区 分	所得制限	受給者 負担金	H29 実績	
			受給者数	県補助額
乳幼児等 入院：中 3、通院：就学前	なし	1 レセプト 500 円	257,755 人	11 億円

※福祉医療費全体の H29 県補助額（障害者、ひとり親家庭含む。）：41 億円

2 県内市町村の実施状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	入 院	中 卒	高 卒	高 卒
	通 院	中 卒	中 卒	高 卒
所得制限なし		16	3	58

3 都道府県等の助成状況（平成 30 年 4 月 1 日現在厚労省調べ） ※太線枠内は本県の状況

区 分	4 歳未 満	5 歳 未 満	小就学前	小 3	小 卒	中 卒	高 卒相 当
入 院	1		20	1	6	16	2
通 院	3	1	25	3	4	8	2

所得制限	都道府県※	市区町村
所得制限なし	17 (36.2%)	1,463 (84.0%)
所得制限あり	29 (61.7%)	278 (16.0%)

※新潟県は交付金のため、
所得制限に関する規定なし

件 名

5 国民健康保険制度の安定運営の確保

- (1) 高齢化による医療費の増額に対応するため、国庫負担金割合の引き上げを行うなど更なる財政基盤の強化を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 国民健康保険の運営に当たっては、保険料水準の格差に十分配慮し、納付金が従前と著しく増加する市町村への財政措置を講じるとともに、公平かつ適正な納付金となるよう納付金算定方法の検証を行い、安定的な運営の確保を図ること。

県の見解

- ・ 国保制度は社会保障制度の根幹であることから、国の財政責任の下、地方の意見を聞きながら不断の見直しを行い、持続可能で安定的な国保制度となるよう国が制度設計すべきと考えている。県としては、国定率負担の引上げなど全国知事会を通じて引き続き要望していく。
- ・ 来年度の納付金算定については、H30 年度の実績や今後行う試算結果に基づき、必要に応じて激変緩和措置等について調整し、より公正かつ適正な納付金算定を行う。
- ・ 県は国保の財政運営の責任主体として、国保財政の安定化や市町村事務の標準化、保健事業の平準化等について、市町村と丁寧に協議し、また県国保運営協議会の意見を聞きながら市町村とともに進めていく。

参 考

- ・ H30 年度制度改正後の本県の国保財政の構成については、【別紙 1】のとおり。
○国からの公費負担割合は、全体の約 28%となっている。
○最も多いのは、現役世代からの支援である「前期高齢者交付金」
- ・ 国保事業の運営に必要な費用は、適正な保険料と国・県等による公費により賄うことが基本であるが、国保は低所得者と高齢層の加入者が多いという課題があるため、所得に対する保険料負担率は他の医療保険と比べて高い。【別紙 2】を参照。
- ・ 新国保制度では、H30 年度以降国は毎年 3,400 億円の公費を投入しており、うち低所得者対策としては前倒しで平成 27 年度から 1,700 億円を投入している。

- ・長野県は、全国的に見ても一人当たりの保険料・医療費・所得の格差が大きい。
- ・付金算定に当たっては、市町村の意見を聞きながら算定方法等を決定し、H30 年度より市町村に金額を提示し納付してもらっている。
- ・付金は県全体の国保運営に係る費用を全市町村の医療費・被保険者数・所得に応じて配分するため、制度改正前と比較し市町村の負担が増減する。その中でも特に著しく負担が増加する市町村に対しては、原則 6 年、最長 10 年間激変緩和措置を講じることとした。
- ・30 年度分の納付金算定は、H29 年度に H30 年度の所得や医療費等を推計し、その数値に基づき算出することから、一部の市町村で H30 年度になって所得の想定外の減少が起これ、納付金を納付するための保険料収納必要額が不足するという事態が生じている。
- ・県は、全額国庫負担で造成した「財政安定化基金」から、収納不足分を貸し付けし対応する。

件 名

6 介護福祉の充実

- (1) 利用者が、できる限り住み慣れた地域で安心して地域の特性に応じた多様なサービスを受けられるよう、また「介護離職者ゼロ」を達成するため、介護福祉の人材確保を図ること。
- (2) 介護保険制度を持続可能な制度とするために、介護サービスの基盤を整備するとともに、国庫負担金割合の引き上げを行うなど財政基盤の強化を図るよう、国に対して働きかけること。

県の見解

- ・ 介護人材の確保対策は、「入職促進」、「資質向上」「定着支援・離職防止」に資する各種事業を展開。30 年度は特に、
 - キャリアパス構築や人材育成、職場環境の改善等の取組が一定以上の水準にある福祉事業所の認証・評価及び情報発信
 - 無資格者に対する介護施設とのマッチングと資格取得費用の助成を併せた入職促進
 - 介護福祉士等修学資金や再就職準備金の貸付
 - 無資格で就労する介護職員の資格取得支援
 などに取り組んでいるところ。
- ・ 事業の実施にあたっては、26 の関係機関・団体に構成する「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」が事業の検討・立案段階から関わり、より事業効果が高まるよう連携・協働して実施している。
- ・ 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、多様な介護サービスを支える人材の確保が必要であることから、今後とも、地域医療介護総合確保基金等を積極的に活用し、事業内容の拡充を図る。
- ・ 今後、受入が本格化する外国人技能実習生については、他業種に比べ、高いレベルの日本語能力や専門的に知識が必要とされることから、日本語学習等のための支援策の検討や県・市町村・監理団体等が協力し、地域コミュニティでの受入を支援できるよう環境の整備を進める。
- ・ 県内の介護職員数は増加しているが、有効求人倍率が高止まりで推移し、現場の人材不足感も依然として改善されないことから、引き続き、効果的な事業実施に努めてまいりたい。
- ・ 介護サービスの基盤整備や介護保険制度の充実を図るため、県としてこれまでも国に対して様々な要望を行ってきたところ。

- ・ 市町村の第7期介護保険事業計画に基づいた施設整備が行えるよう必要な予算の確保と、介護保険制度を安定的に運営するため、国費負担の拡充、低所得者の負担軽減など、国に対して引き続き要望してまいりたい。

参 考

1 介護人材の受給推計

県内の介護職員数は、平成28年：約3.5万人（国推計値）

平成37年には約4.5万人必要になると推計

項 目	H28	H32	H37
介護職員需要見込	34,525	40,946	44,747

出典：「第7期高齢者プラン（H30～H32）」における推計値

2 福祉・介護人材を取り巻く状況

介護分野の有効求人倍率は全職種平均に比べて高く推移する等、様々な課題が存在。

項 目	現 況
介護分野の有効求人倍率 (H29年度)	2.87倍（H28：2.34倍） 全職種平均1.63倍
県内介護職員の離職率 (H29年度)	15.1%（H28：11.7%）全国平均16.2% 全産業平均14.0%
県内介護職員の所定内賃金 (H29年度)	23万円 全産業27万5,000円
介護の職場を辞めた理由 (H27社会福祉振興・試験センター調査)	法人・事業所の理念や運営のあり方に不満 33.5% 収入が少ない 28.0%
介護福祉士養成施設入学定員充足率	平成30年度 47.1%（H29:53.7%、H28：48.8%）

3 平成30年度における介護人材の確保に向けた主な取組

（1）入職促進

求人・求職マッチング、就職説明会、介護の仕事のイメージアップ、修学資金の貸付、未就労の有資格者の再就職支援等、多様な人材の入職を促進する事業を実施。

①学生、移住希望者等の入職促進

事業名	事業内容	事業費
福祉・介護人材マッチング支援事業	キャリア支援専門員活動費 ○キャリア支援専門員（就職相談員）の配置 県下4箇所（長野、塩尻、上田、伊那）に配置し、求人事業所と求職者をマッチング。	15,367
	福祉人材職業紹介事業 ○求人求職情報の収集、登録、就職相談、斡旋・紹介を実施。	3,550
	就職説明会 圏域単位での大規模な就職説明会（長野、松本：長野労働局等と共催）、市町村単位での小規模な面接会を開催。 （計22回）	6,777
信州福祉事業所認証・評価制度運用事業	○キャリアパスや人材育成、職場環境の改善等の取組が一定以上の水準にある福祉事業所を認証評価し、求職者に対して入職の判断につながる有効な情報を発信するとともに、福祉事業所の意識改革を図り、人材育成等への取組を促進（認証目標：70事業所）	7,499
福祉職場PR事業	○訪問講座の開催 ○啓発ツールの作成 県内出身漫画家の協力のもと、啓発冊子の漫画を単行本化し県内全中学校・高校に配布 ○企画会議による魅力発信方策の検討 若年層に適する新たな視点で、福祉の仕事の魅力発信方法を検討・実施	7,458
無資格者、移住希望者等の入職支援（信州介護人材誘致・定着事業）	1 無資格者等の入職支援 無資格者、移住希望者等を雇用し、適性にあった介護施設等での就労と資格取得を支援。事業終了後に直接雇用につなげる。 （120人／年度）	113,753
介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	○養成施設入学者等の修学資金を貸付。 ・貸付金額：学費60万円など ・返還免除：卒業後1年以内に県内介護事業所に勤め、5年間継続して従事	19,118

②潜在的有資格者の復職支援

事業名	事業内容	事業費
再就職準備金貸付事業（介護福祉士修学資金等貸付事業補助金の一部）	○1年以上の介護業務経験を有する者の復職に際して就職準備金を貸付。 ・貸付金額：20万円（上限） ・返還免除：県内介護事業所に2年間継続就労	—

（2）資質向上に関する事業

介護職員がキャリアを見据えて働くことができるよう、職層に応じた研修の実施や専門性の向上に向けた研修への助成等を実施。

事業名	事業内容	事業費
介護職員研修受講支援事業（信州介護人材誘致・定着事業）	○介護職員の介護職員初任者研修・実務者研修受講費用を助成。（80人） ・初任者研修：35,000円／件 ・実務者研修：65,000円／件	4,600

（3）定着支援・離職防止に関する事業

事業者のキャリアパス構築への支援と、経営基盤の強化に資する経営専門家の派遣、施設内保育所の運営費への支援等、労働環境・処遇の改善に資する事業を実施。

事業名	事業内容	事業費
介護ロボット導入支援事業	○介護事業所における介護ロボットの購入・リース等導入経費を補助（補助率1/2）	1,000
施設内保育所運営費補助金	子育て中の介護職員の労働環境・処遇の改善を促進するため、施設内保育所を運営する施設等に対して運営費を助成。（助成予定：9施設）	26,052

（4）基盤整備に関する事業

関係機関・団体との連携体制を構築し、様々な施策を協働して検討・実施。

事業名	事業内容	事業費
福祉・介護人材確保ネットワーク会議	○関係機関・団体による施策の検討、協働実施体制として運営。（平成26年度～） 「確保・定着」、「人材育成」、「イメージアップ」の3部会で具体策を検討。	4,143

4 第7期長野県高齢者プランの整備目標

（1）施設・居住系サービスの整備目標

（単位：人）

区 分	現 状 (2017年度末) A	2020年度 必要利用 定員総数 B	第7期計画 期間中の 整備目標 (B-A)
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	11,442	11,659	217
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1,828	2,098	270
介護老人保健施設	7,822	7,898	76
介護医療院	—	40 (44)	40 (44)
介護療養型医療施設（介護療養病床）	1,179	1,089	△90
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3,420	3,809	389
特定施設入居者生活介護			
介護専用型	558	798	240
介護専用型以外	3,563	4,003	440
地域密着型特定施設入居者生活介護	564	721	157

（2）介護サービス基盤整備の状況

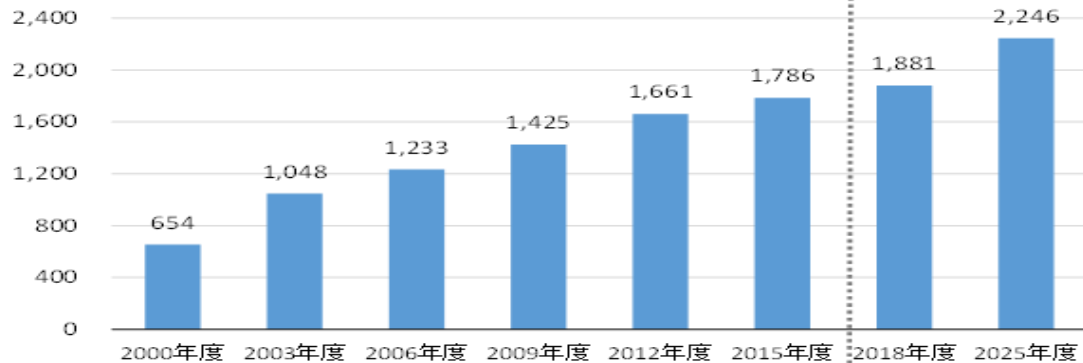
（単位：千円）

	平成30年度（予算）		平成29年度（決算）	
	事業内容	補助金額	事業内容	補助金額
広域型特養等（老人福祉施設等整備事業）	広域型特養 3	702,000	広域型特養 8 養護老人ホーム 1 訪問看護 1	1,596,860
地域密着型施設（地域医療介護総合確保基金事業）	小規模特養 1 認知症高齢者グループホーム 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 他	884,894	小規模特養 6 老人保健施設 3 認知症高齢者グループホーム 7 小規模多機能型居宅介護事業所 5 他	1,546,640

5 長野県の給付費・介護保険料の推移及び見込み

介護給付費

(億円)



介護保険料

単位：円

事業計画期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	2025年度 見込
長野県	2,346	3,072	3,882	4,039	4,920	5,399	5,596	7,231
対前期増加額 (伸び率)	—	726 (30.9%)	810 (26.4%)	157 (4.0%)	881 (21.8%)	479 (9.7%)	197 (3.6%)	
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	約7,200
対前期増加額 (伸び率)	—	382 (13.1%)	797 (24.2%)	70 (1.7%)	812 (19.5%)	542 (10.9%)	355 (6.4%)	

6 国への要望状況

平成30年5月「平成31年度国の施策並び予算に関する要望」

○介護サービス基盤整備に対する財政措置の拡充について

特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備がより一層円滑に進められるよう、財政措置の拡充を図ること。

特に、平成27年度から地域密着型施設等の施設整備の支援に活用されている地域医療介護総合確保基金について、市町村の第7期介護保険事業計画に基づいた施設整備が行えるよう、平成31年度以降も必要な予算を確保すること。

○安定的な制度運営のための必要な改善について

介護サービスの利用拡大に伴い、都道府県・市町村の介護保険制度の運営に係る財政負担や被保険者の保険料負担が増大している。介護保険制度が将来にわたり安定的なものとなるよう、国費負担の拡充や低所得者の負担軽減対策の充実など、必要な制度の改善を図ること。

10 環境保全対策の推進

件名

1 廃棄物処理施設の設置許可について

放射性物質を含む廃棄物最終処分場の設置許可においては、生活環境の保全への影響を考慮し、慎重に対応すること。

県の見解

- ・ 廃棄物最終処分場の設置に当たっては、県廃棄物条例に基づく事業計画協議において住民との合意形成を図るよう求めている。また、廃棄物処理法に基づく許可申請手続においては、申請書を告示縦覧して市町村長及び関係住民から生活環境保全上の見地からの意見を聴くとともに、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見も踏まえ、慎重かつ

厳正に審査することとしている。

- ・ 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴い発生した 8000 Bq/kg 以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づく管理型最終処分場で安全に埋立処分することができるとされており、当該廃棄物を含む廃棄物最終処分場の許可申請手続に当たっても、法令及び条例の手続に基づき慎重かつ厳正に審査する。

参 考

○廃棄物最終処分場の設置許可

- ・ 廃棄物最終処分場の設置に当たっては、廃棄物処理法に基づく設置許可が必要
- ・ 許可権者は、一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場ともに県
- ・ 許可申請書には、周辺地域の生活環境影響調査の結果を添付、申請書は 1 カ月間告示縦覧。利害関係を有する者は生活環境保全上の意見書提出可
- ・ 許可基準
 - ☆施設の構造等が技術上の基準に適合
 - ☆構造や維持管理に関する計画等が周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること
 - ☆事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること
 - ☆欠格要件に該当しないこと

○現行の手続

- ・ 県では、最終処分場の設置に当たり、事業計画者に対し、計画の早期段階から地元住民との双方向のコミュニケーションを図るよう指導している。
- ・ 廃棄物条例に基づく事業計画協議においては、住民等の疑問や不安を解消するため、計画の詳細を丁寧に説明し、合意形成を図るよう求めている。
- ・ 法令に基づく許可申請手続においては、申請書を告示縦覧し、市町村長及び関係住民から生活環境保全上の見地からの意見を聴くとともに、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見も踏まえ、慎重かつ厳正に審査している。

○放射性廃棄物について

- ・ 放射性物質及びこれに汚染された物は廃棄物処理法上の廃棄物の定義から除外。
- ・ 但し、東日本大震災における原子力発電所の事故に伴い発生した 8000Bq/kg 以下の廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法により、廃棄物処理法に基づく管理型最終処分場で安全に埋立処分することができるとされている。

件 名

2 不法投棄防止対策の推進

不法投棄監視連絡員を増員するなど監視体制を強化するとともに、県管理道路・河川にあっては、不法投棄物を早期に回収・撤去し、不法投棄の拡大・再発の防止を図ること。

県の見解

- ・ 県では、生活環境への影響が大きい産業廃棄物の不法投棄防止を主な目的として、全県に 100 名の不法投棄監視連絡員を委嘱し、定期的に監視パトロールを行っているが、不法投棄の発見状況を見ると、家庭ごみや廃家電等の一般廃棄物がほとんどを占めている。
- ・ 不法投棄監視連絡員については、厳しい財政状況のもと、H16 に減員となったものを H18 に 100 人に戻して以降現体制を維持しており、今後も継続できるよう努力したい。なお、不法投棄監視連絡員の年齢は原則 65 歳未満、特例で 75 歳未満としているが、引き受けてくださる方が見つからないなどの理由から半数以上が 65 歳以上の方が占めており、今後とも連絡員の推薦について格別のご配慮をお願いし

たい。

- ・ 不法投棄の防止・早期発見には、地元(市)町村の協力が不可欠であり、とりわけ町村にあっては、住民への適正処理啓発を含めて工夫を凝らして取り組んでいただいていることから、引き続き県と一体となった取組をお願いしたい。
- ・ 道路・河川への不法投棄対策については、パトロールを引き続き実施するとともに、立看板設置等の不法投棄防止の啓発については、関係機関と協力して対応してまいりたい。
- ・ 不法投棄された廃棄物の撤去及び処理については、警察に通報し、投棄者を特定し撤去させていく。なお、投棄者が特定できない場合は、関係機関と協議、協力して対応したい。
- ・ 引き続き、愛護団体、アダプト協定団体、町村などのご協力をいただき、連携して不法投棄防止対策に努めてまいりたい。

参 考

○ 不法投棄の発見状況

(単位:件)

年 度	H27		H28		H29	
		内町村		内町村		内町村
一般廃棄物	3,456	792	3,430	836	3,515	875
産業廃棄物等	58	40	53	20	59	25
合 計	3,514	832	3,483	856	3,574	900
一般廃棄物割合	98.3%	95.2%	98.5%	97.7%	98.4%	97.2%

※多いゴミ 県全体：①家庭ごみ ②空き缶 ③タイヤ ④家電4品目

町 村：①家庭ごみ ②空き缶 ③タイヤ ④家電4品目

○ 不法投棄防止対策(30年度)

不法投棄監視格員	100名配置：複数3町 富士見2 阿智2 木曽3 (町村56名) @7000円/月(8h)
夜間監視パトロール	年間42日予定 地局・資源循環推進課実施
不法投棄ホットライン	24時間体制の電話通報窓口を開設
その他	車両点検等

○ 廃家電4品目の不法投棄に係る市町村への財政的支援(H21～、H32まで実施予定)

支援元：一般財団法人家電製品協会(＝問合せ先)

支援先：市町村

(複数市町村が協同して実施する事業を、代表市町村が申請することも可)

支援対象：市町村が行う家電4品目に係る不法投棄未然防止事業(助成率50%)

不法投棄物の回収・引き渡し事業(3カ月分の回収に対して助成率100%)

(国、県が財政的支援を行っている事業は不可)

事業年度：H30～32(募集はH29～31)

H29までの予定だったが、市町村からの要望によりH32まで延長

募集期間：支援対象年度の前年度の7月1日から9月15日

県内実績：須坂市(H26、27、28、30)、伊那市(H27、28、29、30)

事業周知：環境省からの依頼により、市町村にメールで事業を周知(H30.7.4)

○ 県における不法投棄事案への対応方法

● 産業廃棄物の場合及び判別不明な場合

通報等があったときは、所轄の地域振興局や警察署に連絡するとともに、場合によっては警察と合同で不法投棄現場を確認し、行為者特定のための調査を行う。

行為者が判明した場合は、当該行為者(及び排出者等の関係者)に撤去を指示するとともに、悪質な場合等には協議により警察で対応する場合がある。

行為者が判明しない場合には、市町村や警察等との情報交換や登記簿の閲覧等により土地の所有者調査を行い、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(廃棄物条例)第18条及び第19条の規定に基づき、投棄物の適正処理と再発防止策(＝適正管理)を土地所有者に求めることとしている。

なお、生活環境に著しい支障がある等、緊急撤去の必要性が明らかな場合には、行

為者等による自主撤去等を待たずに、県による行政代執行を行う場合もある。(代執行経費は行為者等に後日請求する。)

● 一般廃棄物である場合

通報等があったときは、所轄の地域振興局を通じて、不法投棄現場の所在する市町村に連絡する。悪質と思われる不法投棄の場合には、県も合同で不法投棄現場を確認したり、警察署に情報提供することもある。

〔道路〕

- 住民からの通報や道路パトロール等により発見した廃棄物は、建設事務所で収集し、業者委託により町村にも協力をいただきながら運搬・処分している。
- 道路監視員による巡視を定期的に行うとともに、ゴミを捨てられやすいチェーン脱着所等は冬期以外は閉鎖するなどの措置をしている。
- アダプト協定団体や道路愛護団体、市町村等の地域の協力により清掃を実施している。

〔河川〕

- 河川への不法投棄の実態の把握と、河川愛護思想の普及を図るため、国、県及び関係市町村で春と秋に長野県下河川一斉パトロールを実施している。
- 河川巡視員、河川モニターによる定期的な河川巡視を実施している。
- 河川愛護団体等の地域の協力により清掃を実施している。
- 住民等の通報等による廃棄物は、できる範囲で直営で収集し、市町村の協力を得ながら処分している。

件 名

3 水道・生活排水施設整備の推進

- (1) 老朽化した水道管の更新や耐震化、改修、統合等を進めるため、町村の実情に応じた柔軟な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げを含め補助制度を拡充するよう国に対し働きかけること。
- (2) 農業集落排水施設やし尿処理施設等の生活排水関連小規模施設の維持管理には、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化等の課題があるので、サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、十分な財政措置を講じるよう国に対し働きかけること。
- (3) 中山間地域の水質を守ることは、国土の水質保全につながることから、浄化槽の法定検査の受検率の向上を図ること。

県の見解

- ・ 水道事業者の要望額どおりの交付を可能とする確実な予算措置と、補助率の引き上げを含む補助制度の拡充について、各種機会を通じて国や県関係国会議員などに対し、要望活動を行っている。今後も引き続き当初予算による満額確保及び補助制度拡充に向けて要望を行っていく。
 - ・ し尿等の下水道への投入は市町村が進める施設の広域化・共同化の有効な手段のひとつと考えている。これまでの要望の成果として本年度からし尿等の受入施設が下水道事業の国の交付金の交付対象となったことから、県としても市町村を支援するとともに、国に対して必要な予算確保について要望してまいりたい。
 - ・ 更新時期を迎える施設の増加とともに、今後は施設の改築要望も増加することが見込まれているが、活用可能な国の交付金予算が減少している。農業集落排水施設を安定的に運営していくためには、計画的な改築更新が必要であることから、県としても機会をとらえ、国に対して必要な予算確保について要望してまいりたい。
 - ・ 今年度から検査を効率化し、受検率の向上を図っていく。
- (※BOD 検査を導入して検査項目を少なくする「効率化検査」と検査の記録・入力時

間を短縮するために「タブレット」を導入する。これにより検査時間が短くなり、検査基数が増加する見込みである。）

- ・ 受検率 100%を目標として、法定検査の普及啓発を進めながら段階的に実施率の向上を図っていく予定である。今年度の検査実施率は6割を超える見込みで、初年度としては順調に推移している。
- ・ 検査の効率化に先立って、昨秋から重点的に県・市町村・浄化槽協会が浄化槽管理者に法定検査の趣旨について広報・周知を行った。今後とも市町村の皆様の協力をお願いしたい。

参 考

- 水道事業者において、老朽化した施設の更新や防災・減災に資するための水道施設の耐震化等が急務となっているが、人口減少等による料金収入の減少により、施設の整備に当たっては、国の助成が欠かせない状況にある。
- 水道事業者の行う水道施設整備に対しては、国庫補助金（県で事務を取り扱い、国から直接交付）及び交付金（国庫10分の10で県を經由して交付）により助成を行っている。
- 平成30年度は、国からの指示のもと補助金要望事業の全てが交付金へ移行し、10割の内示となっており、うち12事業は、実質繰越不可の国の前年度補正予算の繰越分が充てられている。
- 計画的な事業実施ができるよう当初予算の段階での確実な予算措置が必要である。

平成30年度の水道施設整備に係る国庫補助金、交付金の内示額（単位：千円）

区 分		箇所数※1	要望額	内示額	内示率(%)
国庫 補助金 ※2	簡易水道等施設整備費	(3) 0箇所	48,888	—	—
	水道水源開発等施設整備費	(1) 0箇所	53,750	—	—
生活基盤施設耐震化等交付金※3		(17) 21箇所	385,154	487,792	126.65
合 計		21箇所	487,792	487,792	100.00

※1 括弧内は当初要望の数値

※2 当初要望後、国からの指示のもと補助金要望事業の全て（4事業）が交付金へ移行

※3 12事業はH29本省繰越予算として配当

- 県内のし尿等の下水道施設での共同処理の現状
 - (1) 共同処理を実施しているし尿処理施設及び汚泥処理施設
 - ①し尿処理場の敷地外でし尿等を希釈後に下水道管渠に流入
 - 整備済 → 5施設※（13市町村） ※東御市、長和町・青木村は直接投入
 - 整備中 → 1施設※（2市町）
 - ②汚水処理施設共同整備事業（MICS）活用事例
 - 整備済 → 2施設※（7市町村） ※共同汚泥処理施設
 - ③地方創生汚水処理施設整備推進交付金の活用事例
 - 整備中 → 1施設※（1市） ※汚泥の共同処理のための受入施設
 - (2) 共同処理を検討しているし尿処理施設及び汚泥処理施設
 - 検討中 → 7施設（22市町村）
- 長野県町村会からの要望の経過等
 - し尿等の下水道への希釈投入施設はその多くを市町村の単独費用で整備していたことから町村会から県に対して財源措置の要望があり、県も国に対し要望を行ってきた結果、平成30年度から受入施設を下水道事業で整備可能となる。
 - (1) 町村会から県への要望
 - 平成26年10月 し尿等の希釈投入施設の財源措置を要望
 - 平成27年11月 //
 - (2) 県から国（国土交通省）への要望
 - し尿等の受入施設を下水道事業の補助対象とするよう要望
 - 平成27年6月、平成28年6月、平成29年6月、平成29年11月
- し尿等の下水道施設での共同処理に係る国の制度等

(1) 平成 7 年度

- ▶汚水処理施設共同整備事業（M I C S）の創設

(2) 平成 28 年度

- ▶地方創生汚水処理施設整備推進交付金の制度拡充

(3) 平成 30 年度

- ▶下水道広域化推進総合事業の創設

→ し尿等の受入施設を下水道事業（社会資本整備交付金）で整備可能
（具体的な手続き等の細部については現在国土交通省に確認中）

○ 農業集落排水施設の現況

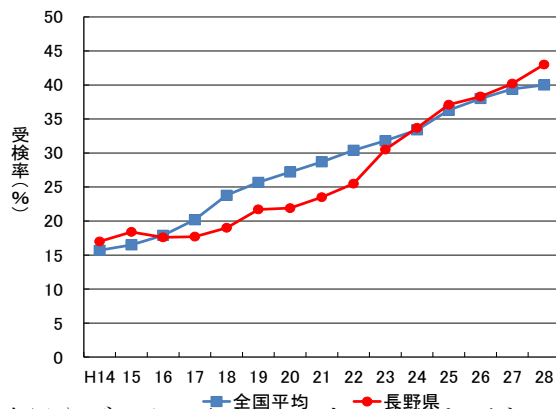
- ・本県の農業集落排水施設は、全国に先駆けて整備され、現在は効率的管理に向けた公共下水道への統合や供用開始後 20 年を経過した施設の機能強化（長寿命化）を推進している。
- ・全国有数の処理場を有し、供用開始から 20 年を経過する施設が約 100 箇所。
- ・農業集落排水事業の事業主体は市町村であり、補助事業（主に農山漁村地域整備交付金（県を経由する間接補助事業））を活用している。
- ・機能強化（長寿命化（改築も可））などのハード事業の国の補助率は 50%

〈現況及び課題・問題点〉

- 浄化槽管理者が毎年 1 回受検しなければならない法定検査（11 条検査）の受検率は年々向上しているものの約 40%にとどまっている。

平成 28 年度検査実施率

長野県 42.9%
(34,957 基/81,401 基)
全国平均 40.3%



- 検査項目が多岐にわたること、現場での確認やデータの記録・入力に時間を要することが原因で、検査員が検査できる浄化槽数が限られていることが課題である。

○効率化検査スケジュール

区 分	H28	H29	H30～
浄化槽協会との調整	→		
環境省との協議*		→	
広報		→	→
効率化検査の導入			→

*検査項目を一部省略することの技術的妥当性について環境省と協議→H29. 8. 25 協議終了

件 名

4 山岳環境の保全整備の推進

山岳環境への影響軽減や多様な登山者の要求に対応できる環境整備のため、山岳環境保全対策支援事業の補助対象の拡大と十分な財政措置を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 山岳環境保全対策支援事業（国補）では、平成 28 年度まで市町村が嵩上げ補助をする場合に、嵩上げ補助金額を補助対象事業費から控除していたが、国要望望の結果、平成 29 年度から改正された。
- ・ 国では平成 27 年度から国立公園内の整備について、補助制度（自然環境整備交

付金による国立公園整備事業）を立ち上げたが、山岳トイレ整備に限らず登山道整備も含めた補助内容であり、予算規模が限定的（全国で約6億円）である。

- ・ 県では独自の取組として、平成29年度から県立自然公園内における山小屋トイレに対する補助制度を新設（県立自然公園整備支援事業）して、整備を推進している。
- ・ 山小屋トイレの補助事業については、国に対し従前から予算確保と補助対象の拡大を求めており、引き続き要請してまいりたい。

参 考

1 現況

(1) 山岳地域トイレの現状

総 数	H29年度末	H29年度末改修率	目標とする改修率*
160箇所	128箇所	80%	H32までに85%

*目標は生物多様性ながの県戦略による。

(2) 山岳環境保全対策支援事業

- ア 国から民間の山小屋事業者に対する直接補助事業
- イ 事業主体：山小屋事業者
- ウ 対象事業：し尿処理施設、給水施設
- エ 補 助 率：1/2（事業費等に対する制限なし）
- オ 事業の条件・ 山域単位の地域協議会からの推薦（国の審査委員会で審査）
 - ・ 通過者用のし尿処理施設（公衆便所）の設置
 - ・ 使用料の徴収と利用者へのPR
 - ・ 事業費の下限上限なし
- カ 県の役割：地域協議会事務局を担い、事業導入に向けた条件整備や調整等のコーディネートや山小屋関係者による受益者負担への取組をサポート。

キ 実績と計画

		公園名	市町村	名 称	事業費 (千円)	補助金 (千円)
実 績	H 24	御岳県立	木曽町	女人堂	38,010	17,990
		〃	王滝村	王滝頂上山荘	32,900	16,350
		中部山岳国立	松本市	岳沢小屋	10,920	5,170
		〃	〃	ヒュッテ大槍	23,310	11,030
		計			105,140	50,540
	H 25	御岳県立	王滝村	剣ヶ峰山荘	35,800	15,250
		中央アルプス県立	宮田村	天狗荘	52,500	22,250
		計			88,300	37,500
	H 26	八ヶ岳中信高原国定	佐久穂町	青苔荘	53,414	26,707
		中部山岳国立	松本市	西穂山荘	40,300	20,150
		計			93,714	46,857
	H 27	中部山岳国立	松本市	槍沢キャンプ場	14,442	7,221
		計			14,442	7,221
	H 28	中部山岳国立	松本市	徳澤園	57,434	28,717
		計			57,434	28,717
	H 29	八ヶ岳中信高原国定	茅野市	山びこ荘	4,330	2,215
		計			4,330	2,215

計 画	H 30	八ヶ岳中信高原国定	長和町	山本小屋	19,884	8,800
		計			19,884	8,800

- ・ 山岳環境保全対策支援事業（国補）は、補助対象が民間山小屋事業者に限定され、市町村管理トイレは対象外となっている。
- ・ 多くの山小屋は厳しい立地条件により、建設、維持管理等に大きな費用がかかるため、整備がなかなか進まない。
- ・ ある山小屋ではトイレ待ちの長い列が続く状況が見られ、登山者増加に対応する山小屋トイレの収容量と環境負荷低減対応のトイレ整備が急務となっている。

件 名**5 特定外来生物対策の推進**

地域の自然環境や農林業へ被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ等）は、旺盛な繁殖により駆除が追い付かないため、駆除剤の早期の開発や補助金制度の創設など支援の充実を図ること。

県の見解

- ・ 県では、特定外来生物による被害が確認されている分野を所管する部局で連携して防除を推進している。また、特定外来生物の駆除労力の軽減技術開発などに取り組んでおり、地域での戦略的な駆除活動を展開していくため、駆除対策方針や駆除技術についてまとめた「外来生物対策ガイド」の作成を予定するなど、対策を展開しているところ。このため駆除剤の開発については、現在のところ実施を検討していない。
- ・ 広域的に分布する特定外来生物について、現在県を始め、市町村や地域のボランティアの協力を得ながら防除対策を展開しているが、まん延のスピードに駆除が追い付かず、現場は疲弊している。
- ・ 補助制度の創設については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、防除対策は国が主体となって実施するものとされていることから、国に対し要望してまいりたい。

参 考

1 長野県における特定外来生物

○県内の特定外来生物生息状況

- ・ 特定外来生物（148 種）のうち 23 種の生息を確認。

県内で確認されている特定外来生物 23 種（環境保全研究所確認 H30.4 月）

哺乳類	アライグマ、アメリカミンク	甲殻類	ウチダザリガニ
鳥 類	ガビチョウ、ソウシチョウ、カオグロガビチョウ、カナダガン※1	昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ、アカボシゴマダラ、アカカミアリ※2
爬虫類	カミツキガメ	植 物	オオキンケイギク、オオハングンソウ、オオカワヂシャ、アレチウリ、アゾラ・クリスタータ、オオフサモ
両生類	ウシガエル		
魚 類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ガー科魚類		

※1 カナダガンは防除され根絶している

※2 アカカミアリは H30.4 に 1 個体のみ確認

○特定外来生物アレチウリ等の繁殖状況

- ・ アレチウリは、中部 7 県中、長野県での問題発生が最多（市町村の 47%、環境省アンケート調査 H26.3 月）。
- ・ アレチウリは、特定外来生物（植物）のうち最も多くの市町村で繁殖（H20.3 月）。アレチウリ等の県内繁殖状況（旧 120 市町村単位、環境保全研究所 H20.3 月）

特定外来生物（植物）	一部の地域に分布	複数の地域に分布	ほぼ全域に分布	分布しない	不明
アレチウリ	48	20	24	15	13
オオキンケイギク	30	30	5	15	40
オオハングンソウ	24	24	2	21	49
オオカワヂシャ	3	3	0	36	78

2 特定外来生物対策の推進

- ・ 長野県では、地域が取り組む外来生物対策を戦略的に展開するため、特に生態系に与える影響の大きい外来生物（オオハングンソウ、オオキンケイギク、アライグマ、ウチダザリガニ等）を中心に現状把握と分析を行い、新たな駆除技術開発や駆除事例作りを行う「外来生物戦略構築事業」（H29～31）を実施し、地域の戦略的な駆除活動の展開に資する対策方

針や駆除労力の軽減技術等をまとめた「外来生物対策ガイド」を作成する予定。

- ・長野県では、特定外来生物駆除活動の確認・認定の制度、手続について、県 HP、パンフレット等で広報、周知。
- ・特定外来生物であるアレチウリについては、効果的な駆除方法や留意事項を伝える指導者研修会を開催し、その指導者と一般市民による、広範囲な駆除活動が行われるように取り組んでいるところ（水大気環境課・自然保護課）。

また、毎年6月を『アレチウリ駆除強化月間』と定め、県、市町村、地域のボランティア等が合同で駆除活動を実施しており、平成29年度には約2万4千人が参加。

3 課題

- ・アレチウリ等外来生物は繁殖力が強く、一旦広がると根絶は非常に困難で継続的な取組が必要。
- ・外来生物被害防止対策における地方の取組に対する国の補助事業等の支援策がない。

11 TPP 協定への適切な対応

件 名

TPP11 協定、日欧 EPA に関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

県の見解

- ・ 県では、平成 28 年 2 月 8 日に、「農林業への影響緩和」、「攻めの農林業を展開するための体質強化」、「県産農産物等のブランド化と輸出・地消地産の促進」の 3 つの視点に立った「TPP 協定に係る農林業分野対応方針」を策定。
- ・ その後、日 EU・EPA 協定等を踏まえ、平成 30 年 2 月 16 日に「TPP 協定等に係る農林業分野対応方針」に改訂。
- ・ 対応方針では、コメ、果樹、野菜、畜産などの分野ごとに、概ね 10 年後の目指す姿と具体的な対策を明示。
- ・ 今後も正確な情報提供に努めるとともに、対応方針や「第 3 期長野県食と農業農村振興計画」に基づき生産性の向上や競争力の強化を図るための施策を展開してまいる。

参 考

1. TPP の大筋合意以降の経緯（注：網掛けの枠は EPA 関連及び EPA を踏まえた対応）

	国際的な動き	国内の対応	県の対応
H 27 年	9/30～10/5 TPP 閣僚会合 大筋合意	10/7 TPP 総合対策本部、 農林水産省対策本部設置 11/25 「総合的な TPP 政策 大綱」策定・公表 12/24 「TPP 協定の経済効果 分析について」公表	10/15 長野県 TPP 農業分野等 対策本部設置 10/16 内閣官房・農林水産省 へ要請 10/30 相談窓口設置 11/17 内閣官房・農林水産省 へ要請 11/19 説明会開催 12/22 長野県 TPP 農業分野等 対策本部会議
H 28 年	1/23 米国大統領永久離脱の 大統領令にサイン	12/9 TPP 関連法案及び承認案 本会議可決、 1/20 国内法の整備が完了を ニュージーランドへ通知	2/8 長野県 TPP 農業分野等対策 本部会議対応方針及び影響 試算公表
H 29 年	7/6 日 EU・EPA の大枠合意 11/11 米国を除く 11 ヶ国に よる大筋合意(TPP11)	11/24 「総合的な TPP 等関連 政策大綱」公表 12/21 「日 EU・EPA 等の経済 効果分析」公表	
H 30 年	3/8 11 か国による TPP11 協定 の署名式（チリ） 4/26 メキシコ TPP11 を批准 7/17 日 EU・EPA の署名	6/13 TPP11 協定の承認案承認 (衆 5/18、参 6/13) 6/29 TPP11 関連法案が成立 (衆 5/24、参 6/29)	2/16 「長野県 TPP 等農業分野 等対策本部」会議対応方針 の改定版及び両協定の 影響試算公表

12 農業・農村対策の推進

件 名

1 農業・農村施策の推進

- (1) 食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農業・農村政策の推進のため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策をバランスよく実施するよう国に対し働きかけること。
- (2) 日本型直接支払制度については、町村の財政事情を勘案し、十分な財政支援を講じるとともに、所要の予算額を確保すること。
- (3) 農地中間管理機構による、町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に財政負担が生じないよう措置すること。
- (4) 外国人技能実習制度においては、農繁期が異なる複数の農業者が共同で技能実習計画を作成し、技能実習生が年間を通して複数の研修を受けられる制度とするとともに、技能実習生の一時帰国及び再入国も認める制度とするよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 平成 27 年 3 月 31 日に策定された本計画では、産業政策と地域政策とを車の両輪として農政改革を推進するものとされている。
- ・ 今後も引き続き、農業・農村政策の推進のため、産業政策と地域政策が総合的かつ計画的に実施されるよう、国に対して要望してまいる。
- ・ 平成 30 年度の日本型直接支払交付金については、推進交付金等において、一部、市町村の要望に応えられていない状況。
- ・ 事業の取組状況等を踏まえ、必要に応じて国に対し予算の確保について要望してまいりたい。
- ・ 農地中間管理機構では、町村の農地利用集積計画の作成などの業務を軽減するため、システム開発を行い、平成 28 年 6 月から稼働している。
- ・ 業務委託については、町村の意見を十分聞きながら、地域の実情を考慮して委託するよう農地中間管理機構である農業開発公社に対して指導をしている。
- ・ 業務委託先である町村等に財政負担が生じないよう、県予算を十分に確保しているところであり、来年度以降も十分な予算が確保されるよう必要に応じて国へ要請してまいる。
- ・ 県では、平成 29 年 7 月に内閣府に対し、外国人技能実習制度の要件緩和及び専門技能を有する外国人の農業就労をパッケージとした国家戦略特区提案を行った。
- ・ さらに、同年 12 月には、農業分野以外の規制改革も盛り込んだ「世界に開かれた中山間地の人づくり拠点」を内閣府に提案し、翌年（平成 30 年）2 月 9 日と 8 月 3 日に国家戦略特区WGによるヒアリングを受けたところ。特区WGヒアリングでは、農業就労の提案に関して、「長野県の特性は理解できる」との発言があった。
- ・ また、本年（平成 30 年）6 月 15 日の第 9 回経済財政諮問会議で示された「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針 2018）」において、「新たな外国人材の受入」が位置付けられ、10 月 12 日の関係閣僚会議において新たな在留資格に係る骨子案が示されたところ。
- ・ 県としては国の動向について引き続き注視していくとともに、JA 等とも連携し、長野県における外国人材の活用について検討していく。

参 考

食料・農業・農村基本計画

1. 基本計画の位置づけ

- ・ 食料・農業・農村基本法に基づき、今後 10 年程度先までの施策の方向性等を示す農政の

中長期的なビジョン

- ・情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに見直し
- ・現計画は平成27年3月に見直しが行われたもの

2. 新たな食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

(1) 施策の基本的な方針

農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として農政改革を推進

(2) 食料自給率目標等

	H25	H37 (計画)
カロリーベース	39%	45%
生産額ベース	65%	73%

(3) 食料自給力指標の提示

食料安全保障に関する国民的議論を深めるとともに、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進するため、我が国の食料の潜在生産能力を評価する「食料自給力指標」を新たに提示

(4) 講ずべき主な施策

- ・農林水産物・食品の輸出促進、食品産業のグローバル展開の促進
- ・6次産業化の戦略的促進
- ・担い手の育成、確保、経営所得安定対策の着実な推進
- ・農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保
- ・多面的機能支払制度等の着実な推進
- ・農村への移住・定住等の鳥獣被害への対応
- ・「集約とネットワーク化」による集落機能の維持

3 日本型直接支払制度

① 市町村の負担割合と地方財政措置の状況

区分	負担割合 (%)			地方財政措置※
	国	県	市町村	
①多面的機能支払交付金	50	25	25	有
②中山間地域農業直接支払交付金	50	25	25	有
③環境保全型農業直接支払交付金	50	25	25	有

※①については、町村負担分の60%を普通交付税、24%を特別交付税で措置し、残り16%が自主財源。このため、町村の実質負担は $25 \times 0.16 = 4$ (%)

②、③の交付金についても地方財政措置が講じられているが、措置割合は不明。

② 30年度の事業実施状況

(1) 取組状況

区分	取組状況		
	市町村数	組織(集落)数	面積 (ha)
①多面的機能支払交付金	72	825	37,274
②中山間地域農業直接支払交付金	71	1,078	9,425
③環境保全型農業直接支払交付金	42	-	672

(2) 予算の割当状況

区分	本体交付金の割当額		推進交付金の割当額	
	(千円)	充足率	(千円)	充足率※
①多面的機能支払交付金	1,021,462	94%	35,870	92%
②中山間地域農業直接支払交付金	752,437	100%	3,176	- (対前年88%)
③環境保全型農業直接支払交付金	19,213	95%	529	80%

※割当額は国費を記載。①、③の推進交付金は、市町村の要望に対しては満額を配当。

③ 国の概算要求の状況

H31年度の国の日本型直接支払交付金に係る概算要求額は78,290百万円で対前年比101%となっている。

4 農地中間管理機構による、町村への業務委託について (現況及び課題・問題点)

① 機構の業務委託状況

(1) 委託先

市町村：52、再生協等：25、J A：7、市町村公社：3、その他：1 計 88 団体

(2) 委託料及び人員配置（委託料による）の状況

- ・業務委託先に対し、60,000 千円余の委託料で契約している。
- ・現状、町村に財政負担は生じていない。

(単位：千円、人)

委託先	委託料	地域推進員		臨時 (事務)
		専任	兼任	
町村（再生協含む）	10,796	2	4	8
市（再生協含む）	25,676	8	5	8
市町村公社	11,009	1	0	3
J A	11,977	6	6	1
その他	1,338	0	1	42
計	60,795	17	16	62

※委託料は H30 当初契約締結時の額
(窓口設置、人件費)

(人件費単価)

・地域推進員：専任 7,250 円/日
兼任 930 円/h

・臨時(事務)：850 円/h

(3) 委託業務内容

受付業務及び事業制度啓発は市町村、実務業務及び農地賦存量調査は J A 等が行うことを基本とするなど、地域の実情を考慮し業務分担をしている。

項 目	内 容
受 付 業 務	借受農地の受付、農地利用希望者(公募)の受付
実 務 業 務	農地の現状確認、農地と利用希望者のマッチング
農地賦存量調査	借受候補農地の掘り起こし
事業制度啓発	農業者に対する事業制度の説明

② 機構運営に対する補助金（H30 県予算額） () は交付決定額 (単位：千円)

区分（負担割合）		事業内容	予算			
				一財	国庫	基金等
農地中間管理機構事業補助金	農地管理 (県1/10、基金9/10)	耕起、草刈、 農地借入賃料	15,745 (15,745)	1,575 (1,575)	—	14,170 (14,170)
	機構運営費 (県3/10、基金7/10)	委託料、 人件費等	125,325 (125,325)	37,598 (37,598)	—	87,727 (87,727)
合 計			141,070 (141,070)	39,173 (39,173)	—	101,897 (101,897)

※基金残高が 626,711 千円あり基金を補助金に充てることとしていることから、当面は財源が確保されている。

5 外国人技能実習制度

① 技能実習生の受入の状況

本県における技能実習生の受入人数は、2,114 名（平成 30 年 6 月 1 日県独自調査）。

佐久地域の高原野菜産地では、農家の大規模化などにより受入が盛んであり、約 8 割となる 1,644 名が実習を行っている。

(参考) 地域別受入状況

(単位：人)

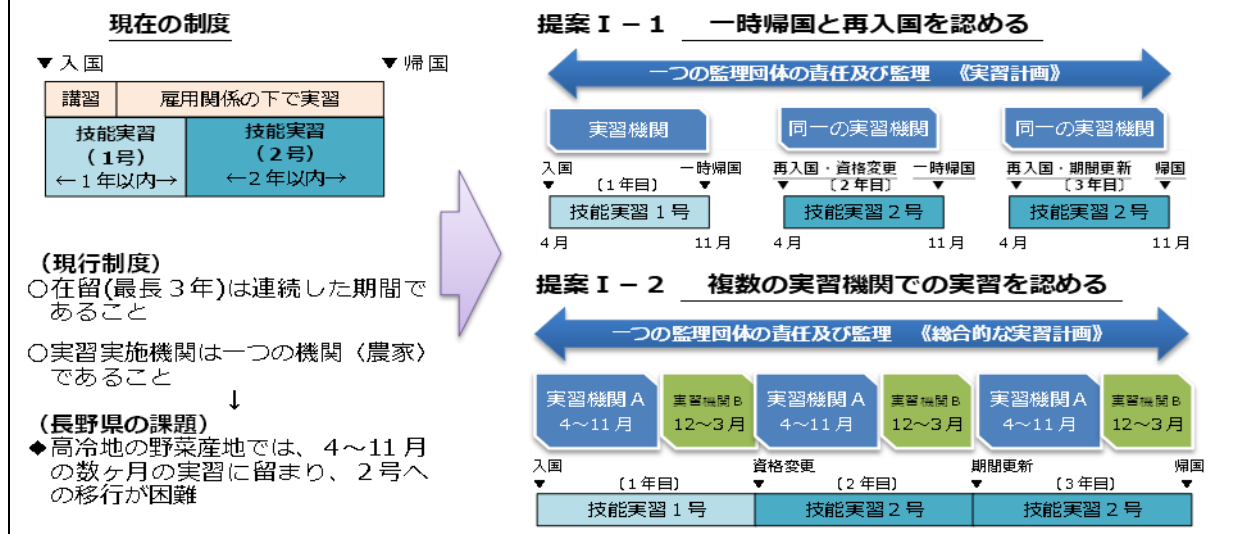
振興局	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アルプス	長野	北信	計
人数	1,644	70	0	49	5	1	53	0	97	195	2,114
割合(%)	77.8	3.3	0	2.3	0.2	0.1	2.5	0	4.6	9.2	100

② 県内農業における課題

高原野菜産地での受入が盛んであるが、実習が行える期間が 4 月から 11 月に限定されることから、7 ヶ月程度の実習が終了すると帰国することとなり、同一の在留資格（技能実習 1 号）での再来日は不可。

制度の目的である「技能移転」を確実な成果とするために、技能実習制度の要件緩和が求められていると認識。

③ 技能実習制度の要件緩和（内閣府への提案内容）



件 名

2 地域農業の担い手育成・確保

新たに農業を志す全ての人が農業次世代人材投資資金の交付対象となるよう対象要件の見直しについて国に対し働きかけるとともに、地域農業の担い手確保に向けた取り組みを推進すること。

県の見解

- ・ 農業次世代人材投資資金の年齢制限や親元就農者に対する要件緩和について、本年5月に国に要望したところであり、今後も、必要に応じ国へ要望してまいる。
- ・ 担い手の確保に向けては、就農希望者の習熟度に合わせたステップアップ方式による段階的な研修や支援に引き続き取り組むとともに、市町村・JAと連携強化を図り、より多くの就農希望者を長野県に呼び込み、技術習得や農地・機械などの確保を支援し、担い手の円滑な就農定着に努めてまいる。

参 考

1 農業次世代人材投資資金

(1) 農業次世代人材投資資金（準備型・経営開始型）は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付する制度。

【農業次世代人材投資資金のメニューと要件】

メニュー	目 的	主な要件
準備型 (最長2年間)	農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援	・ 就農予定時の年齢が原則45歳未満 ・ 研修後に独立自営就農、雇用就農または親元就農 ・ 親元就農の場合、就農後5年以内に親の農業経営を継承又は共同経営者となること。 ・ 研修終了後、独立・自営就農する場合は就農から5年以内に認定新規就農者等になること。
経営開始型 (最長5年間)	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援	・ 就農時に原則45歳未満の認定新規就農者 ・ 親の農業経営を継承する場合、5年以内に農業経営を継承すること。 ・ 交付終了後は、交付期間と同期間の営農を継続

(2) 本資金はH24年度に青年就農給付金制度（H29年度から農業次世代人材投資事業）として創設されて以降、長野県での活用件数は全国6番目2,937人となっている。

(3) 交付要件には、年齢要件や親元に就農する場合の経営分離・5年以内の経営継承などの制約があり、事業活用を断念するケースがある。

2 地域農業の担い手確保の取組

県では、就農希望者を県内に呼込む就農情報の発信や、相談活動から就農定着まで、段階を踏みながら育成していくステップアップ方式（農大での研修・里親研修制度・普及センターでの研修など）による担い手確保の取組を実施し、直近 5 年間で 1,173 人、年間 235 人の 40 歳未満の若い担い手を確保育成している。

件 名

3 農業基盤整備の推進

- (1) 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保すること。特に、平坦地に比べ生産条件が厳しい中山間地域の整備においては、同事業にかかる農家や地元町村の一層の負担軽減を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 団体営土地改良事業について、大雨等自然災害や施設等の老朽化に適正かつ計画的に対応していくには財政負担の軽減・平準化が必要であることから、市町村負担分を公共事業等債や過疎・辺地対策事業債などの対象とするよう国に対し働きかけること。
- (3) 農地耕作条件改善事業及び農業水路長寿命化・防災減災事業に係る市町村負担の軽減を図るため、一般補助施設整備等事業債の地方財政措置を充実するよう国に対し働きかけること。
- (4) 農業用ため池や農道における橋梁、トンネル等については、老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- (5) 食料生産の基盤である農地の確保と効率的利用を図るため、「荒廃農地等利活用促進交付金」にかかる支援の充実と財源の確保を図るよう国に対し働きかけること。
- (6) 中山間地域における様々な不利な条件を早期に改善するため、中山間総合整備事業において町村が必要とする事業が計画的に実施できるよう、予算を十分確保すること。

県の見解

- ・ 県としても、農地集積・集約化による効率的な農業や高収益作物への転換による農業所得の向上、農業水利施設の長寿命化は重要と考えており、町村の要望に応じて県予算を確保している。
- ・ 国の予算については、これまでも農林水産省に対して予算の確保に係る要望活動を実施してきたところ。
- ・ 中山間地域の基盤整備については、国においても補助率の嵩上げや受益面積要件の緩和、予算優先配分枠の設定などの負担軽減策が講じられている。また、県でも中山間地域等において農地の集積・集約化を推進する際に、農業者負担に対して支援をする事業を平成 28 年度から実施している。
- ・ 引き続き、当初予算の確保と負担軽減について、国へ要望してまいりたい。
- ・ 施設の長寿命化や防災減災対策を進めるためには、県、市町村、土地改良区がそれぞれの役割を分担し、計画的に事業を実施する必要がある、それぞれにおいて安定した地方財源の確保が必要である。
- ・ 特に、財政基盤の弱い市町村においては、団体営土地改良事業の負担分に対する地方財政措置の充実が重要であると認識しており、県としても国に対して要望してまいりたい。

- ・ 施設の長寿命化や防災減災対策を進めるためには、県、市町村、土地改良区がそれぞれの役割を分担し、計画的に事業を実施する必要がある、それぞれにおいて安定した地方財源の確保が必要である。
- ・ 近年、国の非公共事業の予算が増加される中で、財政基盤の弱い市町村においては、本事業の負担分に対する地方財政措置の充実重要であると認識しており、県としても、国に対して要望してまいりたい。
- ・ 農業用ため池や農道における重要構造物の長寿命化を推進していくため、引き続き、国庫補助事業を積極的に活用し、点検・診断及びその結果に基づく計画的な補修・改修等を実施してまいりたい。
- ・ 長寿命化対策に必要な予算の確保や補助事業制度の拡充について、国に対して要望してまいりたい。
- ・ 荒廃農地等利活用促進交付金については、これまでも財源の確保について国へ要請をしてきているが、国の平成 31 年度概算要求では予算要求がされておらず、本年度をもって事業が廃止となる見込み。
- ・ 当該交付金の本県の活用状況は、国配分額に対し昨年度は 4 割に留まった。また、本年度については、先般、当該交付金が廃止される旨を市町村に伝えた上で再度事業要望を取りまとめたところであるが、10 月末現在の活用は 8 割に留まる見通しである。
- ・ 国からは、農地耕作条件改善事業あるいは農山漁村振興交付金など、他制度の活用をアナウンスされているところではあるが、事業規模要件や活性化計画の策定など、これまでの取組では課されなかった制約がある。
- ・ また、当該交付金が廃止されることに伴い、担い手個人が行う耕作放棄地再生・活用の取組等が減少することが懸念される。
- ・ このため県では、「荒廃農地利活用推進交付金」の廃止に対する市町村の意見や要望を取りまとめ国へ繋げたところです。
- ・ 農山漁村地域整備交付金は、中山間総合整備事業をはじめ、基幹的水利施設の整備等にも活用されているが、国からの配分は市町村の要望に対して不足している状況。
- ・ 当該交付金についての予算確保を国に対して要望するとともに、他の国庫補助事業予算を積極的に活用するなど、予算の確保に努めてまいりたい。

参 考

1 農業農村整備事業

(1) 予算状況

- ・ 県では、収益性と創造性の高い農業の実現のため、農地集積につながる農地条件整備や、農業水利施設の保全・長寿命化対策、維持管理の効率化など、必要な農業農村整備事業の推進を図っているところ。
- ・ 県の平成 30 年度農業農村整備事業関係当初予算は、市町村の要望を踏まえ必要な額として 110 億円を措置した。
- ・ 国は、補正予算も含めて必要な予算を確保しているが、平成 30 年度農業農村整備事業関係当初予算の割当は、県予算額の約 86.5%と要望額を下回っており、計画的な事業実施に影響が生じている。
- ・ 県では、国の平成 31 年度当初予算確保のため、5 月 21 日に知事が齋藤農林水産大臣へ要望活動を実施したところ。

(2) 中山間地域の整備における支援

国や県では、中山間地農業の維持や活性化の支援策として、平地と中山間地域の所得格差に対する支援や国庫補助事業の補助率の嵩上げ、実施要件の緩和などを行っている。

①中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等における農業生産条件の不利を補填することにより、将来に向けて農業

生産活動を維持するための活動を支援。

②県営中山間総合整備事業

農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業を中心とした活性化に取り組む意欲がある地域を対象に、農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施。（負担割合：国55%、県30%、市町村・地元15%）

③中山間地農業ルネッサンス事業（H28、29国補正予算）

中山間地の特色を生かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押し。

④国庫補助率の嵩上げ（50%→55%）

《中山間地域で国庫補助事業が嵩上げされる農業農村整備事業の例》

国事業名	国-県-地元(%)	備考
農山漁村地域整備交付金（中山間総合整備）	55-30-15	実施は中山間地域のみ
農業競争力強化農地整備事業（中山間地域傾斜農地型）	55-27.5-17.5	中山間地域は実施要件が緩和（20ha→10ha）されるほか、ソフト事業（農業経営高度化促進事業）でも支援
農地耕作条件改善事業	団体営事業の場合 55- 1-44 [55-27.5-17.5]	[]は、中山間地域農地集積加速化支援事業（県独自、⑤参照）

⑤中山間地域農地集積加速化支援事業（県独自、H30まで）

農地中間管理機構との連携が要件となっている農地耕作条件改善事業等の団体営事業を実施する場合、中山間地域の市町村が地元負担金を全額負担するなどの要件を満たすことで県費補助（通常1%）を27.5%まで嵩上げ。（市町村負担17.5%）

2 団体営土地改良事業について

- 農業農村整備事業に係る地方債制度については、地方財政法等に基づき、国が定める地方債計画や地方債等同意基準等により措置されている。
- 本事業に係る地方債には、主に公共事業等債、一般補助施設整備等事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債がある。
- 事業に係る市町村負担分については、県営事業の場合には、公共事業等債や辺地・過疎対策事業債が適用され、一定の割合が地方交付税に算入されるが、団体営事業の場合は、一般補助施設整備等事業債のみの適用となり、地方交付税に算入されない。

■公共事業の市町村負担に係る地方債

区分	公共事業等債		一般補助施設整備等事業債		辺地対策事業債		過疎対策事業債	
	充当率	算入率	充当率	算入率	充当率	算入率	充当率	算入率
県営	90%	20%	—	—	100%	80%	100%	70%
団体営	—	—	75%	0%	—	—	—	—

※充当率：市町村負担金に対する地方債への充当率

算入率：地方債に充当される市町村負担金のうち普通交付税措置に算入される割合

■平成30年度割当事業費

区 分	割当事業費	割 合
県 営	7, 6 1 2 百万円	7 3. 1 %
団体営	2, 8 0 8 百万円	2 6. 9 %
計	1 0, 4 2 0 百万円	

3 一般補助施設整備等事業債の地方財政措置

- 農業農村整備事業に係る地方債制度については、地方財政法等に基づき、国が定める地方債計画や地方債等同意基準等により措置されている。
- 本事業に係る地方債には、主に公共事業等債、一般補助施設整備等事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債がある。
- 非公共事業に係る市町村負担分については、県営・団体営事業いずれの場合も、一般補助施設整備等事業債が対象となるが、普通交付税への算入がなされていない。

- 近年、国の農業農村整備事業の予算のうち、非公共事業の農地耕作条件改善事業や農業水路等長寿命化・防災減災事業が増加している一方で、市町村では、地方財政措置がなされていないために事業実施を断念する場合がある。

■非公共事業の市町村負担に係る地方債

区分	公共事業等債		一般補助施設整備等事業債		辺地対策事業債		過疎対策事業債	
	充当率	算入率	充当率	算入率	充当率	算入率	充当率	算入率
県 営	—	—	75%	0%	100%	80%	100%	70%
団体営	—	—	75%	0%	—	—	—	—

4 施設の長寿命化対策に係る予算確保について

(1) 農業用ため池

- 県内の農業用ため池 1,756 箇所のうち、約半数が江戸時代以前に築造
- H24～27 には、規模等が大きいため池を対象に耐震性点検を実施し、耐震不足が確認された 37 か所のため池について、現在、国庫補助事業により対策工事を実施。H30 までに 35 箇所まで着手、H35 までに全箇所です了する予定。
- また、規模や下流への影響が大きいため池等 69 箇所を「防災重点ため池」として選定しており、豪雨に対する安全性を確認するための詳細調査を H30 に実施し、その結果を踏まえ対策を検討する予定。
- そのほかのため池についても、現在、国が防災対策を検討しており、その動向を踏まえ、対策に取り組む必要がある。

<参考：ため池整備に係る国庫補助事業>

事業名	農村地域防災減災事業	
	調査計画事業	ため池整備事業
概要	ため池等の防災減災対策に必要な調査・計画策定等	災害発生の際の恐れのあるため池の整備等
事業内容	施設長寿命化計画策定、耐震性点検、ハザードマップ作成 等	長寿命化対策や、豪雨・地震対策等に係るため池整備等
事業主体	都道府県、市町村	
実施要件	整備事業の実施要件に該当する事業に係るもの等 県営：受益10ha以上、総事業費800万円以上等 団体営：受益10ha未満、総事業費800万円以上等	

(2) 農道における橋梁、トンネル

- 県では、農業農村整備事業で整備した基幹農道のうち、重要構造物である橋梁及びトンネル 111 箇所を対象に H26 までに点検診断を実施。
- その結果、対策の検討を要する施設が 17 か所あり、現在、5 箇所は対策が完了し、12 箇所は今後対策を実施する予定。
- また、国土強靱化基本計画等を踏まえ、今後、H32 までに施設管理者である市町村において、各施設の点検や改修計画等を定めた個別施設計画を策定する必要がある。

<参考：農道整備に係る国庫補助事業>

事業名	農山漁村地域整備交付金 (農地整備事業(通作条件整備))	地方創生推進交付金 (地方創生道整備推進交付金(広域農道))
	保全対策型	
概要	既設農道の点検診断、修繕・補強等の整備、不測の事態への緊急対策	地域再生計画に基づき、市町村道、 <u>広域農道</u> 、林道を一体的に整備、又は保全対策
事業内容	点検診断、更新整備等	『農道』の新設、改良、保全対策
事業主体	都道府県、市町村	都道府県、市町村
実施要件	①受益面積：合計50ha以上 ②総事業費：3千万円以上 ※点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。 ③個別施設計画が策定されていること。	①地域再生計画の認定 2種類以上の施設整備、地域再生計画作成、土地改良法手続 ②実施要件※点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。 保全対策：受益面積：50ha以上・総事業費：3千万円以上

5 「荒廃農地等利活用促進交付金」にかかる支援の充実と財源の確保

(1) 耕作放棄地の状況

本県における耕作放棄地面積は 16,776ha、耕作放棄地率では全国平均の倍程度となっており、今後、高齢農業者のリタイアによる更なる増加が懸念される。

(2) 荒廃農地等利活用促進交付金の活用状況

① 平成 30 年度（平成 30 年 10 月末見込み）

申請見込額は国配分額の 80.0%に留まっている。

【単位：千円】

計画申請状況		県予算額	①国配分額	②申請見込額	①－② 差 額
市町村数	再生面積				
8市3町4村	11.6 ha	50,000	30,280	24,239	6,041※

② 平成 29 年度

※差額（未執行分）については国が引き上げ予定

実績額は国配分額の 38.0%

【単位：千円】

取組状況		県予算額	①国配分額	②実績額	①－② 差 額
市町村数	再生面積				
8市6町2村	12.3 ha	50,700	50,161	19,050	31,111

※本事業は、従来の基金事業である耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の後継事業であり、地域の実情に即したきめ細かな活用が可能で、担い手個人が行う耕作放棄地再生活用を支援することにより、本県における耕作放棄地の再生活用面積の拡大に大きく貢献していると認識している。

(3) 再生利用の年度別実績

耕作放棄地の再生・活用については、しあわせ信州創造プラン及び第2期長野県食と農業農村振興計画で達成指標に位置づけ、国庫交付金を積極的に活用して再生に取り組んでおり、近年は目標値である年間 600ha 前後を再生・活用しているところ。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
再生 (ha/年)	393	580	606	597	646	519	991	698
対前年比	152%	147%	105%	98.5%	108%	80.3%	191%	70.4%

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(旧耕作放棄地全体調査)における解消面積(市町村調べ)

(4) 国の平成 31 年度概算要求において、当該交付金は要求がされておらず、平成 30 年度をもって事業が廃止となる見込み。

6 中山間地域について

- ・平成 30 年度農業農村整備事業予算は、市町村等からの要望に応じて必要予算を確保。
- ・中山間総合整備事業の予算については、主に国の農山漁村地域整備交付金のほか、一部の地区については、中山間地域所得向上支援事業や農地耕作条件改善事業など他の国庫補助事業も活用し、必要な予算の確保に努めているところ。(H30 充足率 79%)
- ・農山漁村地域整備交付金は、基幹的水利施設の整備事業にも活用されるなど、各事業の配分は県の裁量となっているが、交付金全体の国からの配分は要望額に対して約 72%と不足しており、中山間総合整備事業に係る各地区の予算配分についても、優先順位をつけて実施せざるを得ない状況。

《中山間総合整備事業の予算措置状況》

(単位：百万円)

年 度		H28	H29	H30
実施地区数		11	13	13
要望額 ①		2,727	3,039	2,850
予算	農山漁村地域整備交付金	1,656	1,509	1,636
	中山間地域所得向上支援事業 (前年度補正予算)	—	295	315
	その他補助事業 (農地耕作条件改善事業等)	—	129	309
	計 ②	1,656	1,933	2,260
要望に対する充足率 ②/①		60.1%	63.6%	79.3%

〔制度概要、採択基準等〕

(1) 対象地域

法指定（過疎、山振、特定農山村）市町村、またはそれに準ずる地域で農政局長が特に必要と認める市町村。（県内77市町村のうち66市町村が該当。）

実施地域は、林野率50%以上でかつ主傾斜がおおむね100分の1以上の農地の面積が全農用地面積の50%以上を占めること。

(2) 受益面積

生産基盤整備事業（2工種以上）に係る面積の合計がおおむね 60ha 以上であること。

(3) 補助率 国：55%、県：30%、市町村・地元：15%

重点項目**13 野生鳥獣被害対策の推進****件 名****1 野生鳥獣被害対策の拡充**

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- 野生鳥獣による農林業被害は減少しているものの、依然として深刻な状況が続いているため、引き続き鳥獣被害防止総合対策交付金事業について、十分な予算措置を国に要請してまいりたい。

参 考

1 鳥獣被害対策等について

(1) 本県における野生鳥獣による農業被害の状況

平成19年の約10億円から10年連続で被害額は減少しているものの、依然として深刻な状況が続いている
(単位：千円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
農作物被害	733,950	706,846	641,800	618,790	550,842
森林被害	414,208	362,562	324,490	304,753	285,268
合 計	1,148,158	1,069,408	966,290	923,543	836,110

(2) 平成30年度 鳥獣被害防止総合対策交付金 (単位：千円)

事業区分	長野県要望額①	割当内示額②	充足率③=②/①
推進事業費 (ソフト事業)	農政部 95,417 林務部 196,937 合 計 292,354	221,728	75.8% (69.5%)
整備事業 (ハード事業)	65,445	58,900	90.0% (65.9%)
合計	357,799	280,628	78.4% (68.4%)

※平成30年度の交付金内示額は要望額の78.4%の充足率で、ここ4年間は不足している。()は29年度充足率

(3) 国への要請

県では、侵入防止柵等の被害防止対策は、農業生産現場における喫緊の課題であることを踏まえ、鳥獣被害防止計画に基づく取組を積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策事業の要望に即した予算を十分確保することを国に強く要請してきたところ。

(平成30年5月21日 平成30年度国の施策並びに予算に対する提案・要望)

(4) 鳥獣被害防止総合対策交付金予算の状況 (農林水産省)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (概算要求)
95億円	96.5億円	104億円	122億円 (前年比117%)

件 名**2 広域捕獲の強化**

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じるよう国に対し働きかけるとともに、被害市町村相互で連携した広域捕獲が行えるよう関係機関の調整について支援すること。

県の見解

- ・ 国立公園や国有林等の国が面的な管理をする地域等については、国が、改正鳥獣保護法に基づき新たに創設された事業等を有効に活用し、関係地方公共団体との十分な連携のもと、積極的な対策を講じるよう、引き続き、国に要請してまいりたい。

参 考

1 国主導による広域捕獲の推進

- (1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」の改正による野生鳥獣管理対策の強化

国は、鳥獣保護法を改正し、環境大臣が指定する鳥獣（指定管理鳥獣）を都道府県又は国が捕獲を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することとした。

○指定管理鳥獣捕獲等事業予算の状況（環境省）

平成 29 年度(当初)	平成30年度(当初)	平成31年度(概算要求)
8 億円	8 億円	15億円

- (2) 長野県における国によるニホンジカ捕獲の実施状況

○中部森林管理局

平成 28 年度から県内 7 地域（美ヶ原、霧ヶ峰、八ヶ岳、中央アルプス、南アルプス、北アルプス、木曽地域）において、地方自治体や地元猟友会、農業団体等と連携して個体数調整を実施【平成 29 年度国有林との連携による捕獲実績 207 頭】

○環境省

平成 29 年度 浅間鳥獣保護区において、地元猟友会へ委託して捕獲実施（捕獲実績 40 頭）北アルプス地域において、誘引捕獲を実施（捕獲実績なし）

- (3) 国への要請

県では、国立公園や国有林等の国が面的な管理をする地域等については、関係地方公共団体の十分な連携の下、国の主導により積極的な対策を講じるよう、要請してきたところ。

引き続きあらゆる機会を捉え養成してまいりたい。

○ 平成 30 年 8 月 平成 30 年度 国立公園内ニホンジカ対策会議

【環境省、林野庁】・国管理地域等において、国の主導により積極的な対策を講ずること。

件 名**3 駆除従事者の育成・確保**

有害鳥獣の個体数調整を確実なものとするため、新規銃猟者の育成と確保及び専門的知識を有する人材の養成を図るとともに、多くの人が狩猟免許を取得できるよう、事前講習や試験の周知及び効率化に努めること。

県の見解

- ・ 捕獲対策の主要な担い手である銃猟者の確保は、重要な課題と認識しており、市町村や猟友会と連携し、有害鳥獣捕獲者への経費支援や新規銃猟者の確保を図るための支援事業、ハンター養成学校の開講などを通じて、狩猟者の育成・確保のために必要な支援を行ってまいりたい。

また、事前講習や試験の実施に関して、広く周知してまいりたい。

参 考

1 狩猟登録者数の現況

年 度	H 元	H25	H26	H27	H28	H29
狩猟者登録数(人)	10,799	5,788	5,856	6,061	6,017	5,913
60 歳以上の割合 (%)	17.4	64.6	65.1	63.0	60.0	集計中

2 狩猟免許新規取得者の状況

免許種類 年度	網・わな免許(人)			銃猟(人)		
	網猟	わな猟	計	第1種銃猟	第2種銃猟	計
H25	10	517	527	175	8	183
H26	11	450	461	215	17	232
H27	21	440	461	199	12	211
H28	19	301	320	193	3	196
H29	13	329	342	180	6	186

3 県の対応の現況

○新規の銃猟者の育成・確保

(1) ハンター養成学校の開講 (H26～)

H30 年度予算額：4,353 千円、受講者：48 人 (H29 年：54 人)

年代別	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	計
受講人数	6	13	12	6	8	3	48
内女性	0	3	5	1	1	0	10 (19%)

(2) 鳥獣被害対策実施隊の捕獲活動経費への支援 (補助率 1/2 以内)

H30 年度予算額：34,742 千円

【捕獲報奨金、捕獲檻等購入支援、広域捕獲活動支援、実施隊員活動支援】

(3) 狩猟免許試験に係る講習会等の実施

H30 年度 延べ 14 回 県内 11 会場で実施

件 名

4 捕獲鳥獣の有効利用

捕獲鳥獣については、ジビエ料理の普及等食肉利用を推進するとともに、食肉に利用できない場合の低コストな処分方法について検討すること。

県の見解

- ・ 引続き、信州ジビエ研究会等関係団体と連携し、信州産シカ肉認証制度に基づく食肉生産及び新たな販路開拓などの支援に取り組むとともに、信州ジビエを活用した飲食店や加工事業者への支援を行い、捕獲鳥獣の食肉利用を推進してまいりたい。また、新たな処分方法等の情報の収集にも努めてまいりたい。

参 考

1 捕獲鳥獣の有効活用の状況

1. 捕獲鳥獣の有効活用の状況

(1) 長野県におけるニホンジカの獣肉の利用状況 (H29 年度)

ニホンジカの捕獲頭数 26,250 頭の内、食肉処理施設における処理割合は 12.4% (処理頭数 3,256 頭) となっている。(県下の食肉処理施設数 33 施設、生産量 26t)

(2) 県の取組状況

長野県では、信州ジビエ研究会、(一社)長野県調理師会、(公社)長野県栄養士会等との協働により、以下の取組を実施

- ・ 信州ジビエ衛生管理ガイドライン・マニュアル」の策定 (H19 年 9 月)
- ・ 「信州ジビエ研究会」設立 (H24 年 3 月)
- ・ 「信州産シカ肉認証制度」の創設 (H26 年 2 月)
- ・ 銀座 NAGANO での商談会開催
- ・ 県内イオン 12 店舗で信州産シカ肉製品を通年販売 (H27 年 6 月～)
- ・ 11/15～2/15 を期間とする信州ジビエフェアの取組 (H27～)

(3) 平成 30 年度予算

(単位:千円)

事業区分	事業内容	事業主体	補助率	予算額
流通体制整備	ジビエの需給量把握、物流調整等サプライチェーン体制の構築	県	直営	4,611

	県内獣肉処理加工施設の従事者等を対象とした技術講習会			
活用促進	信州ジビエフェア等のイベント開催	委託	9,577	
	飲食店・処理施設のマッチング			
	信州ジビエマイスターの育成	直営		
	放射性物質に係る出荷制限地域の全頭検査及び全県を対象としたモニタリング調査			
				14,188

件 名

5 人的被害を及ぼす有害鳥獣への対処

ツキノワグマ・ニホンザル・イノシシ等の有害鳥獣について、人的被害を防止するため、生息数を把握し個体数調整を適切に行うなど、積極的な対策を講じること。また、人里へ侵入した有害鳥獣から住民を守るための効果的な追い払い方法等について研究すること。

県の見解

- ・ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等については、定期的な生息状況調査に加え、毎年の捕獲状況や捕獲個体の状況などのモニタリング結果を基に、特定鳥獣管理計画の見直しを行い、適正な管理を行なってまいりたい。
また、人身被害防止のための効果的な追い払い方法等の情報収集に努めるとともに、人里での出没に対しての支援の方法を検討してまいりたい。

参 考

1 人身被害の発生状況

① ツキノワグマによる人身被害

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	16	3	12	5	14	4	7	3	31	6	9	6	2
員数	18(2)	3	12	6	14	7	7	3	32	6	9	7	2

* () 書は死亡数で内数、H30は9月末現在

②イノシシによる人身被害

	～H17		H18～H23	H24		H25		H26		H27	H28		H29		H30現在
発生件数	3件	6名	なし	1件	1名	1件	6名	2件	2名	なし	1件	3名	2件	2名	なし

③ニホンザルによる人身被害

H26年度ハナレザル(1頭)に住民等26人が噛み付かれる等の被害が発生

H27年度3箇所でするにひっかかれる等により3名の方が軽傷を追う被害が発生

2 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整等の実施

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシについては、生息調査等を行って第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数調整等を実施している。

- ① ツキノワグマ(計画期間H29～H33)は、生息調査(H27)及び毎年のモニタリングに基づき、毎年度狩猟期を始期とする捕獲上限数を設定し、個体数調整を実施

捕獲の状況(ツキノワグマ)

(単位: 頭)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
捕獲数	116	654	112	224	157

- ② ニホンザル(計画期間H25～H29)は、生息調査等に基づき、群れの数や加害レベルなどの情報を基に、市町村毎に年次計画を立て、追い払いや加害個体の選別捕獲など群れ管理を中心とした対策を促進。(H29年度 生息調査実施予定)

捕獲の状況（ニホンザル）

（単位：頭）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
捕獲数	1,698	2,173	2,198	2,128	1,603

- ③ イノシシ(計画期間H30～H34)は、生息状況や被害状況調査を基に狩猟期間の延長やわなの規制を一部緩和する等捕獲を促進。

捕獲の状況（イノシシ）

（単位：頭）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
捕獲数	6,086	7,229	5,400	6,618	6,288

※狩猟及び有害鳥獣捕獲の合計

重点項目

14 森林・林業対策の推進

件 名

1 県産木材の利用推進

県産木材の利用を推進するため、公共・公用施設への利用に対する財政支援を拡充するほか、企業等民間における利用についても促進させること。また、県産木材を利用した木造建築物の在来工法を担う建築士や施工技術者（大工職）の育成を促進するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- 県では、公共施設及び公共土木工事等において県産材の利用を促進するため、庁内連絡会議を設置し、事業量の把握や木材関係情報の共有、研修会の実施等を行っている。
また、県内 77 市町村においても、公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針が策定されており、市町村役場や地域交流センターの木造化・木質化に取り組まれている。
- 県としては、引き続き県営事業における県産材利用を推進するとともに、市町村等が建設する施設の木造化等を支援してまいりたい。
加えて、平成 30 年度から森林づくり県民税を活用し、子どもの居場所の木質化及び玩具の調達等を支援する施策を拡充し、県産材の利用を通じて里山の森林づくりの大切さを知る機会の創出に取り組んでいる。
また、建設部においても、優れた木造建築物を表彰することにより、建築士等のスキルアップや担い手確保を図る「信州の木建築賞」や、中学校に大工技能者を派遣し大工技能の魅力を伝える「木造建築物担い手育成啓発事業」を実施するなど、担い手確保に向けた取組を実施している。
（中学校派遣 H28：3 校、H29：4 校、H30：9 校）
- こうした取組を通じ、県産材が様々な場面で利活用されることで、建築物の製造に関わる技術者から製材加工、素材生産に至るまでの多段階で雇用が創出されることを期待しており、そのために必要となる木造公共施設整備事業等の国の施策の確保に向け、必要に応じて国に働きかけてまいりたい。

参 考

1 素材の生産・流通・加工の現状

（1）素材生産量の推移（実績・計画）

県では、しあわせ信州創造プラン 2.0 において、2022 年の目標値を 80 万 m³に設定し、施業集約化・路網整備・機械化等、素材生産のための基盤整備を推進している。素材生産量は、バブル経済の崩壊やリーマンショックにより 20 万 m³台まで落ち込んだが、近年、合板用材の国産材転換や発電用木材の需要拡大等により増加傾向にある。

年 度	H2	H7	H12	H17	H22	H24	H26	H27	H28	H29	2022	2022/H29
素材生産量	685	478	325	262	293	364	437	501	498	541	800	1.48 倍

2 公共施設及び公共工事等への木材利用促進

(1) 県産材利用促進連絡会議

- ①設置 昭和 61 年度(H20 年度副知事を会長に組織改正)
- ②構成 会長：副知事 副会長：林務部長、建設部長 委員：県庁内 18 課・室の長
- ③活動の内容：平成 22 年に制定された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき改定した「県産材利用方針」に基づき、県の公共施設の木造化、県営土木工事への木材利用、物品調達にあたっての木材製品の導入等について連絡調整をしている。

名 称	期日	内 容
県産材利用促進庁内連絡会議	H29. 10. 31	H28 実績報告・課題分析、H29 取組状況共有
公共建築物への県産材利用を考える研修会	H30. 3. 23	国(林野庁)、市町村(根羽村)及び企業の取組紹介

(2) 公共工事等における木材の利用実績

(単位：m³)

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公共土木 工 事	農業土木	181	153	231	206	252	351	197	326	74	42
	林業土木	7,619	7,381	4,383	6,026	7,271	6,496	4,905	4,784	3,477	4,870
	土木建設	1,458	2,212	1,084	860	1,444	2,510	1,180	1,127	1,053	3,313
	計	9,258	9,746	5,698	7,092	8,967	9,357	6,282	6,237	4,604	8,225
公共施設等建築工事		10,791	10,265	10,531	17,324	9,461	12,374	12,486	8,650	8,191	8,392
合 計		20,049	20,011	16,229	24,416	18,428	21,731	18,768	14,887	12,795	16,617
うち県事業関係		11,585	11,988	11,789	19,278	12,724	9,863	9,016	8,207	7,878	9,137

(3) 主な公共施設の建設状況

名 称(建設地)	供用開始	内 容
新県立大学施設整備事業 (長野市)	H30	地域を担う自立した人材の育成等を目指し県立 4 年生大学として開学 県産材使用量：172 m ³
県立武道館施設整備事業 (佐久市)	H32 予定	県内の武道振興の中核的拠点施設 県産材使用予定量：597 m ³

3 平成 30 年度施策の状況

(1) 公共建築物への木材利用及び木造住宅の建設促進

(単位：千円)

事業名	事業主体	支援内容	予算額
木造公共施設整備事業	市町村 等	学校、社会福祉施設、病院等の建設	55,000
※建設部事業 環境配慮型住宅普及 促進事業	県内で自己の居住 用の対象住宅を新 築又はリフォーム する者	新築住宅：30～80 万円(加算要件：県産木 材使用(80%以上、0.16 m ³ /m ² 以上)等) リフォーム住宅：最大 50 万円(加算要件： 県産木材使用等)	188,760
※建設部事業 信州木のある暮らし 推進事業	県	「信州の木」建築賞」の表彰 中学校等への大工技能者派遣 コンパクト住宅の普及促進	3,066

(2) 森林税における県産材利用促進施策

(単位：千円)

事業名	事業主体	支援内容	予算額
木工体験活動支援事業	長野県木材青壮年 団体連合会 市町村	木工工作コンクールの開催 子どもが木に触れる機会を創出するた めの木工体験	7,050
「子どもの居場所」木質 空間整備事業	市町村 公共的団体 民間企業 等	県産材の利用意識の高揚を図るための子 どもの居場所の木質化及び玩具の調達等	23,750

件 名**2 森林病虫害対策の推進**

松くい虫等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。また、被害市町村相互で連携した防除対策が行えるよう体制整備を図ること。

県の見解

- ・ 森林病虫害防除対策予算については、引き続き県予算の確保に努めるとともに、国庫補助対象地域の駆除・予防事業及び樹種転換事業の予算の確保に向けて国に要望してまいりたい。
- ・ 現地機関に配置した森林保護専門員を中心に、複数の対策を組み合わせた総合防除を進めるとともに、効果的な駆除技術の開発・研究について、引き続き国に対し要望をしてまいりたい。
- ・ 特に、松くい虫被害の拡大防止として計画的な樹種転換の促進を図り、予算の確保とともに、木質バイオマス利用などによるアカマツ材の利活用の促進に一層努めてまいりたい。
- ・ 被害市町村の相互連携した具体的な取組みとして、5月の「松くい虫撲滅強調月間」における、地域住民の参加による管内一斉の被害木の巡視調査や、国や森林組合、林業関係者等との労務調整に関する連絡調整など、早期発見・適期駆除による被害の拡大防止を推進していく。
- ・ 「松くい虫被害対策見える化」により、広域的な被害発生状況や被害の拡大経過を把握するため、航空レーザー測量のデータや人工衛星写真の近赤外線データから枯損木と健全木の違いを判読する最新の手法の活用について取り組んでいるところ。
- ・ 現在は、航空レーザー測量データの抽出による H25、H27、H29、H30（一部）の被害状況図の作成に取り組んでおり、順次情報を提供してまいりたい。

参 考**1 松くい虫の被害について****(1) 被害状況**

県内の被害は、平成 20 年以降、約 6 万 m³程度で推移していたが平成 24 年度より被害量が増加し、平成 25 年度には 78,870 m³と過去最高を記録し、平成 29 年度も 74,049 m³（被害市町村 51）と平成 25 年度の 93.9%と依然として高い状態にあり憂慮すべき状況である。

＜被害の推移＞

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	対 H25
被害材積(m ³)	64,741	78,870	75,911	77,008	73,085	74,049	93.9%

(2) 被害対策

被害対策については、一層の早期発見・適期駆除に努めるとともに、県下 5 地域の被害先端地域（佐久平、上伊那南部、木曽南部、松本北部、長野北部）については国庫補助事業を導入するなど選択と集中を図りながら、被害の拡大防止（未被害地域への拡散防止含む）に取り組んでいる。

具体的には、予防対策としての薬剤散布や被害木の伐倒駆除、樹種転換等を組み合わせた総合防除対策を推進している。また、更新伐（公共造林事業）や治山事業の実施が可能な森林においては、防除対策をそれぞれ積極的に実施している。

＜松林健全化推進事業＞

区 分	有人へり散布	無人へり地上散布	樹幹注入	伐倒駆除	予算額
H30 年度事業（当初）	213ha	183.6ha	190 本	13,130 m ³	292,088 円

<保全松林緊急保護整備事業>

区 分	事業量	予算額
保全松林健全化（衛生伐 H30 年度当初）	23,850m ³	539,044.2 千円
松林保護樹林帯造成（樹種転換等 H29 年度当初）	294ha	329,884.8 千円
計		768,929.0 千円

<治山事業>

区 分	事業量	予算額
保安林改良等（H30 年度見込み）	34ha	33,900 千円

(3) 防除技術の開発

○ 燻蒸薬剤に替わる天敵微生物による防除

林業総合センターで昆虫に寄生するカビの一種であるボーベリア菌を培養した不織布を被害材に施用し、ビニールシートで被覆し防除を行う試験を行なっている。メリットは運搬、施工が容易になり、人畜無害等ではあるが、価格が高い等のデメリットもある。

○ 抵抗性苗木の育成

抵抗性の枯れにくいアカマツ苗木については、H20 年から、岩手県・宮城県など本県に近い気象条件で選抜された個体を県営中箕輪採種園で育成している。

（0.46ha、190 本 H30 から種子供給開始、H32 以降苗木流通開始予定）

(4) アカマツ材の利活用の促進

被害木の伐倒処理対策の効果が期待できない激害地域（守るべき松林は除く）や樹種転換計画地域においては、公共造林事業等を導入し、アカマツ材の木質バイオマス利用を図る取組を進めている。

(5) 森林税活用事業

平成 29 年度において、信州の木活用モデル支援事業（平成 29 年度松くい虫被害木の木質バイオマス燃料等の活用モデル事業において、国庫補助等の対象外となる経年経過した枯損木を伐倒、搬出、チップ化により木質バイオマス燃料利用への作業工程等の検証を上田市、松本広域森林組合の 2 カ所実施。

平成 30 年度から「松くい虫被害木利活用事業」として 10 市町村/年へ助成を行う。

補助率は 10 分の 9 以内で、1 市町村補助金額 1,800 千円を限度とする。

2 カシノナガキクイムシの被害について

(1) 被害状況

平成 16 年度に北信地域で被害が確認され、平成 22 年度には飯山市、栄村等の 13 市町村で 12,810 本（10,595 m³）と被害のピークを迎えた。平成 29 年度は 215 本と減少し、全県的に被害量は減少傾向にある。

現在の被害市町村数は 12 となっている。

<被害の推移>

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	対前年度比
被害本数(本)	3,774	1,325	1,681	1,020	278	215	77%

(2) 被害対策

平成 19 年度から国庫補助事業を活用し、防災上又は景観上重要なナラ林で、市町村が行う粘着剤塗布や樹幹注入の防除対策及び危険な被害木の駆除処分等に対して支援を行っている。

区 分	粘着剤塗布	樹幹注入	伐倒駆除	予算額
H30 年度事業（当初）	0 本	0 本	44 m ³	1,464 千円

(3) 防除技術の開発

県林業総合センター、森林総合研究所、薬剤メーカーなどが共同で開発に取り組んできた、新たな樹幹注入剤について、その効果や経済性が認められ、H25.7 月に農薬登録された。（※ウッドキングダッシュ H27 小谷村で使用）

3 被害市町村相互連携による防除対策について

現在、県の森林保護専門員が中心となって、県下 10 広域ごとに国、県、市町村、森林組合、林業関係者による「防除対策協議会」を組織化し、相互連携による効果的な防除対策に取り組んでいる。

4 松くい虫被害対策の見える化

平成 30 年度から「松くい虫被害対策の見える化」に取り組んでおり、広域的な被害発生状況を効率的に把握するために、航空レーザー測量のデータや人工衛星写真の近赤外線データ（H25、H27、H29、H30（一部））を活用してマツ枯れ状況や被害の拡大経過を把握するマップの作製中。

年内に完成する予定のマップについては、研修会などで活用方法を普及し、翌年度の事業に反映できるように取り組んでいる。

件 名

3 治山事業の推進

集中豪雨や地震などの自然災害に起因する山地災害を未然に防ぎ、地域住民の安全と財産を守るため、山地災害危険地区における治山事業を確実に実施できるよう所要額を確保すること。

また、森林づくり県民税の治山事業への活用を検討すること。

県の見解

- ・ 最近の豪雨等による甚大な山地災害の発生を受け、災害を未然に防ぐ事前防災対策が、国や県における重要なテーマとなっている。
- ・ 重要な保全対象が存する山地災害危険地区等の整備を一層推進するため、治山事業関連予算の確保について、国に対し引き続きあらゆる機会を通じて要望・要請等を行ってまいりたい。

また、航空レーザー測量成果を活用した要整備箇所の選定や、計画的な既存治山施設の老朽化対策等により、効率的かつ経済的に事業効果を早期に発揮してまいりたい。

- ・ 森林づくり県民税は本年度から第 3 期を迎え、「防災・減災」の観点から里山や河畔林の整備に取り組んでいる。今後とも県民ニーズを踏まえ、より効果的な税の活用について取り組んでまいりたい。

参 考

1 山地災害危険地区の整備状況

本県の急峻な地形、複雑な地質構造等を反映し、山腹崩壊、地すべりや土石流による山地災害のおそれがある危険地区は多く、県内民有林には 7,400 箇所存在する。それらのうち、着手済は 4,923 箇所（67%）で、整備済は 1,546 箇所（21%）となっている（H30 年 4 月現在）。

2 治山事業の実施状況

最近の治山事業の予算額推移は下表のとおり。

国庫補助事業である公共治山事業については、近年補正予算は計上されているものの、通常予算ベースでは、国の厳しい財政状況等を反映しほぼ横ばいである。

(単位：千円)

事業区分	区分	H28年度予算額	H29年度予算額	H30年度予算額	対H28年度	
					対H28年度	対H29年度
公共治山事業	一般公共	4,994,916	4,545,133	5,064,990	101.4%	111.4%
	災害関連	430,500	581,700	367,500	85.4%	63.2%
	公共計	5,425,416	5,126,833	5,432,490	100.1%	106.0%
県単治山事業		371,982	387,982	430,902	115.8%	111.1%

※公共治山事業は当年度の当初予算額に、前年度末の経済対策補正予算額を加えたもの。

(H30は前年度途中の2月補正予算額を含む)

※県単治山事業は当初予算額に当年度途中の補正予算額を加えたもの。

3 既存治山施設の老朽化対策について

民有林内の治山ダム約 25,000 基のうち、保全対象に近接するなど主要な施設約 2,300 基については、平成 32 年度までに点検診断を実施し長寿命化計画を策定する予定 (H30 年度末で 1,800 基実施予定 (78%))。点検の結果、補修等が必要と判定された施設から順次対策工事を実施しているところ。

件 名

4 森林環境整備の推進

森林環境譲与税（仮称）の用途については、地域の森林の実態に即した事業が推進できるように設計するよう国に対し働きかけること。

また、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整するよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 「新たな森林管理システム」の運用が森林環境譲与税（仮称）の主な用途であることを踏まえ、まずは、この制度が円滑に運用されるよう、市町村とともに、体制づくり等の検討を進めてまいりたい。
- ・ 森林環境譲与税（仮称）の詳細な用途については、今後、関連法等が定められる中で決定していくものと見込まれるが、現時点では、森林整備やその促進に関する費用に活用できるとされているところ。
- ・ 今後、県、市町村が、地域の課題に適切に対応できるよう、森林環境譲与税（仮称）に係る情報提供等について、国に対して求めてまいりたい。

参 考

1 制度等の概要

- 森林吸収源対策や「新たな森林管理システム」（※）等を運用するための財源として、森林環境譲与税（仮称）が平成 31 年度より導入される。

※新たな森林管理システム：林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、市町村が意欲と能力のある林業経営者とともに行う新たな経営管理の仕組みで、平成 31 年度より運用。

【県内への森林環境譲与税の試算】

単位：億円

	H31～	H34～	H37～	H41～	H45～
市町村	5.0	7.4	10.5	13.5	16.6
県	1.2	1.9	1.9	1.9	1.9
計	6.2	9.3	12.4	15.4	18.5

2 森林環境譲与税（仮称）の用途等（現時点までに国から示されたもの）

○ 用途

- ・ 市町村：間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」

- ・県：「森林整備等を実施する市町村の支援等に関する費用」
- 基本的考え方
 - ・地域の実情に応じて法令に定める予定の範囲（「森林整備及びその促進に関する費用」の範囲）で事業を幅広く弾力的に実施できるもの。
 - ・地方譲与税なので、国として使途の詳細な範囲を示すことは馴染まない。
- 活用例
 - ・市町村が行う森林の公的な管理や新たな森林管理システムの円滑な実施
 - ・境界の明確化
 - ・都市と山村の連携による森林整備
 - ・竹林利用促進のための加工業者への支援
 - ・森林環境教育

件 名**5 長野県森林づくり県民税事業の促進**

税の使途については、河畔林整備や景観対策等を増額するなど、町村固有の課題に対応したものとするとともに、税事業の対象地を現地の状況に応じたものとする。 （官地と民地との一体的な整備への充当）

県の見解

- ・ 第3期目の森林づくり県民税では、税活用事業の評価・検証を一層強化し、必要に応じて、各事業の予算規模を含め制度・事業の見直しを行うよう運用の改善を図ったところ。
- ・ 予算の編成、執行について、現地の状況、地域のニーズや県民会議の意見等を十分に踏まえて行うことにより、市町村の課題に対応してまいりたい。
- ・ 森林づくり県民税活用事業は、その趣旨から民有林（市町村有林を除く）を優先すべきものであるが、河畔林整備の場合、制度として民地に限定していないので、治水上必要性が高い市町村有地も河畔林整備は可能。個別に建設事務所にご相談頂きたい。
- ・ （河畔林整備事業は新規事業ということもあり、市町村に対して正しい情報が伝わらなかったと考えられるが、）事業に関する情報等については、会議等を通じて市町村に対して丁寧な説明に努めているところ。今後は、対象地についても、現地の状況等を踏まえて対応してまいりたい。

参 考

- 1 第3期森林づくり県民税については、これまで行ってきた里山における間伐等の森林整備に加え、県民の多様なニーズに応えるため、観光や教育などの分野での森林の利活用に使途を拡大したところ。
- 2 また、これまで森林税では対象外であった搬出間伐を補助対象としたことに加え、里山整備利用地域では様々な森林施業を補助対象としたほか、河畔林の整備や景観整備など、市町村向けの支援事業を新たに設けている。

【市町村向け支援事業 平成30年度予算額】

・ 河畔林整備事業（準用河川分）	67,500 千円
・ 松くい虫木材利用事業	18,000 千円
・ 学校林整備事業（義務教育分）	11,685 千円
・ 観光地等魅力向上森林景観整備事業	7,605 千円
・ 森林づくり推進支援金	90,000 千円
計	194,790 千円

※提案要旨「官地と民地との一体的な整備への充当」について

「官地」とは、一級河川区域外の市町村有地の意味。一級河川区域外の河畔林の整備を、

民地と市町村有地とで一体的に整備できないか、という要望。
 県内の複数の市町村が、市町村有地は対象でないと認識していた模様。

件 名

6 カーボン・オフセットを活用した森林環境保全の推進

森林環境保全を推進するため、カーボン・オフセットを活用した森林整備への支援について周知・普及に取り組むとともに、町村が事業に取り組む場合の販路情報の提供や助言等支援を行うこと。

県の見解

- ・ 県では平成 24 年度から小海県有林オフセット・クレジット事業に取り組んでおり、地球温暖化防止の役割を持つ森林環境保全の重要性やカーボン・オフセットを活用した森林整備への支援について、企業・団体・県民等に周知・啓発を図っていく。
- ・ クレジット創出に取り組む町村に対しては、県有林の取組みで蓄積したノウハウを活用し、相談や助言等の支援を行うとともに、県有林 J-クレジット及び森林の里親等の営業と併せて、町村が販売する J-クレジットの P R も併せて行ってまいる。

参 考

小海県有林の森林整備実施箇所における二酸化炭素吸収量について、平成 24 年 1 月に環境省のオフセット・クレジット（J-VER）制度による認証を受け、県下第 1 号の森林吸収系オフセット・クレジットとして環境貢献に取り組む企業・団体へ販売している。購入企業・団体一覧表は県ホームページで公表。（J-VER 制度は平成 25 年度に J-クレジット制度に統合され、県有林オフセット・クレジット創出事業も平成 28 年 3 月に J-クレジット制度においてプロジェクト登録。）

（1）県有林 J-VER・J-クレジットの販売状況（平成 30 年 9 月末現在）

年 度	契約件数	販売量	契 約 額
24 年度	22 件	583t	9,182,250 円
25 年度	25 件	304t	4,788,000 円
26 年度	16 件	111t	1,798,200 円
27 年度	11 件	82t	1,328,400 円
28 年度	10 件	65t	1,053,000 円
29 年度	10 件	73t	1,182,600 円
30 年度(9 月末)	3 件	4t	64,800 円
計	97 件	1,222t	19,397,250 円

（2）販売価格 H24～ 15,750 円/t-CO₂、H26～ 16,200 円/t-CO₂

（3）販売活動

- ・ 県ホームページによる広報、イベントや会議等におけるチラシ配布
- ・ 企業・団体への個別営業（森林の里親等と併せて実施）
- ・ 全国的なマッチングイベント（EVI 環境マッチングイベント等）への出展
- ・ E V I (Eco Value Interchange) 推進協議会への預託

（4）J-クレジット制度の普及活動

- ・ J-クレジット制度とクレジット創出・活用説明会
 平成 26 年 1 月 29 日開催 44 名参加（16 市町村及び森林組合等）
- ・ カーボン・オフセット実務者研修会
 平成 26 年 2 月 18 日開催 16 名参加（2 町村及び団体等）
- ・ カーボン・オフセット商品開発説明会
 平成 27 年 6 月 12 日開催 17 名参加（1 町及び団体等）

（5）市町村の取組状況

- ・ 平成 27 年 9 月 3 日に木曽町が J-クレジット 306t の販売を開始
 （県ホームページ上で木曽町のクレジットを紹介している。）

15 地域経済活性化対策の推進

件 名

地域経済の中核を担う農林業や中小企業の活性化を図るため、農商工連携を推進するとともに、若者や移住者等の起業に対する支援策を拡充すること。

また、農林業の6次産業化を促進するとともに、地域資源活用のための生産・加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策の拡充を図ること。

県の見解

- ・ 農商工連携等の推進にあたっては、「しあわせ信州食品開発センター」等関係機関との連携や部局横断の取組により、事業者を総合的に支援してまいりたい。
 - ・ 起業支援については、相談対応や各種創業イベント等を継続するとともに、専門家派遣や民間ノウハウを活用した伴走型支援の実施など、支援内容の充実を図り、若者や移住者等による新たな事業展開を支援してまいりたい。
 - ・ 6次産業化の推進にあたっては、信州6次産業化推進協議会による「総合化事業計画」の作成支援を行うとともに、地域の農産物等を活用した新たな商品開発や販路開拓を支援するなど実効性のある活動を展開し、農業者等の経営発展とスキルアップを図っている。
- また、農政部、産業労働部と金融機関等との連携による1、2、3次事業者のマッチング機会の提供や、大規模事業化への誘導を図っていく。
- ・ これらの取組により、地域資源の有効活用を図り、地域経済の活性化をより一層推進してまいりたい。

参 考

【農商工連携の現況】

◆長野県農商工連携支援基金助成金（県事業）の助成件数

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
助成件数	8	6	8	7	7	4

◆しあわせ信州食品開発センターの開所、しあわせ信州食品産業応援隊の設置

- ・ 農商工連携や6次産業化等を推進するため、「しあわせ信州食品開発センター」を平成27年度に開所
- ・ 開所を契機として、農業関係試験場や林業総合センターなど部局横断的な支援ネットワーク「しあわせ信州食品産業応援隊」を設置し、商品企画から販売促進まで事業者の取組を総合的に支援【平成29年度の相談件数：433件】

◆地域資源活用型産業の創出

- ・ 地域資源製品開発支援センターにおいて、構想企画からデザイン、販売促進、情報発信等の地域資源を活用した新たな地域ブランド商品化を支援

【若者や移住者等への起業支援の状況】

◆創業相談窓口「ながの創業サポートオフィス」での相談対応

〈H29実績〉10～30代からの相談件数：229件（全体の43.5%）

県外在住者からの相談件数：68件（全体の12.9%）

◆信州ベンチャーコンテストの開催

実行委員会：行政、大学、金融機関、民間事業者等で組織

〈H29実績〉長野市勤労者女性会館しなのきで開催（参加者131人）

◆創業セミナーの開催

〈H29実績〉若者向け：松本大学、諏訪東京理科大学で開催（参加者337名）

移住者向け：銀座NAGANOで2回開催（参加者44名）

【6次産業化の現状と課題】

《 現状 》

- ・総合化事業計画^{*1}認定件数 95 件
 （全国第4位（全国 2,370 件、平成 30 年 9 月末日現在）。認定件数の過半が、加工及び直売事業）
- ・農林漁業成長産業化ファンド^{*2}活用事例4件

《 課題 》

- ・総合化事業計画認定件数の増加と実行性の高い計画作成への誘導
- ・6次産業化希望及び取組事業者の「経営力」、「商品力」等の向上
- ・6次産業化取組事業者の販路開拓支援の実施

*1 6次産業化を希望する農林漁業者が作成し、国が認定する事業計画。認定者は、国の交付金やファンドの支援を受けられる。

*2 農林漁業者の経営発展を支援する育成型ファンド（支援期間 最長 15 年）

◆平成 30 年度の取組状況

(1) サポート活動事業

ア 地域振興局農政課に6次産業化相談窓口を開設し、6次産業化の導入に向けた相談やプランナーの派遣を実施

イ 企画推進員（1名）及び地域推進員（3名）による総合化事業計画の作成支援や新商品開発等を進めるための個別相談を実施

(2) 研修会の実施

名 称	開催日・期間	目的及び内容	対象者 (参加予定事業者数)
商品力向上研修会	H30.9月～ H31.3月 (全6回)	商品の課題の明確化し、売れる商品づくりを目指す	商品の改善や販路拡大を目指す認定事業者（11事業者）
事業計画作成 研修会	H30.9月～ H30.1月 (全9回)	経営マネジメント、資金調達方法等を習得し、ビジネスプラン等の作成を行う	6次産業化を目指す事業者および実践する事業者等 (70事業者)
事業推進研修会	H31.2月 (予定)	県内外の6次産業化の優良事例を学び、地域における取組を推進する	6次産業化取組事業者、 J A・市町村・県現地機関の担当者等

(3) 発信PR機会の創出と販路開拓支援

6次産業化に取り組む事業者の商品PRと販路開拓を進めるため、おいしい信州ふーど発掘商談会（8月：東京、9月：名古屋）への出展を支援

（7事業者）

(4) 食料産業・6次産業化交付金（国庫）活用による商品開発や販路開拓、ワイナリー建設等の施設整備を支援

重点項目

16 観光振興対策の推進

件 名

1 山岳高原を活かした観光地づくりの推進

- (1) 山岳高原を活かした、世界的に評価される魅力ある地域づくり推進するとともに、更に山岳観光地としての強みを活かすため、老朽化した自然歩道の改修などの環境整備や山岳地ガイドの養成・確保など、ハード・ソフト両面における財政支援及び体制の構築を図ること。

- (2) 「世界水準の滞在型観光地づくり」を進めるため、モデル地域を先ず世界水準に引き上げ、全県的な底辺拡大を目指すこと。

また、隣接県等との広域連携を推進し、新たな観光客の誘致を図り、山岳観光の魅力を最大限に国内外にアピールしていくこと。

- (3) リニア中央新幹線の開業に向けて、観光地整備への助成や観光PR活動など積

極的な支援を図ること。

- (4) インバウンド観光やビジネス需要の取り込みのため、信州まつもと空港の国際定期便就航を推進すること。

県の見解

- ・ 世界に誇る本県の山岳を心から楽しんでいただくため、平成 27 年 12 月に“全国初”となる登山の総合的な安全対策を推進する「長野県登山安全条例」を制定。登山計画書の届出義務化も 3 シーズン目を迎え、届出率も順調に伸びてきているところ。
- ・ 今後も、安全な登山を推進していくために必要となる施策について、積極的に推進してまいりたい。
- ・ 平成 24 年度から、長野県独自の制度である信州登山案内人制度を運用し、試験の実施や各種研修等を通じて山岳ガイドの養成・確保を図ってきたところ。また、近年増加が見込まれる外国人登山者への対策も重要になってきていることから、昨年度からは、「信州登山案内人」や「通訳案内士」等を対象に外国人向けの登山案内に関する座学研修を新たに実施しており、今年度はガイド技術や救命救急法などを現地で習得する実技研修も導入したところ。
- ・ こうした取組により人材育成を強化するとともに、ガイドの活用促進のための PR の強化や、専門人材を活用したツアー造成等の支援を通じて、引き続き山岳地ガイドの養成・確保を図ってまいりたい。
- ・ 登山安全条例に基づき、平成 34 年までに登山道要整備箇所の整備に取り組んでいるところ。
- ・ より一層の推進に向け、国に対して予算の確保について要望を行うとともに、県予算についても引き続き確保してまいりたい。
- ・ 「登山道等緊急整備支援事業」等の県補助事業の活用を市町村に周知してまいりたい。
- ・ 本年 3 月に策定した「信州の観光新時代を拓く 長野県観光戦略 2018」では、目指す姿として「そこに暮らす人も訪れる人も「しあわせ」を感じられる世界水準の山岳高原リゾート」と掲げ、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「広域型 DMO・DMC」の形成・確立を進めることとしている。
- ・ 外国人観光客が県内各地を訪れる今日、各地域のポテンシャルを最大限活かしながら広域的な単位でコンセプトづくりを進め、世界的な視点での魅力発信やインバウンド受入体制の整備が求められており、「観光地経営」の視点から観光地域づくりの舵取り役としての役割が果たせる広域的な DMO・DMC の形成・確立が重要。
- ・ これを踏まえ、本年 4 月に、広域型 DMO・DMC の形成・確立に向け県観光機構に「DMO 形成支援センター」を設置。県観光機構の専門人材が県内各地に赴き、様々な情報共有や地域の合意形成に向けた支援を行っているところ。
- ・ 県では一定の基準を満たした広域型 DMO を「重点支援広域型 DMO」に指定し、当該地域に対し必要な基盤整備やソフト面での支援を行うこととしており、引き続き、広域型 DMO の形成・確立に向けた取組を進めてまいりたい。
- ・ 隣接県との連携については、中部・北陸 9 県で構成する「昇龍道プロジェクト推進協議会」をはじめ、北陸新幹線沿線自治体と JR 等で構成する「グランドサークルプロジェクト」等、11 の広域観光協議会に参画し、広域観光を推進。
- ・ 特に、本県の誇る山岳観光の魅力発信については、富山県と連携した「中部山岳広域観光推進協議会」による立山黒部アルペンルートを中心とした誘客促進、新潟県と連携した「スノーリゾートアライアンス実行委員会」によるオーストラリア等

からのスキー誘客の促進等に取り組んでおり、県境を越えた広域的なつながりを活かして、引き続き、「山の信州」を中心とした国内外へのプロモーションの強化を図ってまいりたい。

- ・ リニア中央新幹線開業等に向けて、信州ＤＣで築いた交通事業者等との関係を発展させ、さらなる連携を図りながら観光ＰＲを行うための９月補正予算を計上したところ。
- ・ 「伊那谷自治体会議」などにおける広域観光に関する検討も踏まえながら、リニア中央新幹線の開業を見据えた効果的な観光ＰＲに取り組むとともに、新時代の広域観光地経営を担う広域型ＤＭＯの形成・確立に向けて精力的に支援してまいりたい。
- ・ 観光部の海外における誘客活動や観光ＰＲ事業と連携し、まずは多くの国際チャーター便誘致に注力。
- ・ 定期便の誘致については、航空会社へのエアポートセールスを通じ、松本空港の離発着条件に合致する機材を保有する航空会社に対し働きかけをしていく。
- ・ また、これと並行し、施設面での課題解決のため検討を進めていく。

参 考

【長野県登山安全条例】

- ・ 平成 27 月 12 月 17 日条例施行、平成 28 年 4 月 11 日指定登山道告示
- ・ 平成 28 年 6 月 29 日「登山を安全に楽しむためのガイドライン」策定
- ・ 平成 28 年 7 月 1 日から登山計画書の届出義務化

【信州登山案内人等】

- ・ 平成 24 年度から「信州登山案内人」制度を運用（平成 30 年 9 月現在 478 名が登録）
- ・ 平成 28 年度には信州山岳高原観光特例通訳案内士制度を新設（現在 10 名：英語 9 名、中国語 1 名が登録）
- ・ さらなる利用促進、効果的な周知が課題
- ・ 今後、増加が見込まれる外国人登山者が安全に登山を楽しむことができる環境整備が必要。

【自然歩道】

- ・ 国立・国定公園内の登山道等の整備については、「自然環境整備支援事業」（国の補助事業を活用）、「登山道等緊急整備支援事業」（県補助事業）により市町村等が行う施設整備に対して財政支援
- ・ 県立自然公園内の登山道等の整備については、県独自の「県立自然公園整備支援事業」や「民間との協働による山岳環境保全事業」及び「登山道緊急整備支援事業」により市町村及び山小屋事業者等が行う施設整備に対して財政支援
- ・ 工事に先立ち自然公園法等の許認可事務に時間を要するなどの課題があるが、必要な施設整備を進めることを目的として、新たに「公園事業」制度を導入し条例の本来趣旨である保護と適正な利用との調和を図るよう県立自然公園条例の一部を改正
- ・ 国の予算状況により市町村への財政支援は不十分な状況。

<表 1 自然公園内施設整備に係る県予算額等>

	H26	H27	H28	H29	H30
施設整備予算額（千円）	78,359	117,412	186,331	182,732	146,127
うち一般財源	6,352	39,557	56,886	72,704	69,822
要整備箇所累積解消数（箇所）	—	35	93	143	213
うち年度別解消数	—	35	58	50	70

※当初予算ベースで記載。

【世界水準の滞在型観光地域づくりについて】

- 平成 25 年度から、山岳高原観光地づくりのモデル地域として、「飯山市を中心とする信越 9 市町村」「大町市・白馬村・小谷村」「木曾町・王滝村」を選定し、世界水準化の取組を推進。平成 26～27 年度にかけて、世界水準の山岳高原観光地づくり重点支援事業において、各地域が目指す姿を「ビジョン」として策定。

- 各地域において、受入・滞在環境の基礎的な整備などビジョンの実現に向けた取組を実施し、県では、平成 26 年度の山岳高原観光地づくり補助金による支援をはじめ、事業の効果的な実施となるよう有識者派遣等を実施し、世界水準の観光地づくりの取組を推進。
- 現在、各モデル地域とも、地域連携DMOとして観光庁の日本版DMO、候補法人として登録され、市町村域を越えた広域型DMOの形成・確立に取り組んでいる。
 - (一社) 信州いいやま観光局 [H30.3 本登録]
 - (一社) 木曽おんたけ観光局 [H28.5 候補法人登録]
 - (一社) HAKUBA VALLEY プロモーションボード [H29.3 候補法人登録]
- 平成 30 年 3 月、「稼ぐ」観光地域づくりに向けた県全体の取組の方向性を明確にするため、「信州の観光新時代を拓く 長野県観光戦略 2018」を策定。
- 平成 30 年 4 月、県観光機構に「DMO形成支援センター」を設置。
- 【リニア中央新幹線の開業に向けて】
- 木曽・南信州エリアにおいて、県や交通事業者等が連携して効果的な情報発信を行うための補正予算を計上（平成 30 年度 9 月補正予算）。
- しかしながら国の査定状況により市町村への財政支援は不十分である。
- 【「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」H28.6】
- 1 今後 10 年間の取組の 4 本柱
 - ①国内路線の拡充②空港の国際化③観光賑わいの拠点④施設機能強化
 - ◆ リージョナルジェットを活用した東アジアとの直行便を中心に展開
 - ◆ まずはプログラムチャーター便の実績を積み上げ、定期便化につなげる。そのため、観光・ビジネスなどの需要の獲得・掘り起こしや新規需要の創出に取り組む
 - ◆ 特にビジネス需要が中心となる地域については、国内他空港に流出している需要の獲得を図る
- 2 「空港の国際化」の取組状況（H28.6～H30.8 月末現在）
 - 取組：国際チャーター便誘致（助成、エアポートセールス等）
 - 結果：航空会社との商談 15 件・セールスコール延べ 49 回
 - 成果 ⇒ 『平成 27 年 3 月以来となるチャーター便実現』
 - 『平成 29 年度 14 便就航／平成 30 年度 11 便就航』
- 【課題】
- 1 松本空港の施設特性
 - 滑走路長等の空港施設規模、空港の立地特性（標高・山岳地形）から就航可能な機種が限定され、搭乗人員も一定の制限が課されるため、1 人当たりの座席費用が割高となる傾向にある。
- 2 海外エアポートセールスの必要性
 - 海外航空会社の日本支店へのエアポートセールスを積み重ねているが、国際定期便誘致には、運航の決定権を有する本社への働きかけが必要となる。
- 3 施設の整備（発着可能時間帯の制約等）
 - 国際線専用施設が無く、搭乗・到着ロビーがそれぞれ 1 カ所のため、国際チャーター便運航時は国内定期便の乗客との混在を避ける必要があり、運航時間帯が制約される。

件 名

2 国際大会開催による地域観光・経済の振興

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや 2019 年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず県内にも訪問できるよう体制や環境を整備するとともに、町村が行う環境整備に対しても財政支援を行うこと。また、国際大会や事前合宿等を積極的に誘致し、スポーツ振興、インバウンド観光による経済振興、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

県の見解

- ・ 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや 2019 年のラグビーワールドカップにおいて、訪日外国人旅行者等を本県内に呼び込むため、長野県観光機構や旅行会社等と協力し、競技開催地から長野県へ誘導する魅力的な旅行プランや、本県に滞在しながら五輪やラグビーワールドカップを楽しむプランの提案等に取り組んでまいりたい。
- ・ また、受入環境の整備として、多言語での観光・交通案内の提供等により外国人旅行者の県内での移動の利便性向上を図るとともに、快適に観光を楽しんでいただくため、市町村や民間事業者、庁内関係部局と連携し、国の補助制度も活用しながら W i - F i やキャッシュレス等の環境整備の促進を図ってまいる。
- ・ さらに、本年度の 9 月補正予算においても、「外国人にもわかりやすい案内標識」の整備を県と市町村、民間事業者が力を合わせて促進するため、まずはどのような場所で、どのようなことが問題で改善が必要かを調査するための経費を計上させていただいたところ。
- ・ 県では「オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた連携推進会議」により部局間連携を図っており、こうした場においても経済振興などの様々な効果を各町村へも波及するよう取り組んでまいりたい。
- ・ スポーツ大会の誘致は、スポーツを「する」選手が集まり、その競技を「みる」お客様が訪れ、大会を「ささえる」スタッフが滞在することにより、非常に大きな経済効果が地域にもたらされるものと思料。
- ・ 県では、多くの町村にもご参加いただき、官民一体の新組織「長野県スポーツコミッション」を平成 28 年 8 月 23 日に設立し、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿などの誘致に向け、「オール長野」で取り組んでいる。
- ・ 各国競技団体による事前合宿の誘致に向けて、市町村や日本オリンピック委員会などの関係団体と緊密に連携しながら事前合宿の視察の受け入れを図っており、今年度からは、「長野県国際スポーツ・キャンプ戦略アドバイザー」を設置し、事前合宿誘致を希望する市町村の意向を反映しながら各国競技団体との直接交渉を進めているところ。
- ・ 今年 9 月には、中国の国家体育総局副局長が来県し、トライアスロン競技施設等の視察を行ったところであり、今後の競技団体による視察にもつながるなど、県内各地で取組が進展しているところ。
- ・ また、国際大会については、ワールドカップスピードスケートや、スキージャンプサマーグランプリなど、既に、自治体が競技団体と連携し誘致しているところであり、今後も、大会開催に積極的な市町村と連携し、国際大会の実現に向けて取り組んでまいる。
- ・ 事前合宿や国際大会の誘致に積極的に取り組むことにより、スポーツツーリズムの振興、地域経済の活性化につなげてまいりたい。

参 考

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の事前トレーニング候補地ガイド掲載に係る意思表示提出市町村（8 団体）
長野市、上田市、大町市、佐久市、軽井沢町、下諏訪町、安曇野市、白馬村（上記のうち、長野市、上田市、佐久市、軽井沢町、下諏訪町が HP で公開中）
- ・ 全国知事会の推進本部作成のスポーツ施設データベースサイトへの登録（8 団体）
長野市、松本市、上田市、佐久市、安曇野市、軽井沢町、下諏訪町、信濃町
- ・ 長野県スポーツコミッション設立（H28. 8. 23）75 団体（市町村参加数：52）
- ・ 「オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた連携推進会議」（H28. 4～）

件 名	
3 スキー産業の振興	
	過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業にスキー索道業を追加するなど索道事業者の経営の安定化を図り、スキー場を抱える地域を支援するよう国に対し働きかけること。
県の見解	
〈県としての見解〉	
	・ 今回の提案趣旨は、総務省過疎対策室にお伝えしているところ。過疎地域自立促進特別措置法が平成 32 年度末に期限を迎えることに伴う議論と併せて、引き続き、提案趣旨を国に伝えてまいりたい。
参 考	
	・ 都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を新たに取得又は増設した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の 75%を普通交付税で補填されているが、「スキー索道業」は含まれていない。

重点項目

17 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

件 名

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるよう国に対し働きかけるとともに、県が管理する国・県道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。また、安全・観光の面から歩道・信号機についても地域の要望に応じた設置を促進すること。
- (3) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (4) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金や地方創生道整備推進交付金の必要額の確保について、国に対し働きかけること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備促進を図ること。

県の見解

- ・ 中部横断自動車道について、基本計画区間である山梨県長坂～八千穂までの区間は、H30 年 7 月に 1km 幅ルート帯等が決定したことから、すみやかな環境アセスメントを実施し、早期事業化するよう国に働きかけていく。
- ・ 県が窓口となり、沿線自治体と協力し、様々な意見をお持ちの方々と丁寧に対話を継続するなど、積極的に合意形成に努めてまいる。また、整備促進に対する地域の思いの発信について、同盟会とともに取組んでまいりたい。
- ・ 中部縦貫自動車道について、松本波田道路については、事業促進を国に働きかけていくとともに、国から用地買収事務の一部を受託し、県としても用地補償を推進する。
- ・ H30. 7. 12 に中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会の総会を開催し、国土交通省への要望活動を実施。
- ・ H30. 8. 9 に中部縦貫・北陸関東広域道路建設促進同盟会の総会を開催し、国土交通省への要望活動を実施。
- ・ 権限代行事業 奈川渡改良については、早期に開通となるよう国に働きかけていく。
- ・ 三遠南信自動車道について、飯橋道路及び青崩峠道路の開通に向けた事業促進を、国に強く働きかけていく。また、県としても、現道活用区間（小嵐 BP）の整備を進める。
- ・ H30. 7. 10 に三遠南信道路建設促進同盟会の総会を開催し、知事と飯田市長他が国土交通省及び財務省への要望活動を実施。
また、H30. 11. 21 にも太田副知事と飯田市長他が国土交通省及び財務省へ要望活動を実施予定。
- ・ 直轄事業の整備促進については、毎年、国へ要望しており、本年は 5 月に国土交通大臣へ、7 月に関東・中部・北陸地方整備局長へ知事が直接要望したところ。
引き続き、県が管理する国県道も含め、必要な財源の確保及び整備促進について国に対し要望していく。また、通学路や観光地の安全対策となる歩道整備についても、引き続き整備を推進していく。
信号機設置については、個々具体的な地域要望等に応じて協議を実施し、対応する。

- ・ 地域高規格道路の整備促進について、長野県では、伊那木曾連絡道路、松本糸魚川連絡道路、上信自動車道、長野環状道路の4路線が、地域高規格道路に関する指定がなされている。
- ・ 松本糸魚川連絡道路では、県の将来交通の南北軸を構成する主要な幹線道路であり、沿線地域の産業・観光振興や災害に強い道路網の構築等の観点から、県内道路整備の最重要なものの一つ。
- ・ 地域高規格道路の整備効果を発現させるためには、高速道路との接続が不可欠であり、安曇野市の新設区間が最優先と考え、事業化に向けて取り組んでいる。
- ・ 平成28年1月に公表したルート帯については、地域の皆様から、景観や住環境への影響懸念をはじめ、多岐にわたるご意見をいただいているところ。
- ・ この様な中、地元の安曇野市が自主的に地域の意見を集約したうえで、一定の方向性を示すことを公表し、9月には意見集約会が開催されたところであり、県としても、今後示される地域の意見を集約した市の考えについては、真摯に受け止め対応を検討してまいりたい。
- ・ 整備効果を早期発現させるため、現道活用区間(高瀬川右岸道路)の検討も併せて進めており、昨年度は、高瀬橋西詰交差点の方向別の交通量や高瀬川右岸道路の交通状況などを調査したところであり、本年度は、その結果を踏まえ、立体交差化や追越し区間の構造検討を行っているところ。
- ・ 大町市街地区間については、昨年度の2月に、今後の進め方を大町市議会及び大町市都市計画 審議会へ説明し、商工や観光などの関係団体や自治体関係者と意見交換を行っているところ。今後は、土地の利用状況や防災面の課題、まちづくりなどの観点を踏まえながら、市街地全体で複数のルート帯について技術的な検討を進める予定。
- ・ 大町市以北の整備も重要と認識しており、平成26年度に権限代行による小谷道路が完了したほか、平成23年度には小谷村雨中バイパス、平成29年度には白馬北工区に着手するなど、国道148号の機能強化の観点からも整備を進めている。
- ・ 伊那木曾連絡道路について、姥(うば)神峠(がみとうげ)道路(延伸工区)は、平成23年度の再評価の結果、一時休止としたところ。現道の安全対策等については、防災対策や局部的な改良を引き続き進める。
- ・ 上信自動車道について、県境部は、地形条件から、トンネルや橋梁が連続する高度な技術や多大な事業費が想定される区間である。
- ・ H26年度から群馬県と勉強会を設置し、国の助言を得ながら検討を始めている。
- ・ 長野環状道路について、現在、候補路線であるが、長野市北長池～柳原間の国道18号で、長野東バイパスの整備が長野国道事務所において進められているところ。
- ・ 国道、県道の整備促進では、全国4番目の広大な面積を有し、山間地を多く抱える本県では、県管理道路の改良率が約66%と低く、地域の皆様から道路整備の要望が多く寄せられている。引き続き、道路整備を着実に推進していく。
- ・ 町村が必要とする道路整備を計画的に実施するため、社会資本整備総合交付金については一層の重点化促進に向け支援を行うとともに、地方創生道整備推進交付金については、市町村道その他、林道や農道の整備をパッケージ化された地域再生計画となっていることから、関係機関との連携、調整を密に行い、事業の促進に努めてまいりたい。
- ・ 各事業の進捗を十分踏まえながら、事業の推進に必要な予算の確保を国に対し要望してまいりたい。
- ・ 平成23年度から、大規模地震等の災害時に緊急輸送路を確保することを目的として、橋梁の耐震補強、法面防災、道路改築事業を組み合わせた「緊急輸送路の防

「災害対策強化事業」を実施している。

- ・ この事業は、緊急輸送路を対象としており、平成 30 年度も橋梁耐震補強、法面防災及び道路改築により対策を進めている。
- ・ 引き続き、災害時における緊急輸送路の確保のための道路整備を推進していく。

参 考

1 中部横断自動車道

○全体概要

- (1) 全体延長 約132km（静岡県新清水（しんしみず）JCT～佐久小諸JCT）
- (2) 県内延長 約 45km（山梨県境～佐久小諸JCT）
 - ・ 八千穂（やちほ）高原IC～佐久小諸JCT L=22.4km
 - ・ 山梨県長坂～八千穂 L=約34km

○経緯及び現状

- (1) 佐久南IC～佐久小諸JCT L=7.8km H23.3.26開通
- (2) 八千穂（やちほ）高原IC～佐久南IC L=14.6km H30.4.28開通
- (3) 長坂JCT（仮称）～八千穂（やちほ）高原IC L=約34km 基本計画区間
 - H27.4 国が計画段階評価の対応方針を決定
 - H27年度～ 環境アセスメントを進めるための調査
 - H28.5～ 県が窓口となり、地元合意形成に向けた取組の開始
 - 勉強会（南牧村3回、川上村1回、小海町（地区懇談会11地区））
 - みらい会議（南牧村2回、川上村1回、小海町1回）
 - H29.2.2 勉強会・みらい会議等に基づき南佐久地域の意見を調整・集約
 - H29.9.21 計画調整会議を設け、長野県区間に係る1kmルート帯及びIC概略位置の検討に着手
 - H30.7.11 計画調整会議において、長野県区間に係る1kmルート帯及びIC概略位置を決定

○要望等の実施状況

- ・ H28.5.15 山梨県北杜市において、早期整備を切望する地域の声を結集するため、中部横断自動車道建設促進総決起集会を開催。長野県知事、山梨県知事及び沿線市町村長が出席。民間団体を含め約500人が参加。総決起集会での決議を受けて、H28.5.23に両県知事他が石井国土交通大臣他に要望活動を実施。
- ・ H29.5.18 長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会（議員連盟）要望
- ・ H29.9.27 長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会（議員連盟）要望
- ・ H29.10.30 中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会要望
- ・ H29.11.17 長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会（議員連盟）要望
- ・ H30.1.23 長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会（議員連盟）要望
- ・ H30.7.23 長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会（議員連盟）要望
- ・ H30.9.4 長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会（議員連盟）要望
- ・ H30.9.25 長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会（議員連盟）要望
- ・ H30.10.29 中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会要望

2 中部縦貫自動車道

○全体概要

- (1) 全体延長 約160km（松本市～高山市～福井市）
- (2) 県内延長 約35km
 - ・ 松本波田道路L=5.3km
 - ・ 波田～中ノ湯L=約27km
 - ・ 安房峠道路L=5.6km（内、県内L=2.3km）

○経緯及び現状

- (1) 松本波田道路（H29末事業進捗率：約11%）
 - H23 国の事業再評価で、再開の方針が了承される。

- H27. 3 用地買収着手
- H28. 7 国の要請もあり、地元の実情を熟知する県が国から用地買収事務を受託
- H29. 2 用地買収単価の提示
- H29年度 道路設計、用地買収
- H29. 6 用地買収単価に対する意見（納得できない単価との意見）
- H29. 9 松本JCTの構造について地元合意

(2) 波田～中ノ湯間 (27km)

現道の国道158号は、急峻な地形が連続し事故や災害により交通に支障が生じているため、事業化に向けた計画段階評価の着手を国に働きかけている。

(3) 関連する事業（奈川渡改良（権限代行））L=2.2km（H29末事業進捗率：約33%）

奈川渡ダム下流2kmが特に幅員狭小部で通行が困難な状況であり、H23年度権限代行事業として新規事業化

- ・H27年度 トンネル工事着手

3 三遠南信自動車道

○全体概要

(1) 全体延長 約100km（飯田山本IC～浜松いなさJCT）

(2) 県内延長 約50km

- ・飯(いい)喬(だか)道路 L=22.1km（飯田山本IC～喬木(たかぎ)IC）
- ・青崩峠(あおくずれとうげ)道路 L=約6km（県内約3km）
- ・小川路峠道路 L= 6.0km（矢(や)筈(はず)トンネル L=4.8km含む）
- ・国道152号現道活用区間 L=約21km（飯田市上村～飯田市南信濃）

○経緯及び現状

(1) 飯(いい)喬(だか)道路（H29末事業進捗率：約76%）

H20. 3 飯田山本IC～天竜峡IC間開通 L=7.2 km

H29. 7. 30（仮称）天龍峡大橋閉合式

H30. 3. 10 龍江IC～飯田上久堅・喬木富田IC間開通 L=3.4 km

天龍峡IC～龍江IC(仮称) H31年度開通予定

(2) 青崩峠(あおくずれとうげ)道路（H29末事業進捗率：約42%）

H30年度 工事（トンネル本坑着手）、調査

(3) 小川路峠道路

H 6. 3 矢(や)筈(はず)トンネル開通 L=4.8km

(4) 国道152号現道活用区間（県整備区間 全体21kmのうち18km整備完了）

- ・小道木(こどうぎ)バイパス H20～ 延長1.7km H27年10月開通
- ・和田バイパス H10～ 延長4.1km H28年12月開通
- ・小嵐(こおろし)バイパス H19～ 延長2.4km H29年度末進捗率85%

○要望等の実施状況

- ・H30. 7. 10に三遠南信道路建設促進期成同盟会(会長：長野県知事)の総会を開催し、国土交通省及び財務省への要望活動を実施。

■国道

1 一般国道18号

(1) 上田バイパス

全体計画：L=11.5km（東御市本海野～上田市上塩尻・現国道18号交点）

W=14.0(27.0)m

○上田バイパス（延伸）

L=4.1km（東御市本海野～上田市国分）

H30 調査設計、用地買収、神川橋下部工（H29年度末時点事業進捗率 約21%）

(2) 上田篠ノ井バイパス

全体計画：L=27.3km（上田市上塩尻～長野市篠ノ井塩崎）、W=14.0(27.0)m

○上田坂城バイパス

- L=4.9km（上田市上塩尻～坂城町小網） H22. 3 暫定2車線供用
- 坂城更埴バイパス
 - L=3.0km（千曲市八幡～千曲市稲荷山） H20 完了
- 坂城更埴バイパス（延伸）
 - L=2.6km（千曲市稲荷山～長野市篠ノ井塩崎）
 - H30 調査設計、稲荷山トンネル工（H29年度末時点事業進捗率 約62%）
- 坂城更埴バイパス（坂城町区間）
 - L=3.8km（坂城町南条～坂城町上五明）
 - H30 設計、用地買収（H29年度末時点事業進捗率 約13%）
- 更埴拡幅
 - L=3.2km（千曲市屋代神明町～長野市篠ノ井塩崎） H6 全線4車線供用
- (3) 野尻バイパス（野尻IC関連）
 - 全体計画：L=8.7km（信濃町古間～信濃町野尻）、W=7.0(17.0)m
 - ※信濃町古間 H29年度開通
 - H30 調査設計（H29年度末時点事業進捗率 約59%）
- (4) 長野東バイパス
 - 全体計画：L=2.8km（長野市北長池～長野市柳原）、W=14.0(28.0)m
 - H30 調査設計、工事（H29年度末時点事業進捗率 約62%）
- 2 一般国道19号
 - (1) 松本拡幅
 - 全体計画 L=1.6km（松本市渚～宮渚）、W=14.0(30.0)m
 - H30 調査設計、用地買収（H29年度末時点事業進捗率 約37%）
 - (2) 19号防災
 - 全体計画 L=4.5km、W=7.0(10.75)m
 - 山清路防災 L=3.6km（生坂村下生坂～八坂村瀬口）
 - H30 調査設計、1号トンネル工（H29年度末時点事業進捗率 約25%）
 - (3) 桜沢改良
 - 全体計画 L=2.1km（塩尻市贅川～塩尻市宗賀）、W=7.0(10.5)m
 - H30 調査設計、トンネル工（H29年度末時点事業進捗率 約39%）
 - (4) 蕨原改良
 - 全体計画 L=1.1km（木祖村蕨原～木祖村蕨原）
 - H30 調査設計（H29年度末時点事業進捗率 約1%）
- 3 一般国道20号
 - (1) 諏訪バイパス
 - 全体計画 L=5.3km W=7.0(16.0～25.0)m
 - H30 詳細ルート・構造の検討（都市計画・環境アセスに関する調査検討）
 - (2) 下諏訪岡谷バイパス
 - 全体計画 L=5.4km（下諏訪町東町～岡谷市今井）、W=14.0(25.0)m
 - ※岡谷市今井 H29.10.14 開通
 - H30 調査設計、用地買収、工事（H29年度末時点事業進捗率 約67%）
 - (3) 坂室バイパス
 - 全体計画 L=3.7km（茅野市木舟～茅野市宮川）、W=14.0(25.0)m
 - H30 調査設計、用地買収（H29年度末時点事業進捗率 約73%）
- 4 国道153号
 - (1) 伊南バイパス（権限代行）
 - 全体計画 L=9.2km（飯島町本郷～駒ヶ根市赤穂）、W=14.0(28.0)m
 - S63～H19 暫定2車線供用 L=4.2km（駒ヶ根市）
 - H24.12 暫定2車線供用 L=2.4km（飯島町本郷～飯島町飯島）
 - H26.11 暫定2車線供用 L=0.8km（飯島町飯島～飯島町田切）
 - H30 調査設計、4号橋上部工（H29年度末時点事業進捗率 約93%）
 - ※上伊那郡飯島町田切～駒ヶ根市赤穂 H30年度開通予定

(2) 飯田南道路

H30 概略ルート・構造の検討（計画段階評価を進めるための調査）

5 国道158号（権限代行）

○奈川渡改良

全体計画：L=2.2km（松本市奈川～松本市安曇）、W=7.0(10.5)m

H30 調査、奈川渡2号トンネル工（H29年度末時点事業進捗率 約33%）

6 長野県内の取り組み（直轄事業要望）

○平成30年5月21日 知事が国土交通大臣へ国の施策並びに予算に対する要望

○平成30年6月1日 知事が関東・中部・北陸地方整備局長との懇談で要望

○平成30年11月13日 知事が国土交通大臣へ要望する予定

2 地域高規格道路の整備促進

【松本糸魚川連絡道路】

○延長 約100km（長野県内 約80km） 松本市～新潟県糸魚川市

○地域高規格道路の指定状況

H 6.12.16 候補路線指定（全線）

H10. 6.16 計画路線指定（全線）

H11.12.17 調査区間指定（安曇野市堀金～大町市 約15km，糸魚川市 約8km）

H17. 3.25 調査区間指定（小谷村(雨中) 約4km，糸魚川市 約9km）

○経緯

平成15年 地域高規格道路の構造要件の見直し（国土交通省通知）

平成20年 起点部の4案及び県内区間の整備方針を公表し、うち起点部は豊科北ルート案が最適とした。

→ 意見・提案を募集し約8割の方が豊科北ルート案を支持

平成23年7月 長野県側ルート建設促進協議会総会にて安曇野地域の概略ルート案を提示し、Bルートを有利とした。

・住民説明会及びパブリックコメントを実施

→ 賛否さまざまな意見

平成28年1月 全体説明会にて安曇野北IC(仮称)～大町市街地南の計画案公表

・地区説明会及びパブリックコメントを実施

→ 景観への影響懸念や早期実現要望など多岐にわたる意見

平成30年度（安曇野北IC(仮称)～大町市街地南）

地域との意見交換や各種調査等

【伊那木曾連絡道路】

○延長：約20km 木曾郡木曾町日義(ひよし)～伊那市

供用済：12.2km、事業化：3.5km

○地域高規格道路の指定状況

H 6.12.16 計画路線指定（全線）

○進捗状況

〈供用済区間〉

・権兵衛峠(こんべえとうげ)道路（国土交通省・県施工区間） L=7.6km H18.2.4 供用

・姥(うば)神峠(がみとうげ)道路（県施工区間） L=4.6km H18.2.4 供用

〈一時休止区間〉

・姥(うば)神峠(がみとうげ)道路(延伸工区)（県施工区間）全体L=3.5km W=7.0(10.5)m

経緯：平成13年度 整備区間に指定

平成14年度 事業化

平成23年度 再評価の結果、一時休止（県の対応方針）

【上信自動車道】

○延長 約80km（長野県内 約15km） 群馬県渋川市～東御市

○地域高規格道路の指定状況

H 6.12.16 候補路線指定（全線）

H 6.12.16 計画路線指定（全線）

H10.12.18 調査区間指定（20km、うち東御市～県境 約 15 km、嬭恋村 約 5 km）

○ ルート検討の経緯

- ・H15 年、構造要件の緩和に基づき設計速度 80km/h→60km/h 等に基づくルート検討を実施
- ・国道 144 号沿いのルートが経済性、構造的な面から優位と考えられる
- ・平成 26 年度：県境部の整備に向けた調査・計画の推進のため、勉強会を設置し国から助言を得ながら検討を開始。

（勉強会構成員：群馬県、長野県、長野国道事務所及び高崎河川国道事務所）

【長野環状道路】

○ 延長 約 30 km 長野市

○ 地域高規格道路の指定状況

H 6.12.16 候補路線指定（全線）

■国道、県道の整備促進

【国県道の状況】

（道路現況 H29.4.1）

道 路 種 別	路線数	実延長 (km)	改良済 (5.5m 以上)	
			延長 (km)	率
国道（指定区間除く）	23	1,243.2	1,047.9	84.3
県道	401	3,929.6	2,349.4	59.8
合計	424	5,172.8	3,397.3	65.7

○ 全国との比較（道路統計年報 2017）

（1）国・県道延長 長野県内 5,159km 全国第 5 位

（2）国・県道道の改良率 長野県内 66.2%※ 全国第 35 位

※有料道路を含み、自転車道を除く

市町村道の道路整備に必要な交付金の確保

【市町村道の状況】

（道路統計年報 2017）

道 路 種 別	路線数	実延長 (km)	改良済 (5.5m 以上)		改 良 済	
			延長 (km)	率	延長 (km)	率
市町村道	124,766	42,101.7	4,715.7	11.2	20,575.7	48.9

○ 全国との比較（市町村管理道路 H28.4.1 現在）

（1）市町村道延長 長野県内 42,101.7km 全国第 3 位

（2）市町村道の改良率 長野県内 20,575.7km 48.9% 全国第 40 位

【市町村道の交付金推移】

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
社資交付金	8,950.1	9,363.4	10,848.8	11,078.0	11,804.2
道整備交付金	1,060.7	610.4	574.5	580.9	812.0
計	10,010.8	9,973.8	11,423.3	11,658.9	12,616.2

（H26～H30 当初内示額）

○ 平成 28 年度は 9 月補正あり

（2,376 百万円）

○ 平成 28 年度の市町村道事業の内示率は 58.5%（要望額 19,928.1 百万円）

（社資交付金の内示率は 58.5%（要望額 18,937.0 百万円））

緊急輸送路の整備促進

○緊急輸送路の現況

<県管理道路>

区 分	県 管 理 道 路 基準年（平成 28 年度末）の状況			
	路 線 数	延長(km)	改良済延長(km)	改 良 率
一次緊急輸送路	44 路線	797.8	778.5	97.6%
二次緊急輸送路	79 路線	934.9	826.6	88.4%
計	110 路線	1,732.7	1,605.1	92.6%

注）同一路線上に一次と二次の指定がある路線：13 路線

平成 23 年度から、大規模地震等の災害時に緊急輸送路を確保することを目的として、橋梁の耐震補強、法面防災、道路改築事業を組み合わせた「緊急輸送路の防災対策強化事業」を実施。

しあわせ信州創造プラン 2.0 の策定にあわせ、計画期間を平成 30 年度から 2022 年度とした整備目標を策定。

この事業は、第一次、第二次緊急輸送路を対象としており、計画初年度となる平成 30 年度末で 7 箇所（法面防災、4 箇所 4.5km）の道路改築が完了する見込み

○主な供用（予定）箇所

平成 29 年度（国）142 号 佐久市 佐久南拡幅

（国）403 号 筑北村～安曇野市 矢越防災

（国）403 号 須坂市 幸高～井上拡幅

平成 30 年度（国）256 号 南木曽町 漆畑拡幅

（国）406 号 長野市 西組バイパス

件 名

2 リニア中央新幹線関連の基盤整備促進及び工事に伴う町村への支援

(1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路等の整備を促進するとともに隣接県との連携強化を図ること。

また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、ＪＲ東海をはじめとする関係機関との折衝にあたっては、地元自治体が指摘する問題点や意見を十分勘案した上で県が中心となって進めること。

(2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体を実施する環境評価に係る独自調査や、地元リニア対策会議等に係る人的・財政的支援措置を講じるよう国に対し働きかけること。

県の見解

・ リニア関連道路として整備を目指す箇所を平成 26 年 10 月 24 日に公表したところ。平成 28 年度までに宮ヶ瀬橋、（国）153 号 飯田北改良、座光寺上郷道路、木曽川右岸道路等を順次事業化し整備を進めているところ。また、飯田市が実施する座光寺スマート IC（仮称）、リニア駅周辺整備について、引き続き技術的な助言等をしてまいりたい。

また、国の支援を求めながら、関係市町村はもとより、隣接県とも連携を図り、リニア開業までに効果が発現できるよう道路整備を進めてまいりたい。

・ 安全対策や環境保全措置等については、平成 26 年 3 月 20 日付けで環境影響評価準備書に対する知事意見書に合わせてＪＲ東海に提示した「リニア中央新幹線整備に対する意見」や、平成 27 年 4 月 1 日付けでＪＲ東海と取り交わした「基本合意書」及び「確認書」などにおいて、これまでもＪＲ東海に対し、再三にわたり、丁寧かつ誠実な対応を求めてきた。

・ また、リニア中央新幹線建設促進長野県協議会においても、決議に基づき、平成 26 年度以降、「建設工事に係る地元要望について、合意事項を文書で取り交わすなど、地域との丁寧な合意形成を図ること。」をＪＲ東海に要請してきている。

- ・ 国の施策並びに予算に対する提案・要望の中で、リニアに関連する基盤整備に係る地方への財政支援に加えて、平成 29 年度から、建設工事に伴う住民との調整や市町村が行う独自の環境調査等の施策に対する財政措置を項目に追加し、国に対して要望しているところ。
- ・ 今後も、引き続き、機会を捉えてリニアに関連する市町村の財政負担が軽減できるよう、国の財政措置を要望してまいりたい。

参 考

【リニア関連道路整備について】

- ・リニア関連道路整備について公表し、主要事業「リニアを活かした交流圏拡大道路整備事業」として、リニアに関連する道路の整備、調査・設計を進めている。

平成 30 年度 事業予定

- ・(主) 伊那生田飯田線 松川町 宮ヶ瀬橋 : 用地補償、道路築造工、橋梁上部工
- ・(国) 153 号 飯田市 飯田北改良 : 橋梁等詳細設計、物件調査、地質調査
- ・(主) 飯島飯田線・(一) 上飯田線 座光寺上郷道路 : 構造物設計、用地測量、物件調査
- ・(主) 松川インター大鹿線 中川村 渡場～滝沢 : トンネル工(西下、四徳渡)
- ・木曾川右岸道路 : 調査設計、用地補償、道路築造工、トンネル工
- ・(国) 153 号 駒ヶ根市～伊那市 伊駒アルプスロード

環境影響評価法評価書の策定及び都市計画の決定に向けた作業

- ・座光寺スマート IC(仮称) : 飯田市において事業中(用地補償、工事)
- ・諏訪湖スマート IC(仮称) : スマート IC 及び周辺道路計画について、地元と協議中(参考) 三県(山梨・岐阜・長野)知事懇談会について

- ・第 2 回(平成 25 年 11 月 14 日開催)

リニア開業に伴う三県共通の課題(駅及び駅周辺整備における役割分担、建設発生土の処理等)について、事務レベルでの意見交換を行う「三県リニア連絡調整会議」の設置を確認(平成 26 年度以降、毎年開催)。

- ・第 3 回(平成 30 年 10 月 15 日開催)

国に対し、リニア関連道路等の基盤整備や中間駅を核とした地域づくりの取組について、国の重点施策として位置づけるよう、三県が共同して要望を行うことを確認

2 環境等への配慮についての J R 東海に対する県の要望

平成 26 年 3 月 20 日 「環境影響評価準備書に対する知事意見」に加えて提出した「リニア中央新幹線整備に関する意見書」

建設工事に伴う住民生活への影響の低減策について、地元自治体との十分な協議を通じて合意形成を図り、協定等を締結するなどして、住民の不安を払しょくするよう努めること。

平成 27 年 4 月 1 日 「中央新幹線の建設と地域振興に関する基本合意書」を締結し、J R 東海から「確認書」が提示される

合意書

建設工事に伴う住民生活への影響の低減策について、地元自治体との十分な協議を通じて合意形成を図り、協定等を締結するなどして、住民の不安を払しょくするよう努めること。

確認書に対する J R 東海の回答

- ①今後、現時点で予測できない問題や課題が新たに発生した場合、引き続き、間口を絞ることなく、誠実に対応する。
- ②工事用車両の運行に係る時間帯や安全対策などについて、地元丁寧に説明し理解を得るよう努める。その結果について、地元からの要望に応じて、文書等での確認を行う用意がある。

平成 30 年 6 月 11 日 平成 30 年度リニア中央新幹線建設促進長野県協議会総会 決議（6 月 11 日）による J R 東海への要請

建設工事による自然環境、住民生活、文化財、景観などへの影響の回避又は低減に向け、環境影響評価書で示した環境保全措置を確実に実施するとともに、工事中又は開業後の運営において、最高の技術レベルによる安全対策等を講じること。

また、建設工事に関する地元からの要望について、工事用車両の運行のみでなく、住民の生活環境や自然環境を守るために必要な事項や新たに発生した課題についても、協定等の形で、合意事項を文書で取り交わすなど、地域との丁寧な合意形成を図ること。

国の施策並びに予算に対する提案・要望（H30. 5. 21、H30. 11. 13（予定））において、下記項目を知事から国土交通省へ要望している。

「リニアの早期整備に向けて、建設工事に伴う住民との調整や市町村が行う独自の施策に対する財政措置を講ずること。」

【参考】（リニア関係市町村が独自に実施している取組（リニア整備推進局調査））

○独自に実施している環境調査（平成 30 年度）

市町村名	主な内容	予算額（千円）
飯田市	地下水調査、大気環境調査	1, 836
阿智村	環境調査（騒音、振動、水質、水量、粉塵）	800
喬木村	交通騒音振動調査	2, 000
豊丘村	地下水調査、大気環境調査、騒音・振動・交通量調査	858
中川村	県環境大気測定、県移動コンテナ局による大気環境調査	205
南木曾町	地下水調査等、大気環境調査	3, 155

○地元リニア対策会議等の状況（平成 29 年度、30 年度）

市町村名	平成 29 年度		平成 30 年度（4～9 月）	
	開催回数	延べ職員数	開催回数	延べ職員数
飯田市	107 回	396 人	61 回	216 人
松川町	10 回	31 人	8 回	21 人
高森町	6 回	25 人	1 回	4 人
阿智村	25 回	65 人	12 回	24 人
下條村	3 回	5 人	6 回	20 人
喬木村	61 回	119 人	19 回	38 人
豊丘村	44 回	108 人	20 回	55 人
大鹿村	22 回	44 人	12 回	29 人
中川村	—	—	2 回	6 人
南木曾町	7 回	73 人	6 回	36 人

件 名

3 インフラ老朽化対策の充実

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、道路法改正に基づく橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じるなど町村負担の軽減を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

・ 国とともに、長野県道路メンテナンス会議を通じて維持管理に関する情報提供や技術支援を行っていく。

また、平成 31 年度より以下の 2 つの支援策に取り組む考え。

1、技術者育成の取組として、県内の「公・学・民」が連携し「信州橋梁メンテナ

ンス支援協議会」を設立し、平成 31 年度より、橋梁点検を担う技術者の養成と橋梁メンテナンスに関する相談受付に継続的に取り組む。

2、業務支援の拡大の取組として、市町村道交付金事業における一定規模以上の工事について、現場技術業務を長野県建設技術センターが受託し、工事の監督業務を支援することとする。

- ・ 市町村が行うインフラの老朽化対策予算について、必要な財源の確保を国に対して要望してまいりたい。
- ・ なお、平成 29 年度より公共施設等適正管理推進事業債が創設され、平成 30 年度より対象事業、地方財政措置が拡充されているため、長寿命化対策の推進について、有効に活用頂きたい。

参 考

1 道路の老朽化

- ・ 国の 30 年度予算基本方針においては、老朽化する道路施設について、着実な点検及び措置等を適切に推進するとともに、道路の防災・震災対策や、代替性の確保のための道路ネットワークの整備などを推進することとしている。
- ・ 本県市町村の道路延長は、4 万 2000km(全国 3 位)、橋梁数は 1 万 7000 橋(全国 5 位)、トンネル 110 箇所(全国 3 位)と多くの施設を管理している。
- ・ 設置後 50 年を経過する道路橋の割合、平成 24 年 15%→20 年後 56%と急増。

○ 市町村道の修繕系事業実施状況

単位：百万円

	橋梁補修	舗装修繕	点検・計画	道路防災	修繕系 計	道路事業費に占める修繕費率
H23 年度	224	237	159	505	1,145	18.2%
H24 年度	681	568	301	993	2,544	36.2%
H25 年度	1,750	652	88	993	3,484	40.0%
H26 年度	1,401	603	587	1,097	3,688	41.1%
H27 年度	1,815	808	597	1,233	4,453	47.3%
H28 年度	2,392	755	1,569	1,182	5,898	54.1%
H29 年度	3,181	856	1,808	409	6,254	52.9%
H30 年度	3,599	1,198	983	237	6,017	50.9%
H31 年度	5,388	3,848	968	164	10,368	44.9%

(H23～H29 は精算額、H30 は当初内示、H31 は概算要望額、事業費は社会資本整備総合交付金)

- ・ 本県市町村の道路事業に占める修繕系の割合は、道路の老朽化に伴い、増加傾向にある。今後は、本格的なメンテナンスサイクルへ移行していくため、さらに急速な増加が見込まれる。

○ 国・県における技術支援等

- ・ 長野県道路メンテナンス会議を設立 (H26)
- ・ 道路メンテナンスに関する情報共有及び法定点検や補修工事の進捗管理
- ・ 国土交通省が自治体向け道路施設定期点検要領を作成
- ・ 大規模橋梁など必要に応じて国が市町村に代わり修繕工事等を代行実施
- ・ 道路施設の点検講習会の開催
- ・ 複数の市町村の橋梁点検業務を長野県建設技術センター等が受託し、一括発注することによる支援

重点項目

18 河川の整備促進

件 名

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- 3 県が管理する河川区域内の雑木等のうち、治水安全上危険となるものについては、伐採等適切な管理を行うこと。

県の見解

- ・ 国・県ともに厳しい財政状況であるが、次年度の予算要求や補正予算編成の際などあらゆる機会を捉えて治水事業の必要性を訴え、河川整備推進のための予算確保に努めてまいりたい。
- ・ 準用河川は、交付金による改修が可能なため、要望があれば、技術的な支援を行うとともに、交付金事業として採択されるよう国へ働きかけてまいりたい。沢などの普通河川について、改修が必要であれば準用河川への指定を検討願いたい。

なお、洪水時の流木による被害増大が予想される準用河川において、今年度から森林づくり県民税を活用し、市町村が行う準用河川での除間伐に対し県費補助を行っている。

参 考

【県管理河川の整備状況】

(H28 年度末)

■整備率（平成 29 年度末）

水系名	河川数	延長(km)	整備率(%)	備 考
信濃川水系	337	2,548	34.4	
天竜川水系	279	1,410	48.2	
木曽川水系	71	532	20.8	
その他水系(5)	50	313	66.7	姫川、矢作川、富士川、関川、利根川
合 計	737	4,803	38.8	

■第2期長野県強靱化計画の数値目標

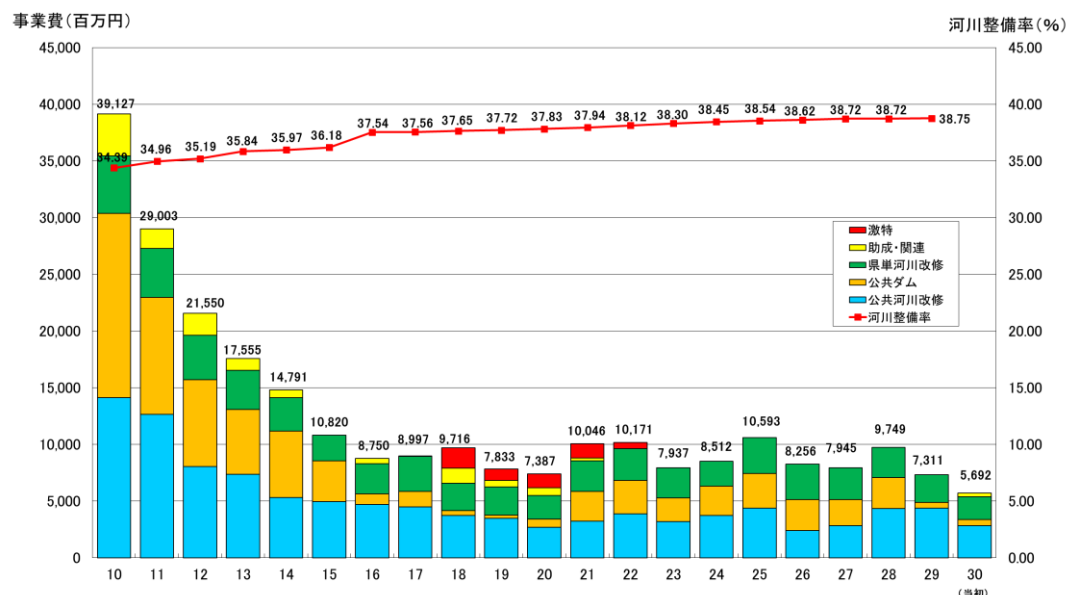
○市街地を流下し、浸水被害発生のおそれの高い河川における浸水想定家屋数

〈2016 年度〉 8,100 戸 ⇒ 〈2022 年度〉 4,600 戸

○想定最大規模降雨での浸水想定区域図の作成

〈2017 年度〉 6 河川 ⇒ 〈2021 年度〉 34 河川

■河川事業費の推移



2 準用河川改修事業

■交付金事業（補助率 3 分の 1）の採択基準

採択基準	総事業費：概ね 4 億円以上 24 億円以内
	氾濫被害：農地 60ha、家屋 50 戸、宅地 5ha 以上 他要件あり

■近年での準用河川改修事業実施状況

- ・千曲市：東林坊川 H21～H25 全体事業費 4 億円
- ・長野市：北八幡川 H18～H22 全体事業費 6.7 億円

■町村が管理する準用河川は河川法が適用されるが、沢などの普通河川は河川法が適用されないため、交付金による河川改修事業を導入できない。

普通河川の管理は、市町村の公共物管理条例によるか、条例が制定されていない場合は国有財産法の規定による。

■準用河川の河畔林整備事業

- ・平成 30 年度より森林税を活用した県単河畔林整備事業として、市町村が行う準用河川の除間伐に対し、県費補助（補助率 10 分の 9）を行っている。
- ・事業期間 H30～H34（森林づくり県民税活用事業）
- ・平成 30 年度 事業費 67,500 千円 21 箇所で開催予定

3 河川内の立木伐採の取組について

■近年の県単河川維持費の推移（単位：百万円）

県単事業名		H27	H28	H29	H30
河川維持 （埋塞土、支障木除去等）	当初	800	864	924	964
	補正	366	280	33	770
河川環境（立木伐採）	当初	100	100	100	100
計		1,266	1,244	1,057	1,834

■効率的な立木伐採として、公募型伐採等を地域の実情に合わせて実施

- ・『公募型伐採』：区画を事前に決め、抽選等により希望者が各自で伐採、利用（枝葉含む）
- ・『自由使用』伐採木（幹のみ）を現地に山積みしておき地元の方が自由に持ち帰り
- ・『無償配布』伐採木（幹のみ）を現地に小分けし、事前に登録した者へ配布
- ・H29 年度実績計 28 件（公募型伐採 10 件、自由使用 15 件、無償配布 3 件）A=12.9ha
- ・H30 年度（9 月現在）計 35 件（公募型伐採 12 件、自由使用 9 件、無償配布 14 件）

■地域住民による河川愛護活動に対する「わがまちの川」美化事業での支援

- ・H29 年度 県内町村における愛護団体登録者数 35,951 人 活動団体数 291 団体
- ・わがまちの川美化事業 H29 年度 43 箇所 C=29 百万円 H30 年度予定 37 箇所 C=31 百万円

■河畔林整備事業

- ・平成 30 年度より森林税を活用した河畔林整備事業として、河川区域に隣接する河畔林の除間伐を行い、流木等による洪水被害の拡大防止に取り組んでいる。
- ・事業期間：H30～H34（森林づくり県民税活用事業）
- ・平成 30 年度 事業費 45,000 千円 16 箇所で開催予定

重点項目

19 砂防施設の整備促進

件 名

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を促進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。
- 3 山腹の崩壊等による土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著な溪流の維持管理を図ること。

県の見解

- ・ 土砂災害対策については、土砂災害から人命・財産を保全し、再度災害を防止する砂防施設を整備するとともに、危険な箇所を明らかにする土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策にも積極的に取り組んでまいりたい。また、深層崩壊については、国が整備するシステムや調査結果など情報共有してまいりたい。
さらに、国に対して土砂災害対策の一層の推進を働きかけてまいりたい。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)にある災害時要援護者関連施設を保全する砂防関係事業については、しあわせ信州創造プランの指標に位置付け 55 施設(H24.4.1 調査結果)の対策について平成 29 年度までに着手したことをふまえ、平成 34 年度までに保全完了に向けて取り組むとともに、国に対して事業の推進を働きかけてまいりたい。
- ・ 砂防指定地内の山腹の崩壊等につきましては、必要に応じて土砂の発生源対策を実施するとともに、適切な管理、施設の機能維持に努めてまいりたい。

参 考**【土砂災害危険箇所の状況】**

	要整備量	長野県の 29 年度末整備率	全国の整備率
土石流危険渓流	4,027 渓流	22.0%	約 22% (21 年度末)
地すべり危険箇所	1,241 箇所	27.0%	約 23% (21 年度末)
急傾斜地崩壊危険箇所	2,634 箇所	25.0%	約 26% (21 年度末)

【土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成 29 年度末)】

	市 町 村 数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
H29 年度末	77 市町村	26,950 箇所	21,322 箇所

【災害時要援護者関連施設に係る砂防施設の整備状況(平成 29 年度末)】

土砂災害のおそれのある災害時要援護者施設数 972 箇所(内着手済 351 箇所)
 上記の内、土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン) 126 箇所(内着手済 49 箇所)

【平成 30 年度砂防課当初予算等について(補助公共事業)】

当初予算額 119 億 1,500 万円 (対前年比 1.03)

【国への要望状況】

- ・ 平成 27 年 6 月、阿部知事から太田国土交通大臣に対し要望
- ・ 平成 27 年 11 月、平成 28 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- ・ 平成 28 年 5 月、阿部知事から石井国土交通大臣に対し要望
- ・ 平成 28 年 11 月、平成 29 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- ・ 平成 29 年 5 月、阿部知事から石井国土交通大臣に対し要望
- ・ 平成 29 年 11 月、平成 30 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
- ・ 平成 30 年 5 月、阿部知事から石井国土交通大臣に対し要望

20 住宅等の耐震化の促進**件 名**

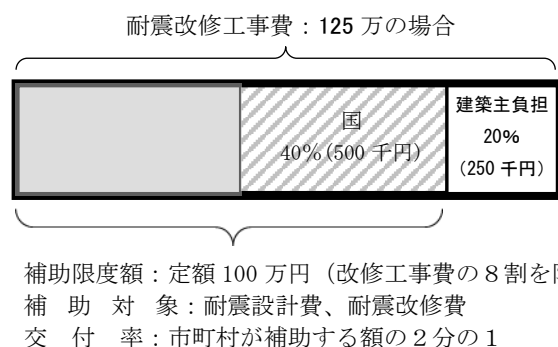
- 1 個人所有の住居等や地域の自治会等が所有する小規模な集会所等について、耐震診断・耐震改修に係る建築主の経済的負担の軽減が図られるよう、補助対象の拡充について、国に対し働きかけること。
- 2 観光客をはじめ多くの人々が利用する宿泊施設の耐震改修は、事業者にとって負担が大きく耐震化が進まない状況にあるため、耐震診断・耐震改修に対する補助制度の整備・充実を図ること。

県の見解

- ・住宅等の耐震化の促進については、県と市町村が協働して取組を進めており、平成 27 年 5 月の「県と市町村との協議の場」において、改めて、その取組を確認した。国では、平成 30 年度から市町村が戸別訪問の実施など住宅耐震化に向けて積極的な取組を行うアクションプログラムを策定した場合には 100 万円（改修工事費の 8 割を限度）まで補助する支援メニューを創設した。このメニューを活用した場合、施主の負担が軽減されるので、プログラムの積極的な策定を願いたい。
- ・小規模な集会所等については、県では、平成 27 年度から、地域防災計画に位置付けられていない避難所の耐震診断についても支援できるよう、制度拡充を行い、平成 28 年度から、地域防災計画に位置付けられた民間所有の避難所の耐震改修についても補助制度を拡充した。地域の集会所等は近隣住民の防災上重要であり、町村での積極的な活用をお願いしたい。
- ・一定規模以上の宿泊施設についても、平成 19 年度から耐震診断の補助を行っているところ。こちらについても、積極的な活用をお願いしたい。また、耐震改修については、事業者にとって相当の負担が見込まれることから、更なる支援の充実について積極的に国に働きかけるとともに、県としても、補助制度に限らず幅広い支援策を研究してまいりたい。

参 考**【住宅の耐震化の促進について】**

- ・「長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」を平成 28 年 3 月に策定し、平成 32 年までに住宅の耐震化率 90%を目標としているが、平成 25 年時点で 77.5%に留まっており、目標の達成には、更なる促進が必要である。
- ・このため、県では平成 29 年度に補助の上限額を 60 万円から 100 万円に引き上げ、建築主の負担軽減を図っている。
- ・国では、平成 30 年度から戸別訪問等などの住宅耐震化に向けて積極的な取組を行うアクションプログラムを策定した市町村を総合的に支援するメニュー（補助額 100 万円、工事費の 8 割が上限）を創設したため、施主の負担を抑えることが可能になったが、策定した市町村は 29 市町村（H30 年度末見込み）に留まっている。

**【避難施設（避難所等）の耐震化に係る財政支援策について】**

- ・国では、避難所等の耐震診断・耐震改修に対して補助している。
- ・民間所有の避難所の耐震改修に対する国の補助率は、地域防災計画に位置付けられたものは 1/3、その他は 11.5%であり、所有者等の負担が大きい状況にある。
- ・県では、民間所有の避難所について、耐震診断に補助するとともに、地域防災計画に位置付けられたものの耐震改修に平成 28 年度から補助している。
- ・防災拠点施設に指定した場合は、耐震診断が義務付けされる一方、国の補助率が上乗せされる。

【避難所等に係る補助制度の概要】

耐震診断	施設要件	市町村長が指定した避難施設
	対象費用	耐震診断に要する費用
	対象費用限度額	1,030 円/㎡～3,600 円/㎡
	負担割合	[市町村が耐震診断士を派遣] 通常：国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 上乘：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
耐震改修	施設要件	地域防災計画で避難所として位置づけられている建築物
	対象費用	耐震改修に要する費用
	対象費用限度額	50,300 円/㎡（県限度額 2,000 千円）
	負担割合	[市町村施設] 通常：国 1/3 市町村 2/3 上乘：国 2/5 地方 3/5 ※H25 年度補正予算から拡充 [民間施設] 通常：国 1/3 県 1/6 市町村 1/6 民間 1/3 上乘：国 2/5 県 1/6 市町村 1/6 民間 4/15

〔凡例〕 通常＝社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金

上乘＝耐震対策緊急促進事業補助金（平成 30 年度までの時限措置）

要安全確認計画記載建築物に指定した場合

【宿泊施設の耐震改修の促進について】

- (1) 所有者の課題（大規模施設の所有者等からの聴取結果）
 - ・ 自己資金がない。（費用捻出が困難、新規借入れが困難、借入れても返済困難）
 - ・ 耐震性不足による安全面へ懸念を原因とする施設の客離れ
 - ・ 改修工事中の休業等による減収や客離れ
- (2) 県の現状
 - ・ 診断の補助あり（市町村との協調補助、補助制度のある市町村は一部のみ）
 - ・ 一元的な相談、支援体制が不十分
- (3) 国の現状
 - ・ 法改正に併せて、耐震診断が義務化された大規模施設の補助制度を拡充
診断補助率 1/3 ⇒ 1/2
改修補助率 11.5% ⇒ 1/3 など

21 空き家対策に対する総合的な支援策の充実

- 件 名**
- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、空き家対策総合支援事業の国費下限額を引下げるなど小規模町村でも活用しやすい財政上の措置を講じるよう国に対し働きかけること。
 - 2 特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた固定資産税における住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を行うよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ この要件に関しては、創設された平成 28 年度からこれまでも緩和を国に要望しているところ。 国交省は「H31 年度から原則国費 1,000 万円以上を補助対象としている要件を撤廃する」との方針を示しているが、未確定な状況となっている。 廃止に至らない場合には、今後も引き続き国交省に対して要望してまいりたい。 また、国交省は要件緩和に向け動いていることから、多く町村に当補助を活用いただきたい。
- ・ 特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた固定資産税における住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を行うよう国に対し働きかけること。

参 考**【空き家対策総合支援事業について】****(1) 現況**

提案のとおり、標記の「空き家対策総合支援事業補助金」【国交省】には国費の下限額が設定されている。

下限額は、国費ベースで年間 1,000 万円。よって市町村は年間 2,000 万円以上の事業を行わなければならない状況となっている。

(※上記補助金のほかに国土交通省の空き家対策支援として「空き家再生等推進事業」(社会資本整備総合交付金)があり、こちらには下限額の要件はない)

(2) 課題・問題点

空き家対策に取り組む県内の市町村では、空き家の活用や除却など様々な事業を実施しているが、年間 2,000 万円以上の事業を実施することは困難であり、特に財政規模の小さい自治体にとっての負担は非常に大きい。

そのような状況から、標記補助金を活用している県内市町村は、H29 年度は 1 村(小谷村)、H30 年度は、4 町村(小海町、南相木村、南木曽町、小谷村)に留まっている。

※国交省は、「H31 年度から原則国費 1,000 万円以上を補助対象としている要件を撤廃する」との方針で、当補助金の要望調査を行ったが、30 年からの継続町村(南木曽町、小谷村)を除き、他の市町村から要望はなかった。(H30 年 10 月現在)

【参考】

市町村が標記補助金を受けるには、空き家特措法第 6 条に基づく「空き家対策計画」の策定が必要。H30.6.30 現在、策定済が 14 市 7 町 11 村、H30 年度中の策定予定が 4 市 6 町 2 村。

- ・ 地方税法第 349 条の 3 の 2 に規定される住宅用地特例を適用すべき住宅の認定については、平成 9 年に自治省からその取扱いについて通知が発出されており(別添資料 1)、さらに同通知は平成 27 年に一部改正されている(別添資料 2)。
- ・ 同通知によると、「賦課期日(固定資産税の場合は毎年 1 月 1 日)において、現に人が居住していない家屋については、当該家屋が構造上住宅と認められ、かつ、当該家屋(…中略…)が居住以外の用に供されるものではないと認められる場合には、住宅とする。ただし、賦課期日における当該家屋の使用若しくは管理の状況又は所有者等の状況等から客観的にみて、当該家屋について、構造上住宅と認められない状況にある場合、使用の見込みはなく取壊しを予定している場合又は居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合には、住宅には該当しないものであるので、賦課期日における当該家屋の客観的状況等に留意する必要がある。」とされている。
- ・ したがって、上記の前段(ただし書以前)の状況にある家屋であれば、人が居住していない家屋であってもその家屋を住宅と認め、その家屋の敷地である土地について住宅用地の特例を適用することができる。一方、上記のただし書の状況にあると認められる家屋については、住宅とは認められず、その家屋の敷地である土地については、住宅用地の特例を適用することはできないこととされている。

【参考】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村空き家担当部局から勧告がされた「特定空家等」※については、賦課期日時点で勧告に基づく必要な措置が講じられていない場合は、当該特定空家等の敷地である土地については、住宅用地特例の対象から除外されることとされている(別添資料 3)。

※特定空家等・・・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の家屋 等

22 県営住宅の適正な管理

件 名

高齢化などにより入居者による環境整備が難しい県営住宅については、県において環境整備が図られるよう適正に管理すること。

県の見解

- ・ 県営住宅団地には、団地以外の近隣にお住まいの方と一体で構成された自治会若しくは団地住民のみで構成する自治会がある。
- ・ 自治会は、お住まいの方が地域で協力して生活を営むために設けられており、地域の環境整備、防犯活動、市町村からの連絡など、市町村行政とも密接に関わる多岐にわたる活動を行っていると理解している。
- ・ 県営住宅団地にある高木、支障木の整枝などは、これまで同様に県で整備してまいる。県営住宅団地の草刈りなどの環境整備は、自治会の活動として引き続きお願いしたい。

なお、募集停止などの政策空家の増加に伴う入居者の大幅な減少により自治活動に支障をきたしている場合は、県負担で草刈り等の実施を検討する。

- ・ 自治会活動の一環として、環境整備に必要な草刈り機や除雪機については、県の地域発元気づくり支援金やコミュニティ助成事業の支援対象となっており、自治会の負担軽減などにもつながると考えられる。市町村におかれても自治会の支援の一環として活用を検討をお願いしたい。

参 考

〈現況及び課題・問題点〉

【平成 30 年 4 月 1 日現在の管理状況】

- | | | |
|-------------|-------------------|--------|
| ・ 県営住宅管理戸数 | 15,004 戸 (148 団地) | |
| ・ 入 居 世 帯 数 | 11,534 世帯 | |
| ・ 高齢単身世帯数 | 3,003 世帯 (26.0%) | } 重複あり |
| ・ 障がい者世帯数 | 1,893 世帯 (16.4%) | |
| ・ 生活保護世帯数 | 841 世帯 (7.3%) | |

【修繕等の維持管理に係る負担区分等】

修繕等に関しては、法律等関係法令のほか条例第 16 条第 4 号及び県営住宅等の管理に関する取扱要領第 23 で費用負担について定め、具体的な内容は入居時に渡している「県営住宅入居者のしおり」で示している。

環境整備（団地の草刈り、雪かき等）に関し、自治会の高齢化等による入居者の負担がある。

【公営住宅法抜粋】

（修繕の義務）

第 21 条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要があるときは、この限りでない。

【公営住宅法施行規則抜粋】

（修繕の義務のある附帯施設）

第十条 法第二十一条に規定する国土交通省令で定める附帯施設は、事業主体が管理する給水施設、排水施設（汚物処理槽を含む。）、電気施設、ガス施設、消火施設、共同塵（じん）かい処理施設及び道とする。ただし、給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く。

【県営住宅入居者のしおり（抜粋）】

ア 入居者が行う修繕等

（オ）排水施設 排水管又は側溝もしくは排水溝の清掃

- (ケ) その他 団地内の道路・通路・自転車置場の清掃、ごみ置場の維持管理。
雨樋・木柵・物干し・鏡・郵便受け等の修理。
テレビ共同受信施設の維持管理。
樹木の整枝（支障木・高木を除く）及び消毒、草刈り、雪かき。

イ 県が行う修繕

家屋の壁・基礎・土台・柱・床・はり・屋根および階段並びに県が管理する給水施設・排水施設（浄化槽を含む）・電気施設・ガス施設・消火施設・ごみ集積場及び団地内の道路

23 冬期交通の確保

件 名

- 豪雪地帯における国道等の降雪時の歩道の確保・堆雪帯等の整備を促進するよう国に対し働きかけること。
- 大雪による交通網の麻痺は、食料や燃料等の物流の停滞をはじめ、住民生活に多大な影響を及ぼすため、積雪時の除排雪による交通の確保が円滑に行えるよう、国、県及び市町村の連携体制を強化すること。

県の見解

- 国に対し調整会議、予算要望等の機会を通じて冬期交通の安全確保のための対策の推進について働きかけてまいりたい。
県や市町村が行う豪雪地帯における歩道・堆雪帯等の道路整備について十分な予算措置を講じるよう要望してまいりたい。
- 県では、平成26年2月大雪災害を受け、道路管理者、警察等で構成する「幹線道路連絡会議」及び、建設事務所毎に県、市町村等で構成する「除雪連絡会議」を設置し連携を図るとともに、市町村とは、県と相互に除雪協力する協定の締結や排雪場所を事前に設定するなど情報共有をしているところ。
その他、歩道用小型除雪機械を増強し、市町村を通じ自治会等へ無償貸与することにより、積雪時の歩道除雪について体制を整えているところ。
また、市町村の道路除雪が確実に実施できるよう必要な財源確保を国に要望してまいりたい。

参 考

1 雪寒事業

積雪寒冷の甚だしい地域（積雪寒冷特別地域）における冬期の道路交通の安全確保と円滑化を図る。

消雪施設（新設・更新）、スノーシェッド（新設、補修）、防雪棚等を整備するものを防雪事業、流雪溝、路盤改良及び堆雪帯幅の確保を凍雪害防止事業とし、積雪寒冷特別地域内の指定された路線において、下記の事業を実施している。

路線名	箇所名	事業内容等	全体計画	
			延長 (m)	事業予定期間
防雪事業				
(主) 扇沢大町線	大町市第2ポイント上	スノーシェット	140	(H29完了)
(主) 長野大町線	大町市三日町	無散水消雪施設 (更新)	200	H24～H30
(国) 117号	飯山市伍位野	無散水消雪施設 (更新、一部新設)	430	H24～H31
(国) 153号	塩尻市善知鳥峠	チェーン着脱所設置 堆雪帯設置	650	H27～H32
(国) 158号	松本市～鵬雲崎	雪崩予防柵設置	112	H27～H30
(主) 飯山野沢温泉線	木島平村中村	無散水消雪施設	604	H24～H32

		(更新)		
(一) 大前須坂線	高山村牧	無散水消雪施設 (更新)	335	H27～H33
計		6 箇所		
凍雪害防止事業				
(国) 148号	白馬村佐野	堆雪帯設置	400	H29～H31
(主)信濃信州新線	小川村穴尾	堆雪帯設置	420	H27～H32
(国) 292号	山ノ内町十二沢	堆雪帯設置	640	H28～H31
計		3箇所		

(2) 歩道の設置

○ 特定交通安全施設等整備事業実施計画に基づき整備

・ 歩道延長 1,787km・県管理道路延長 5,170km (H29. 4. 1 現在)

・ H30 歩道対策(豪雪地帯・交付金事業) 21 箇所 (全体 53 箇所)

○ H24 通学路緊急合同点検要対策 546 箇所に対し、「しあわせ信州総合プラン 2.0」において 2022 年度までに整備率 100%を目標としている。

(3) 歩道用除雪機械の貸与

○ 歩道用小型除雪機械(手押しタイプ)を購入し自治会等へ無償貸与

平成 25 年度まで 25 台(25 台) カッコ内累計

平成 26 年度 30 台(55 台)

平成 27 年度 25 台(80 台)

(4) 大雪時の対応

○ 平成 26 年 2 月の豪雪を受け、以下の取組により大雪災害に備えている。

- ① 各道路・交通管理者間の連携を強化(「幹線道路連絡会議」等の新設)
- ② 大雪災害時において道路情報をわかりやすく提供
- ③ 大雪災害時における少雪地域の除雪機械不足への支援
- ④ 緊急時における排雪場所をあらかじめ設定
- ⑤ 緊急時における地域内交通の確保(新たに「除雪優先路線」を設定)
- ⑥ 市町村道と県管理道路及び県境域での除雪体制を強化(相互除雪協定)
- ⑦ 高速道路通行止による一般道の除雪作業への影響を抑制
- ⑧ 滞留車両の発生を抑制(発生危険区間で早期の通行規制による集中除雪)

24 地籍調査事業の推進

件 名

地籍調査事業は、災害からの迅速な復旧や課税の適正化等、土地に関する様々な施策の基礎資料であり、早急な整備が不可欠であることから、必要な予算の確保を図るよう国に対し働きかけること。

県の見解

- ・ 被災後の復旧を迅速に実施するため、地籍調査の推進は重要視されており、進捗が遅れている町村においては、事業進捗を図りたい。
- ・ 本県のみならず全国的に地籍調査の必要性が理解され要望が多い中、国の予算が伸びず、市町村の要望に応えられていない状況は認識している。
- ・ 9 月県議会においては、近年多発する豪雨等の災害を踏まえ、認証の遅れが生じている地区に対して、緊急的に支援するための補正予算を措置したところ。
- ・ 地籍調査は、災害からの迅速な復旧、課税の適正化等に資する重要な事業であることから、市町村の現場の声を踏まえ、国土交通省に対して、北信越ブロック国土調査推進連絡協議会のほか、本年度は初めて長野県国土調査推進協議会においても

要請を実施。また、11月にも、県として国土交通省に対しての要請を行う予定。

- ・ 今後も、必要な予算の確保について引き続き国へ要望するとともに、県としても予算確保に努めてまいりたい。

参 考

1 県及び国の予算の推移

(単位：百万円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H30/H29
県(事業費)	365	385	372	410	361	88%
国	10,600	10,600	10,800	10,800	10,800	100%

- ・ 全国的に地籍調査の必要性が理解され要望が多い中、国の予算が伸びず、市町村の要望に応えられていない状況。

(国のH31予算概算要求額117億2千万円 対前年度1.09 H30年度108億円)

- ・ 事業の負担割合は、国50%、県25%、市町村25%である。特別交付税措置を考慮すると市町村の実質負担は5%である。しかしながら、財政状況等から地籍調査事業に着手できない市町村もある。

(H30年度市町村別実施状況：完了12、実施中33、休止26、未着手6)

2 県内の地籍調査の状況(平成29年度末現在)

(単位：km²)

区分	全 体		農地		宅地		林地	
	対象面積	進捗率	対象面積	進捗率	対象面積	進捗率	対象面積	進捗率
長野県	9,596	39%	1,967	64%	732	55%	6,897	30%
全 国	286,200	52%	72,058	73%	30,048	41%	184,094	44%

3 取組状況

(1) 国等への要請活動

事業実施に必要な予算の確保について、本年度、次の要望を実施(予定)

- ・ H30.5.21 県による要請活動→国土交通省
- ・ H30.7.19 北信越ブロック国土調査推進連絡協議会(会長：石川県津幡町長)による要請活動→国土交通省
- ・ H30.10.22 長野県国土調査推進協議会(会長：山ノ内町長)における要請活動→県選出国會議員、国土交通省
- ・ H30.11.12 県による要請活動→国土交通省(予定)

(2) 社会資本整備円滑化地籍整備事業の活用

県建設部及び市町村が実施している社会資本整備総合交付金の事業と連携し、社会資本整備のストック効果の早期実現に向け、先行的実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業(H28～)を市町村担当者に情報提供している。

県議会に対する陳情結果

県議会（11 月定例会）への陳情結果

○ 採択された陳情項目

- | | | |
|----|-------------------------------|------------|
| 1 | 長野県北部地震、長野県神城断層地震からの復興 | (陳第 758 号) |
| 2 | 御嶽山噴火災害からの復興と防災対策等の強化 | (陳第 759 号) |
| 3 | 大規模災害や複合災害に備えた公共事業の推進 | (陳情 760 号) |
| 4 | 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進 | (陳第 761 号) |
| 5 | 高齢者の移住受け入れ対策 | (陳第 762 号) |
| 6 | 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進 | (陳第 763 号) |
| 7 | 地域公共交通対策の推進 | (陳第 765 号) |
| 8 | 情報化施策の推進 | (陳第 767 号) |
| 9 | 地域医療・保健体制の充実 | (陳第 768 号) |
| 10 | 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度の充実 | (陳第 771 号) |
| 11 | 環境保全対策の推進 | (陳第 772 号) |
| 12 | 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進 | (陳第 773 号) |
| 13 | T P P 協定等への適切な対応 | (陳第 774 号) |
| 14 | 農業・農村対策の推進 | (陳第 775 号) |
| 15 | 野生鳥獣被害対策の推進 | (陳第 776 号) |
| 16 | 森林・林業対策の推進 | (陳第 777 号) |
| 17 | 農商工連携の推進及び起業支援による地域経済の活性化 | (陳第 778 号) |
| 18 | 農林業の 6 次産業化による地域経済の活性化 | (陳第 779 号) |
| 19 | 観光振興対策の推進 | (陳第 780 号) |
| 20 | 信州まつもと空港の国際定期便就航の推進及びスキー産業の振興 | (陳第 781 号) |
| 21 | 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実 | (陳第 782 号) |
| 22 | 河川の整備促進 | (陳第 783 号) |
| 23 | 砂防施設の整備促進 | (陳第 784 号) |
| 24 | 住宅等の耐震化の促進 | (陳第 785 号) |
| 25 | 空き家対策に対する総合的な支援策の充実 | (陳第 786 号) |
| 26 | 特定空き家に該当しない空き家に対する住宅用地特例の取り扱い | (陳情 787 号) |
| 27 | 県営住宅の適正な管理 | (陳情 788 号) |
| 28 | 冬期交通の確保 | (陳第 789 号) |
| 29 | 地籍調査事業の推進 | (陳第 790 号) |

○ 継続審査となった陳情項目

1 道州制反対 (陳第 764 号)

2 公立病院等への助成に対する特別交付税の算定 (陳第 769 号)

3 教育環境の整備 (陳第 766 号)

【付記事項】要望項目のうち、1、2については、引き続き慎重に検討する必要があるため。(36、41 ページ参照)

4 社会保障制度の充実 (陳第 770 号)

【付記事項】要望項目のうち、4の(1)については、引き続き慎重に検討する必要があるため。(59 ページ参照)

